

日本犯罪社会学会

第43回大会報告要旨集

2016

■ シンポジウム ■

刑事司法と対人援助—誰のために、何を—

■ テーマセッション A ■

脳科学と少年司法

■ テーマセッション B ■

犯罪加害者への取り組み—社会への移行を見据えて—

■ テーマセッション C ■

暴力団員と離脱者の人権

■ テーマセッション D ■

地域生活定着支援事業の現状と課題—地域生活定着支援センターに対する調査結果から見てきたもの—

■ テーマセッション E ■

少年法適用年齢引下げ

■ テーマセッション F ■

犯罪者を親にもつ子どもの視点から見た被虐待児への対応と虐待者である親との関係について

■ テーマセッション G ■

再犯・再非行防止に向けた調査研究の概要と今後の展望—法務総合研究所における近年の調査研究を中心に—

■ テーマセッション H ■

刑事政策学の復権Ⅱ—社会の変容と刑事政策学の意義—

■ テーマセッション I ■

子ども・女性を守るための犯罪予防研究の最近の状況と活用方策

■ テーマセッション J ■

刑罰や刑事司法の信頼等に関する意識調査(インターネット調査)

■ 自由報告 ■

日本犯罪社会学会編

本抄録は基本的小本人の提出されたデータをそのまま使用しているため、誤植などがあってもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

日本犯罪社会学会

第43回大会報告要旨集

2016

目次

■ シンポジウム		刑事司法と対人援助—誰のために、何を—	
	企画の趣旨等	福島 至	7
報告1	刑事法学の立場から	福島 至	8
報告2	治療学ならびに治療的司法の観点から	指宿 信	10
報告3	心神喪失者等医療観察法の対象者の主体性の課題	池原 毅和	12
報告4	刑事司法の「自己像」と「孤立」	森久 智江	14
報告5	社会福祉からみる連携の課題と展望	水藤 昌彦	16
	——本人のために、支援を、であり得るのか？——		
■ テーマセッションA		脳科学と少年司法	
	企画趣旨	山口 直也	19
報告1	脳科学・神経科学と少年非行	友田 明美	19
	—少年の脳の発達に関する脳科学・神経科学の知見—		
報告2	脳科学・神経科学が実体法に与える影響	本庄 武	20
報告3	脳科学・死刑科学の進歩が少年司法手続に与える影響	山口 直也	21
報告4	脳科学・神経科学の進歩と少年司法	上野 正雄	22
	質疑応答の概要		23
■ テーマセッションB		犯罪加害者への取り組み	
		—社会への移行を見据えて—	
	本テーマセッションについて		24
報告1	短期入所施設における取り組み	田村 勝弘	24
報告2	長期受刑施設における取り組み	帯施 龍一	24
報告3	累犯受刑施設における取り組み	柴田 英憲	25
報告4	社会内移行の視点での取り組み	角掛 雄一	
報告5	更生保護施設における取り組み	里見 有功	26
報告6	治療的司法の視点での取り組み	山田 勘一	26
報告7	学術機関としての取り組み	野澤 忍	
	指定討論および全体討議	後藤 弘子	27
		東本 愛香	27
		西中 宏吏	
		新海 浩之	28
■ テーマセッションC		暴力団員と離脱者の人権	
	企画趣旨	津富 宏	30
報告1	保護観察官の立場から	西原 実	30
報告2	暴力団離脱実態の研究	廣末 登	30
報告3	暴力団員と離脱者の人権	岩切 大地	31
	——暴力団排除施策の合憲限定解釈の可能性		
	コメント	丸山 泰弘	31
	会場での質疑応答		32

■ テーマセッションD		地域生活定着支援事業の現状と課題		
		—地域生活定着支援センターに対する調査結果から見えてきたもの—		
		企画の趣旨		33
報告1		「支援実態調査」の結果について	我藤 諭	33
報告2		「職員意識調査」の結果について	松尾 多英子	34
報告3		「地域生活定着支援センター業務に関する調査」を読んで :現場職員の視点から	益子 千枝	34
		指定討論	久保 貴	35
		議論		35
■ テーマセッションE		少年法適用年齢引下げ		
		企画趣旨	正木 祐史	36
報告1		少年法適用年齢引下げ ——ドイツとの比較から——	武内 謙治	36
報告2		少年刑法犯の動向と眼差しの構図 ～再犯の抑止機能から考える～	土井 隆義	37
報告3		少年法適用年齢引下げ —「世間」への〈再埋め込み〉をめぐる—	佐藤 直樹	38
		質疑応答・意見交換要旨	正木 祐史	39
■ テーマセッションF		犯罪者を親にもつ子どもの視点から見た被虐待児への対応と虐待者である親との関係について		
		企画趣旨	矢野 恵美	41
報告1		犯罪者を親にもつ子どもと社会的養護 ～児童福祉施設における現状と課題	松村 歌子	42
報告2		親子の分離と子どもの福祉 ～家族法の視点から	立石 直子	43
報告3		フィンランドにおける児童虐待対策	齋藤 実	43
報告4		スウェーデンにおける児童虐待の予防と事件化への体制 作り	矢野 恵美	44
報告5		ドイツにおける被虐待児への対応と虐待者である親との関 係について	小名木 明宏	45
		コメント	龍岡 資晃	46
		質疑応答		48
■ テーマセッションG		再犯・再非行防止に向けた調査研究の概要と今後の展望		
		—法務総合研究所における近年の調査研究を中心に—		
		テーマセッションの趣旨		50
報告1		法務総合研究所における再犯に関する研究について	染田 恵	50
報告2		高齢者による窃盗と再犯	富田 寛	50
報告3		非行少年の立ち直りと再犯に関する研究	只野 智弘 竹下 賀子	51
報告4		性犯罪者の否認・最小化と再犯との関連の検討	西原 舞 高橋 哲	51
		指定討論と質疑応答		52

■ テーマセッションH (ラウンドテーブル)	刑事政策学の復権Ⅱ			
	—社会の変容と刑事政策学の意義—			
	1 趣旨		53	
	2 刑事政策における検察官の位置づけ		53	
	3 話題提供		53	
■ テーマセッションI	子ども・女性を守るための犯罪予防研究の最近の状況と活用方策			
		1 企画趣旨	55	
		2 議論の概要	齊藤 知範 55	
	報告1	防犯の役割分担と負担緩和策(5)	齊藤 知範	56
		—持続可能な犯罪予防対策のために—		
	報告2		○ 山根 由子	58
		子どもの犯罪被害の前兆的事案調査の試行	齊藤 知範 原田 豊	
	報告3	まち・人の空間を意識した安全教育	宮田 美恵子	60
		—女子学生・子どものための映像教材の活用—		
	報告4	防犯の役割分担と負担緩和策(6)	○ 松川 杏寧	62
		—防犯ワークショップの質的データから見る学校安全 指導の特徴と課題—	山根 由子 齊藤 知範	
報告5	防犯の役割分担と負担緩和策(7)	田中 智仁	64	
	—警備業は子ども・女性の犯罪被害防止に資するのか—			
■ テーマセッションJ	刑罰や刑事司法の信頼等に関する意識調査(インターネット調査)			
	1 インターネット調査「刑罰や刑事司法の信頼等に関する 意識調査」実施の目的	浜井 浩一	66	
	2 単純集計の結果	崎山 右京	66	
	3 犯罪観と法令遵守	我藤 諭	67	
	4 警察への関与と心理的レジリエンス	津島 昌寛	67	

■ 自由報告

A 1	日米の死刑執行停止を求める欧州評議会2001年決議をめぐる外交文書の分析	永田 憲史	70
A 2	1948年の「残虐」観 ——死刑制度合憲判決の社会的背景Ⅱ——	櫻井 悟史	72
A 3	被害者の有責性の概念に関する歴史的考察 ——被害者学の輸入期における精神医学者の活動に注目して——	岡村 逸郎	74
B 1	【報告予定者が当日欠席のため不掲載】		
B 2	協力雇用主における就労支援の作法 ——「就労＝立ち直り」言説の受容に注目して——	都島 梨紗	76
B 3	非行少年の〈変容の物語〉の継続／改訂における更生保護施設の役割 ——「語る主体への介入」から「物語環境の調整」へ向けて	仲野 由佳理	78
C 1	問題行動に対する学校教育機関の対応と意識 ——意識調査の結果から——	○ 柴田 守 岩井 宜子	80
C 2	台湾の少年補導実践における非行少年の逸脱行動をめぐる解釈と援助	李 岱真	82
C 3	中国の売買春政策にあらわれる「幼女」の二つの秩序をめぐって	周 筱	84
C 4	「子どもの被害防止ツールキット」を活用した持続可能な多機関連携のしくみづくりの試み	原田 豊	86

シ ン ポ ジ ウ ム

第43回大会シンポジウム 「刑事司法と対人援助 ―誰のために、何を―」

コーディネータ・司会
福島 至（龍谷大学）

1 企画の趣旨

この10年ほどの間に、刑事司法と福祉との連携が注目されるようになってきた。この連携については評価できる面もあるが、他方で新たな連携が種々の課題を突きつけているようにも思われる。本シンポジウムでは、刑事司法と対人援助のあり方に焦点をあて、そこに通底する問題を検討したい。

2 これまでの経緯と現状

刑事司法と福祉との連携が広く意識されることになったきっかけは、山本譲司『獄窓記』の出版である。その後、厚労科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」を経て、いわゆる出口支援（地域生活定着支援センターの全都道府県設置、刑事施設への社会福祉士等の配置、更生緊急保護事前調整など）が、実際に各地で活発に行われるようになってきた。

その後、刑事施設に収容された後の支援から、もっと前に福祉的支援につなげることの必要性、重要性が認識され、被疑者・被告人に対する福祉的支援が組織的に行われるようになった。たとえば、いくつかの地方検察庁においては、社会福祉士が関与して、福祉への支援につなげる活動も行われている。いわゆる入口支援である。入口支援は、問題の早期解決・解消を目指すものであり、基本的に歓迎すべきことであると思う。

しかしながら、刑事司法と福祉との連携が進行するに連れ、それぞれの担い手において、違和感を抱くような事態も生じるようになってきた。たとえば、再犯防止目的の捉え方をめぐってである。捜査・訴追機関が福祉との連携を進める場合に、再犯防止の目的を掲げるのは理解できるが、民間の福祉機関においても同じようなことが掲げられると、疑問の声も挙げられている。

3 企画のねらい

刑事司法と福祉との連携と呼ぶべき活動が歓迎すべき内容を含んでいるとしても、本当に望ましい制度をもたらすことになるのであろうか。ややもすると、犯罪や非行を犯したとされて刑事司法の介入を受けることになった本人の希望や意思を離れ、刑事司法や福祉に携わる担い手側からの、いわば上から目線の介入にはなっていないであろうか。シンポジストたち全員は、本人の主体性を第一に考え、やや懐疑的なまなざしを向けざるを得ない。

本シンポジウムは、上記問題意識から、メインタ

イトルを「刑事司法と対人援助」とし（福祉よりもより明確な言葉として対人援助を用いた）、サブタイトルとして、本人の主体性・当事者性を尊重すべきであるとの思いを込めて、「誰のために、何を」とした。連携は、本当に望ましい、新たな地平を切り開いて行くのか、参加者に考える素材を提供し、問題提起したい。

これまで、司法と福祉の担い手とが、それぞれ全く異なる分野で活動し、また全く異なる原理や言語を用いて動いてきたことを考えれば、相互に違和感を感じるのは当然のこととも言えよう。それぞれの分野における課題を認識し、違いを認識することも必要なプロセスなのであろう。

なお、今年のシンポジウムは、刑事法学、刑事政策学、司法福祉学を中心に展開する。また、問題の焦点は、いわゆる入口支援を中心にする。

4 シンポジストの紹介

- (1) 刑事法学の立場から 福島 至（龍谷大学）
- (2) 治療的司法の観点から 指宿 信（成城大学）
- (3) 医療観察法対象者の主体性の課題
池原毅和（弁護士）
- (4) 刑事司法の「自己像」と「孤立」
森久智江（立命館大学）
- (5) 社会福祉からみる連携の課題と展望
水藤昌彦（山口県立大学）

なお、福島がシンポジストにもなったのは、指宿会員が新たな刑事司法（治療的司法）の観点から報告することになったため、役割を明確にするため、伝統的刑事司法の観点から報告する立場を担ったことによる。

5 当日の質疑

予想を超え、多くの方々から質問やご意見を頂戴した。当日時間がなくなり、あまり意見交換をすることができなかったことにつき、コーディネータとしてこの場を借りてお詫びしたい。

主たる質疑では、医療観察は治療的司法とは異なること、またどうしてもシステムが官僚化することなどが指摘されたほか、司法が持つ強制の契機と自立性の相克などをめぐり意見交換がなされた。このほか、治療的司法の実践例なども紹介され、終了の時刻を迎えた。

以上

1 はじめに

本報告は、いわゆる「入口支援」の活動について、法律学からの視点を提供するとともに、その問題性について検討する。とくに、被疑者段階で行われる福祉との連携が、検察官の起訴権限行使・不行使と密接に絡み合っている現象を主に念頭において、考察していきたい。

2 考察の前提

入口支援のことを語る前に、刑事法学の立場からは、ひとつ確認しておきたいことがある。それは、入口支援の段階においては、対象となる被疑者・被告人は無罪推定を受ける立場にあることである。実際に、無実の人も少なくない。この点は、十分注意を喚起しておきたい。

このことがあるので、とくに入口支援が問題となる段階においては、事実を争う当事者対抗的な構造の色彩はなかなか払拭しがたい。この手続段階で、伝統的な刑事法的考え方から完全に離脱するわけにはいかないだろう。もっとも、この段階で無実である被疑者・被告人は刑事司法から離脱することにはなろうが（できるだけ早期であることが望ましい）、その中でも福祉的支援を必要とする人は存在する。そのような人には、刑事手続の結果がどうなるかとは関係なく、福祉へとつなぐ何らかの回路（制度）は必要である。

なお、身体拘束されている被疑者・被告人には、国費で弁護人が必ず付せられるべきであると考えているが、福祉的援助を得る場合にもその弁護人が何らかのサポート的役割を果たすことが望ましい。さらに弁護人が付されている以上は、たとえば被疑者段階で検察官から福祉的調整がある場合には、必ず弁護人へ連絡するような手続きを踏むことが求められよう。

3 「入口支援」の現状をどうとらえるか

(1) 「出口支援」のはじまり

検察庁における刑事政策支援室、弁護人を中心とした更生計画の策定などの試みが行われている。なぜ、このような実践活動が生まれるに至ったのか。遡って考えるならば、刑務所在者の中に、高齢者や障がい者が、思っていた以上に多く含まれていたことへの認識がなされたことによる。このような認識を動因として、たとえば当時南高愛隣会理事長だった田島良昭は、厚労省における研究とそれに引き続く地域生活定着支援センターを立ち上げあげたのである。そのような活動を通じて、出口支援が全国

的に展開されてきたことは記憶に新しい。高齢者や障がい者の犯罪や非行について、それをもたらしている背景的原因への対応、問題除去が取り込まれるようになったのである。

このような実践活動の中で、対象者となった人の特性は、独り暮らしなど家族などからの援助が期待できない人、野宿者などホームレスの人、仕事もないし、かといって生活保護を受けているわけでもないような人などであった。そのような問題、生き辛さを抱えている人に、居場所と出番を提供する活動が、いわゆる出口支援の中心となった。ここに、刑事司法と福祉とのリンク・連携が生まれることになったのである。

(2) 裁判所の問題

高齢者などが刑務所に多く入所している事態をもたらした原因はいろいろあると思われるが、刑事法学の観点からすれば、硬直的とも言える現行刑法規定の存在を挙げておきたい。たとえば、累犯者の責任は重いと考えられ、累犯加重の規定が設けられていることが挙げられる。また、再度の執行猶予刑の言い渡しは、刑法上の要件が厳しいのでなかなか言い渡されないし、保護観察付き執行猶予中の者の再犯には実刑の言い渡しをせざるをえないようになっている。また、刑務所出所後5年内の再犯も、同様に実刑の言い渡しがほぼ不可避である。執行猶予付きの自由刑を言い渡されることになるとこの網の中に陥ってしまい、なかなか離脱が難しくなるのが現行法の制度である。

この状況を、角度を変えて見ると、裁判所にはほとんど事件処理の裁量の余地がないシステムであることを意味する。裁判所側から見れば、上述の事情を抱える被告人が公判請求されてきた際には、ほぼ実刑判決を言い渡すしかない制度になっている（単一の商品しか出てこない昔の自販機のようなもの）。宣告猶予制度もないし、刑の免除もかなり限定されているのである。もちろん、事実関係を争っている場合は別であるし、事実に微妙な事件もあるが、基本的には起訴されて事件が裁判所に継続した時点で、ほぼ帰趨は決していることを意味する。

また、裁判所においては、福祉との連携を図ることを可能にする人的な体制になっていないし、判決前調査制度などの制度は法律上規定されていない。いわば、現在の裁判所は、福祉との連携を考える上では、堅い鉄の箱みたいな存在になっている。制度上の問題もあるが、1970年代以降に最高裁事務総局による内部統制が強化されたことも、このような裁

「治療法学ならびに治療的司法の観点から」

指宿 信 (成城大学)

1 はじめに

2010年頃から我が国の検察庁トップから、従来の厳罰志向とは異なる発言や政策指針が示されることが増え、更生支援を含む検察へと転換を進める姿勢がアピールされた。

13年からは東京地方検察庁に「社会復帰支援室」が設置されたのを皮切りに全国の地検レベルで被疑者段階での不起訴決定時に福祉的支援を試みる取り組みが始まった。他方、刑事弁護の世界でも「被疑者被告人の更生支援」型弁護活動が取り組まれてきており、社会福祉士と連携して不起訴処分の受け皿を作って検察官に働きかける情状弁護を实践する弁護活動が注目を集めている¹。

このような検察・弁護の双方の活動指針が更生支援に向かうということについて、伝統的な当事者対立（弾劾主義）型の訴訟観では説明がつかない。刑事訴訟法の教科書的には双方の主張を証拠に基づいて展開し、検察側は刑罰の必要性を判断し、必要と考えれば起訴して実刑を求めるスタイルが想定されており、弁護側は、起訴猶予を獲得することが捜査弁護の第一目標であり、起訴後は無罪弁護や実刑回避弁護を目指すのが定石であっ

¹ 弁護士サイドから、「座談会 障害のある被疑者・被告人に対して弁護士は何かできるか」季刊刑事弁護85号63頁（2016）等、福祉サイドから、中村秀郷「刑事司法における入口支援(被疑者・被告人への福祉的支援)の現状と課題：更生緊急保護と入口支援に関する一考察」社会福祉士22号21頁（2015）等参照。

た。

更生支援を目的とする訴訟活動を旧来の概念や理論では説明ができないところ、1980年代に生まれたオルタナティブな訴訟理論である、〈治療法学〉(therapeutic jurisprudence:以下 TJ と略す)ならびに、同理論に基づいた〈治療的司法〉(therapeutic court/justice:以下 TC と略す)という司法手続観が最も説得的で理論的に妥当するようと思われる。

2 「治療的司法」理論と普及

TJ という司法理論・司法哲学が生まれたきっかけは、1970年代にアリゾナ大学にいたデビッド・ヴェクスラー(David B. Wexler)教授と、マイアミ大学のブルース・ウィニック(Bruce Winick)教授という2人の精神衛生法の専門家の出会いであった²。彼らは、治療的な視点を法制度、とりわけ精神障害者をめぐる法制度へと取り込むことに合意し、これが後に世界中の刑事司法のあり方に抜本的な変革を迫る観念となる TJ の端緒となった³。

² Constance Backhouse, *An Introduction to David Wexler, the Person Behind Therapeutic Jurisprudence*, 1 International Journal of Therapeutic Jurisprudence, 2016, (Forthcoming).

³ 最初期の文献として、例えば、David Wexler, *THERAPEUTIC JURISPRUDENCE: THE LAW AS A THERAPEUTIC AGENT* (Carolina Academic Press, US, 1990). TJ の理論研究や実践報告の舞台となっているのは、2年に一度開催される International

我が国を含めて英米法圏で用いられる刑事司法制度は当事者主義に立つ。裁判所は、検察官の主張（犯罪事実）について証拠に照らして法的判断を与える。弁護人の主たる役割は対立当事者として、検察官の主張と対峙し、被告人の権利が保障されるよう防御することである。

これに対して、TJ/TC 的な司法観では、裁判所は科学的な資料に基づき被告人に回復目標を与えコーチの役割を果たす。法律家是对立的ではなく更生支援に協力して働く。関係者は皆、過去志向ではなく未来志向で、支援的である。

3 問題解決型裁判所の登場と概要

こうした TJ 理論に呼応するような刑事司法の実践が 80 年代の米国各地で始まった。それは、薬物事犯者が繰り返し法廷に戻ってくることに業を煮やした裁判官たちが、刑罰による威嚇では効果がないことや薬物離脱を促す治療や環境整備を行う刑事司法制度の必要に目覚めた結果、「ドラッグ・コート」と呼ばれる専門法廷である。その後、次々と生まれてくる”問題解決型”裁判所 (problem solving court: 以下 PSC と呼ぶ) の代表的取り組みである。

PSC の例としてたとえば、ニューヨーク州では現在公式に 7 つのプログラムが用意されている。年長少年法廷、コミュニティ・コート、ドラッグ・コート、人身売買法廷 (HTC)、精神障害者法廷 (MHC)、性犯罪者法廷、退役軍人法廷である⁴。カナダのト

Congress of Law and Mental Health の世界大会における TJ トラックならびに毎年開催される International TJ Conference である。前者はおおよそ 100 本の、後者ではおおよそ 50 本の TJ 関連のペーパーが集まる。

⁴

https://www.nycourts.gov/COURTS/problem_solve

ロントでも複数のプログラムが運営され⁵、様々な問題原因を抱えて犯罪に至った被告人のケアを念頭に置いた司法過程が実現している。

4 治療的司法論から見た日本の状況

検察と福祉との連携で始まった出所者に対する社会復帰支援の取り組みも、我が国における TJ 的思想の普及と可能性を感じさせる。「出口支援」も「入口支援」の根底には更生支援の思想を持つ。だが、依然として福祉の側が積極的に不起訴に向けた介入や支援を行う形ではなく福祉、医療、コミュニティ、訴追機関が「協働」する形になっておらず TJ 理念からはまだ距離がある。また、起訴処分になると一転して刑罰志向に傾きがちで更生支援に一貫性が見られない。やはり刑事司法過程を一貫した TJ/TC 手続きの創出が急がれる。例えば、一定の薬物事犯や窃盗事案について 314 条を準用して原因となる問題を解決する間 (治療期間) 裁判を停止し、成果が認められれば検察官が公訴を取り消すといった代替ルートを考えてみてはどうか。そして、成人年齢の引き下げが予想されるので従来の年長少年に当たる年齢層を対象にした特別法廷 (年長少年法廷) をデザインすることも急務ではないか。

もちろん TJ/TC 理論も倫理的な観点や公平性などから問題を抱えていて決して万能ではない。だが、これまでの刑罰理論や刑事訴訟理論では支えることができない領域を切り開くために不可欠の思想、司法哲学なのである。

[ing/index.shtml](#) 参照。

⁵ Maryka Omatsu (指宿・吉井訳)「トロントにおける問題解決型裁判所の概要～『治療的司法』概念に基づく取り組み」立命館法學 2007(4) (通号 314) (2007) 参照。

心神喪失者等医療観察法の対象者の主体性の課題

1 はじめに

医療福祉と刑事司法は、本来、別個の制度目的を持ち異なる原理によって構築されてきた制度であるが、精神科医療福祉と刑事司法の間では、措置入院（精神保健福祉法29条）が「他人に害を及ぼすおそれ」を要件とし、同要件は「刑罰法令に触れる程度の行為を行うおそれ」と解されているため、刑事司法と隣接せざるをえない事象を含むことになり、刑事責任能力は生物学的要素として精神障害の状態を問題とするため、精神科医療福祉と隣接せざるをえない事象を含むことになる。精神科医療における強制入院制度と刑事司法の境界が不明瞭なものになり相互浸潤していく現象（Blurring）は米国でも指摘されている。¹境界の不明瞭化と相互浸潤は、それぞれの制度原理を変容させる危険性を含んでいる。

心神喪失者等医療観察法は、両制度の境界領域にある問題を司法と精神科医療の相互乗り入れによって解決することを目指した法である点で、Blurring現象の象徴ともいえるべき法律である。本報告では、同法における制度の相互浸潤がいかに進行し、その現象がその制度の対象者にどのような影響を与えているかを検討する。

2 心神喪失者等医療観察法における精神科医療福祉と刑事司法の相互浸潤（Blurring）

（1）相互浸潤の概要

心神喪失者等医療観察法における精神科医療福祉と刑事司法の相互浸潤の状態を処遇決定、処遇要件、処遇内容の観点から見ると以下のようになっている。

処遇決定においては、審判体が（刑事）裁判官及び精神保健審判員によって構成され（同法11条）、精神保健福祉士等が参与員として参加することが予定されている（同法15条、36条）。²

処遇要件においては、「病状の改善」（医療的側面）と「同様の行為の再発の防止」（刑事法的側面）、「社会復帰を促進する」（福祉的側面）が混合しており（同法1条、42条）、これを統一する理解の仕方として、「精神障害が改善されないまま再びそのために重大な他害行為が行われることになれば、そのような事実が本人の社会復帰の大きな障害になることは明らかであるので、そのような事態にならないよう、必要な医療を確保することが本人の円滑な社会復帰のために極めて重要であると考えられる。」という説明がなされている。³

処遇の内容においては、入院または入院によらない（いわゆる通院）医療の決定は処遇裁判所が行う（同法42条ほか）が、入院・通院中の医療のあり方は厚生労働大臣の権限とされ（同法81条）、実際に医療を担当するのは指定医療機関の責務とされる

東京アドヴォカシー法律事務所弁護士 池原毅和（同法82条）。他方、対象者は入院の場合も通院の場合も「医療を受けなければならない」（同法43条1項、2項）と定められている。

（2）相互浸潤の影響

第1に、処遇決定における相互浸潤の問題としては、刑事司法における予断排除の原則や厳格な照明など適正手続の原理は積極的に取り入れられていない。反面で指定入院医療機関あるいは保護観察の長の退院あるいは処遇終了の申し立てを裁判所が却下する事例が相当数見られる。指定入院医療機関等からの退院許可等の申し立ては、担当機関として治療がほぼ尽くされていることを前提にしているはずであるから、こうした事例は裁判所が「同様の行為の再発の防止」に傾斜し、とりわけ精神保健審判員もそれに賛同していることが想定される。

第2に、処遇要件の複合性の原理的説明は、この制度が社会防衛のためのものではなく、本人のためのものであるとしようとするものであるが、これによって対象者は刑罰場合以上に厳しく自己の内面の改善と変更を求められることになる。しかも、この原理的説明は、犯罪行為の原因を精神障害に求めるだけでなく、他の複合的な社会的要因に目を向けることがなく、その精神障害が改善しなければ社会が受け入れるはずはないから、本人が変わらなければならないとする立場である。その立場は極めて狭い個人モデルに立つものであり、現状の社会には何らの改善も変更も求めず、これを維持することを前提にして社会が受け入れがたいと感じる者に対して社会の期待する姿に変容することを求める者であるから、それはバターナリズムでさえもなく、むしろ実質はポリスパワーによる予防拘禁的発想を粉飾したものにすぎない。

第3に、処遇内容については、医療を実施している現場の担当医と患者である対象者に制度上自らの医療のあり方をコントロールする権限が認められていないという治療関係として奇妙な関係をもたらしている。医療内容は大卒を厚生労働大臣が決定し（81条）、指定医療機関は厚生労働大臣が定めるところに従って医療を行う（82条）。担当治療チームには、退院等の決定権限がないので、対象者から退院の申し出があっても正面から取り合うことができない。対象者は自ら裁判所に退院許可等の申し立てをすることが認められているが（50条、55条）、必要的付添人制度はない（35条）。担当治療チームに医療内容の決定権限がないので、医療内容に関する対象者のクレームを責任をもって受け止めることができない。治療選択権や治療拒否権は処遇の長期化を覚悟しない限り主張できないうに、新病棟倫理委員会

の決議によって覆されてしまう。

一方、治療者は患者との困難な治療の合意形成をすることなく、容易に同意を得られ、その同意が常に早く解放されるための引き換えに与えられたかりそめの同意にすぎないことを見落として、同意のもとで治療を進めているという錯覚に陥りやすく、ラポールの形成、治療同盟の形成が欺瞞的な構造になりやすい。また、治療者はラポール形成や治療同盟形成の技能を困難な合意形成の経験から学ぶことができず、技能の低下と強制力への依存を生じやすい。

厚生労働省及び法務省は対象者の自殺者数について明確に公表していないが、各省担当課に聴取したところ、2016年9月までに52名が自殺により死亡しており、入院処遇中の者が12名、通院処遇中の者が50名ということであった。同時点までの入院処遇者延べ数及び通院処遇者延べ数を犯罪白書及び厚生労働省公表資料から推定して自殺率を推定すると、入院者については0.45%、通院者については1.61%程度と推定される。一般の精神科医療を受療している患者の自殺率と比較すると入院者で3倍程度、通院者では6倍強の自殺率と推測される⁴。行った犯罪の重大性と精神疾患の重篤性は比例あるいは相関するものではないので、心神喪失者等医療観察法の対象者が一般の精神科医療の患者に比べて本来的に自殺リスクの高い集団であると断定することはできない。反面で同法における医療は一般の精神科医療の数倍を超える人手と予算を投入した「手厚い医療」とされている。同法の対象者の自殺の要因について積極的な調査研究は進んでいないが、巨大で複合的な官僚的医療・司法組織のもとで内面の変容を迫られ、自らの声を聞き届けられることのない状況が、有意な自殺率の背景にある可能性について十分に検証を進める必要がある。

3 医療福祉と刑事司法の相互浸潤の問題点

医療福祉と刑事司法をやや図式的に対比してみると表1のようなそれぞれの本来的独自性が認められる。これらが相互浸潤することによって、本来の独自性を喪失しあるいはゆがめることになってしまう点に根本的な課題が生じる。

第1に、医療福祉における問題としては、医療福祉におけるクライアントとの関係が権力構造化してしまうという点が指摘できる。医師・患者関係、福祉専門職・利用者関係は権力構造化しやすいため、インフォームド・コンセントをはじめとして、この関係を衡平化することが重要である。

しかし、医療福祉分野に刑事司法が浸潤することによって、医療福祉関係の権力構造化が強化され、患者・利用者は脆弱な客体になってしまう。また、既に述べたように、治療者が、患者、利用者の真意を把握し、合意形成の困難を乗り越えて、真のラポ

ールと治療同盟を形成する技能を失う。

【表1】

	刑事司法	医療福祉
介入原理	権力	合意
判断原理	慎重性、疑わしきは不可罰	迅速性、疑わしきは治療・支援
判断結果	法的安定性	臨機応変性
介入単位	事件単位	疾病・障害単位
介入期間	責任範囲	必要範囲
介入機関	公的機関（フォーマル）	自治的機関（インフォーマル）

第2に、刑事司法における問題としては、予断排除や証拠法則などの厳格な適正手続が軽視され、責任主義が弛緩して、実質的には行為者責任と展望的責任を指向して不定期刑化の傾向を生じる。

医療福祉と生活のあり方など私的な領域から、さらに内心の領域にまで刑事司法が介入する可能性を拡大し、市民社会の自治と自由度の低下を招く危険性が高まることが予測される。

4 おわりに

医療福祉と刑事司法の連携は、適正手続の枠組みの中で医療福祉という人間科学の成果を生かし、対象となる人の福利を向上させることができれば大きな成果を期待できるにも思われる。しかし、反面で、安易にその融合や相互浸潤を進めれば、それぞれの制度が守るべき目的や原理が歪められ、対象者にはいずれの制度からも許されないような強度の介入を無制限に行ない、しかも、医療福祉が持つ福利増進のイメージと刑事司法が持つ適正手続による人権保障のイメージが、現実には生じている過度の介入や対象者への抑圧を見失わせ、さらに、それにかかわる専門職の技能低下と強制力依存を増進することになる危険性を内包している。

こうした負の側面にも十分な配慮と検証を加えながら、それぞれの制度がいかなる面で、また、いかなる範囲で協働しうるものであるかを検討していくことが必要である。

¹ “A Prescription for Dignity Rethinking Criminal Justice and Mental Disability law”, Michael L. Perlin, 2013 Routledge

² 精神保健審判員及び精神保健参与員は厚生労働大臣作成の名簿に基づく(同法6条2項,15条2項)。

³ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」及び「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続き等に関する規則」の解説、最高裁判所事務総局、16頁

⁴ 精神科入院者の自殺率0.15%（精神科入院患者自殺調査報告書、平成24年12月、新潟県精神保健福祉センター、新潟市こころの健康センター）、精神科通院自立支援医療通院者受給者の自殺率0.26%（阿部俊幸、小出祥之：精神科通院自立支援医療受給者の自殺率について、平成23年度新潟県福祉保健関係職員研修会資料(研究発表抄録)；7-9)

刑事司法の「自己像」と「孤立」

森久智江（立命館大学）

I. 報告の目的

本報告では、近年の「司法と福祉の連携」と呼ばれる状況が進む一方で、従来、刑事司法は何を解決してきたのか、何を解決しようとしているのか、すなわち「刑事司法の役割」をあらためて自ら問い直すべき状況にあることを指摘する。また、その課題の前提となる刑事司法自身の自己認識とはどのようなものであるのかにつき俯瞰した上で、今後、刑事司法が向き合うべき課題とその解決の方向性について、若干の検討を行うこととしたい。

II. 刑事司法の役割？

矯正・保護を含む広義の刑事司法に関与する各機関は、その役割を「犯罪への対応」という点において同様の役割を有していても、その詳細についてはそれぞれ異なる認識があるであろう。具体的には、適正手続保障、刑罰の実現、再犯防止、社会復帰、加えてこれらを実現するための処遇の実施等がある。とりわけ、主に刑事司法の出口を担う保護は、社会を目の前にした犯罪行為者本人と向き合うため、より「社会復帰」やそもそも犯罪の背景にあった諸要因をその中心に置き、それゆえに方法論としてもより現実的な生活再建課題への取り組みとならざるを得ない。

一方、公判段階までの刑事手続においては、少年の要保護性を問題とする少年司法手続と異なり、本人の「社会復帰」に向けた要素や犯罪の背景は少なくとも中心的な考慮事項ではなく、犯情中心主義的な量刑は再犯者への厳しい刑罰に帰結し、また、犯罪に対する唯一かつ「効果的」対応として、刑罰以外のものを想定してもこなかった。このことが、刑務所における障がい者・高齢者をはじめとした再入者、すなわち刑事司法制度における「リピーター」の増産という深刻な状況を生じさせた一要因であることは否めないのではないかと。近時、顕在化したかくなる課題は、「刑事司法（による刑罰）のみによっては解決し得ない問題の顕在化」であり、それゆえに、司法が福祉との連携を模索せざるを得なくなったものといえる。

このような流れの中で、検察による「社会復帰支援室」の設置をはじめとした「再犯防止」のための措置の活性化、刑の一部執行猶予制度導入による「再犯防止」を考慮した処分選択もなされるようになった。しかし、このことは刑事司法制度の役割の変容なのであろうか。そこで言われる「再犯防止」とは

どのような概念であるのか、「社会復帰」とはどのような関係にあるものであるのか、また、「再犯防止」や「社会復帰」を果たすための「処遇」とはどのような手段として認識されているのであろうか。

III. 刑事司法における「社会復帰」・「再犯防止」概念の国際的変遷

刑事司法における「社会復帰」と「処遇」概念について、国際的には、1955年の国連被拘禁者処遇最低基準規則で、受刑者処遇における社会復帰理念が明確化され、他律的処遇が否定された。しかしながら同時に、本人を社会復帰処遇の客体にとらえ、「社会防衛」のための「社会復帰」、すなわち「社会復帰」は「再犯防止」の手段とも捉えられる規定もなされていた。

1987年に欧州刑事施設規則で「人間の尊厳の確保」の規定、「社会防衛」のための「社会復帰」規定の削除が行われ、被拘禁者の処遇への協力・参加が奨励された。この流れは、受刑者の主体的な生活能力獲得のための社会的援助を中心とした社会復帰処遇を目指すものであった。このような「社会復帰」を目指す「処遇」は、当時、「今日のが国の行刑のまさに対極にあるもの」とであるとされた。

III. 日本における「社会復帰」と「処遇」概念

監獄法は「受刑者の処遇思想をもたない管理法」であり、行刑と保護間の思想的・実務的断絶が存在したため、歴史的に、行刑累進処遇令、犯罪者予防更生法、更生緊急保護法の制定による「社会復帰」処遇思想の補充が徐々になされた。一方、実際の刑事裁判においては、被告人の社会復帰に向けた「具体的な改善計画の可能性」よりも、有罪認定された犯罪行為に対する「世論の溜飲を下げる程度」の刑罰たる拘禁、苦痛が、再犯防止につながるという「期待」によって判決が下され、刑務所においては「自己決定の機会を完全に剥奪され、ただ他律的に生きる」行刑が行われていた。

現行法である被収容者処遇法は、「処遇」について本人の「自覚」を求め、「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る」との「社会復帰」処遇の原則を置いた（30条）。しかし同法の改善指導（103条）・教科指導（104条）の強制（と解釈されている）規定に対しては、処遇原則における自律性との矛盾、本来の自由刑の内容を超える刑罰の賦課、処遇強制による処遇効果への疑問といっ

た批判がなされている。処遇原則における主体性の尊重とその方法論たる「処遇」における矛盾が見られるのである。また、更生保護法においても「改善更生」・「社会復帰」の反射的効果として追求されていた「再犯防止」から、「社会復帰」と「再犯防止」が並列的に追求されることとなった。

かように、日本の刑事司法においては、「自立」・「自覚」を謳いつつ、同時に強制的な「処遇」を用いて、「社会復帰」を強いられることにより果たされる「再犯防止」が目指されているものといえる。さらに、刑事司法制度には、その強制性・他律性を維持し続ける、刑罰という手段に疑問を持たない（持ち難い）上意下達の構造があるといえよう。

刑事司法と連携しようとする、福祉をはじめとした対人援助は、このような刑事司法の構造に組み込まれかけているのではないか。たとえば、近年の司法との連携の取り組みにおいて、福祉領域の専門職が被支援者の「再犯防止」を強く意識することで、ラポールの形成や周囲との調整における支障をきたし、福祉としての役割に混乱を生じているような現状もある。対人援助はこのような混乱にどのように対処していくべきなのであろうか。

IV. 対人援助との交錯による刑事司法の「自己像」変容可能性

そもそも対人援助における支援も、ある種の「強制性」や他律性に陥る危険性を有している。それは、対人援助における支援が本人の権利に基づくものとしてではなく、恩恵的かつパターンリスティックな支援を、支援者が無自覚に行ってしまったときの「みえざる強制性」である。福祉に関与した経験を有する人の中には、「福祉は無期懲役」であるという感覚を有する人もいる。対人援助における支援は、障害者権利条約における社会モデル的な新たな人権概念によって主張されるように、本人を中心に据え、社会との関係性の中での自律的な生活（人生）のための支援であるべきであろう。その意味で、現状では、対人援助のあり方自体も発展的に変容しつつある状況にあるといえる。

このような変容を遂げつつある対人援助が、刑事司法との交錯においてその独立性を担保するということは、まさに対人援助における重要な価値を示すということではないのか。すなわち、「人が人を変えること」や「人が人を管理すること」という他律的な営みではなく、「人が人を支えること」が、結果的に本人の変容に繋がり得るといふ自律的な営みこそが、「人が人に関わること」の本質であるということであろう。刑事司法との間で、犯罪行為者に対する関わりを通して対人援助がこのことを提示し続けることは、却って他律的な刑事司法の「孤立」を明白

なものにしていくように思われる。それはおそらく、「刑罰」という手段によっては生じ得なかった個人の変容に、様々な場面で遭遇することによって徐々に確かなものになりうるのではないだろうか。

現に、オーストラリア・ビクトリア州においては、近隣司法センター（Neighbourhood Justice Centre : NJC）という取り組みが、刑事司法の役割を変えつつある。NJCには、（公的・民間機関による）地域サービス、コミュニティセンター、調停、（ガラス張りの）法廷が一堂に会しており、そこで犯罪を契機にあらゆる地域の課題に対して、関係者自らが支援のためのコーディネートを受けられるのである。NJCは、①裁判所による（刑事）司法の役割の再定位、②（地域）社会における信頼性の構築、③犯罪行為者本人を含む社会の自律的問題解決能力の向上に資するものと評価されている。このことは、NJCが、曖昧な「世論」・「社会」ではなく、具体的な（地域）社会と、何らかのニーズを抱えた具体的な個人を見据え、そのための問題解決のために自律的に連携を取り始めたからこそである。そこにあるのは、従来の「刑罰」しか選べない司法ではない。

現に、日本の少年司法においては、多様な社会の担い手と関与しながら、少年の要保護性を解消するための経験が積み重ねられてきた。刑事司法もまた問題性を抱え、その「刑罰」という旧い手段による解決が困難な問題に直面しているとすれば、「人」に関わる上での原理的な価値観を有する対人援助や、具体的な社会の担い手との間で、対等な関係性を構築しながら、それらを前提とした刑事司法の役割を率直に問い直していくべきである。そのとき、刑事司法も、他律的に規定されていく刑事司法から、自律的に課題に向き合える刑事司法へと変容できる可能性があるのではないか。

文献

森久智江, 2017 (刊行予定), 「オーストラリアの少年司法—Restorative Justice の理念に基づくアプローチのその後」山口直也編『新時代の比較少年法』成文堂。

加藤幸雄・水藤昌彦・森久智江, 2016, 『司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自立性と司法との連携～』独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園。

森久智江, 2013, 「刑の一部執行猶予制度に関する一考察」『立命館法学』345・346 : 844-870。

土井政和, 2007, 「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革 刑務所システム再構築への指針』日本評論社。

社会福祉からみる連携の課題と展望 ——本人のために、支援を、であり得るのか——

水藤昌彦（山口県立大学）

1 刑事司法と社会福祉の関係

歴史的な観点からみると、刑事司法と社会福祉の関係は以下のように移り変わってきている。まず、日本における近代社会福祉の黎明期においては、監獄改良、教戒事業、出獄人保護事業など、社会福祉領域の事業は刑事司法と深く関係していた。

第二次世界大戦後に社会福祉法が定められた際、「更生保護法に定める更生保護事業は社会福祉事業に含まれない」（法2条4項1号）と規定されたことから、両者の関係は遠ざかったとされる。この時期からは、もっぱら、刑事司法システム内部における福祉的機能の問題が更生保護や少年司法との関係で問題とされ、司法福祉領域以外の社会福祉においては、多くの場合、刑事司法との関わりはほとんど意識されることなく事業が展開された。そのため、刑事司法と社会福祉が同じクライアントに対して関わるという意識は薄かったか、あるいはほとんどなかったと言える。

このように、社会福祉からは遠い存在であった刑事司法との関係が変化する契機となったのは、医療観察法の制定にある。2003年の同法成立に伴い、通院処遇終了後に一般精神科医療や精神保健福祉が関わることになり、また精神保健福祉士等が社会復帰調整官として採用されるようになった。また、2000年代半ばから、高齢・障害のある矯正施設「退所者」に対する釈放時支援、通称「出口支援」が開始された。これによって、矯正施設に社会福祉士等が配置されるようになり、地域生活定着支援センターが各都道府県に設置された。その後、「入口支援」といわれる、被疑者・被告人段階においても、弁護士と社会福祉士等の連携による更生支援の試み、地方検察庁における社会福祉士等の雇用・連携、地方検察庁と保護観察所による更生緊急保護事前調整重点実施などが開始されている。

これら出口・入口支援は、いずれも刑事司法の関与を契機として、犯罪行為者に医療、福祉サービスなどの利用、あるいは再利用を促すという共通のメカニズムを有している。医療観察法を除いては、医療・福祉サービスは、刑事司法機関の外部に存在し、指示、命令や監督を受けることのない独立した事業者であり、その関わりには刑事司法によるような強制性は伴わない。福祉の営みは、より幸福な状態を目指して、本人の意思に基づいて行われるとされる。しかし、福祉が刑事司法と並行して関わる時、その目的は、支援対象者本人の意思による、より幸福

な状態を目指した支援となっているのかというのが報告者の問題意識である。

本報告では、近年の刑事司法と対人援助の関係を社会福祉の側から確認し、その課題について批判的に検討する。具体的には、刑事司法と連携する社会福祉が、本当に本人のための支援であり得るのかという問いを立て、①利用者本人による意思決定と動機づけ、②福祉機関の役割、③新たなラベリングの3点について考える。そのうえで、各課題についての展望を報告者なりに示すことで、議論への題材提供を試みたい。

2 課題1：利用者本人による意思決定と動機づけ

これは本人による意思決定の実質性の問題、及びその欠如が支援を受けることへの動機づけにどのように影響しているかという問題である。

本人による意思決定の実質性の問題は、出口支援開始時から指摘されていたが、入口支援が展開されるようになり、その深さは増しているように思われる。釈放時援助としての「特別調整」対象者の選定要件には、①対象となることを希望していること、及び②特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していることが含まれている。ここで特に問題となるのは①の同意である。実際に特別調整の対象となった者や支援者などから話を聞くと、当事者からは「自分が何に同意したか理解していない」「特別調整の対象となることの意味がよくわからなかった」という声が聞かれ、支援者からは「対象者への説得の必要性」が語られている。このことから、本人による意思決定の実質性への疑問が生ずる。

入口支援においては、意思決定にあたっての自発性の問題が一層深刻であると思われる。なぜなら、本人に対する処分が決定していない段階では、意思決定にあたっては、処分をより軽くするために福祉サービスを利用するという誘因が当事者側に強く作用する可能性が考えられるからである。そして、実刑を回避するかどうかというような事案では、同様な誘因が弁護士に対しても一定程度働く可能性もある。不起訴処分にあたって、福祉サービス利用が条件化されるおそれが指摘されている（葛野 2016）。

支援対象者本人の自発的意思が欠如した状態で支援がなされれば、本人の行動変容への動機づけには否定的な影響を及ぼすことが懸念される。

3 課題2：福祉機関の役割

これは福祉機関に対して、誰から、どのような役割期待があるのか、また、福祉機関に所属する支援者は自らの機能や役割についてどのように認識しているのかという問題である。

福祉機関に対して期待する主体としては、連携相手である刑事司法機関、支援を受ける当事者、支援者の所属組織など、さまざまなものが考えられる。刑事政策において再犯防止が強調されている現状を考えれば、期待される役割は「援助」なのか「監視」（これには「援助という名の下の緩やかな監視」も含まれる）なのかに大別されるであろう。支援を受ける当事者からの福祉機関に対する役割期待が援助であるのは自明としても、それ以外の主体からの期待には援助と監視が混在している。場合によっては、監視だけではなく、矯正施設に代替する隔離機能を求められることもある。被疑者・被告人段階において、「福祉施設に入所するのであれば不起訴にできる」という旨の話があったというのは、特定の地域に限らず、複数の支援者から聞かれる。これは福祉による本人支援が社会防衛へと転換する可能性（土井 2014）を示す事例である。

福祉機関に所属する支援者による自己認識については、援助と監視の双方が混在していると考えられる。自身が再犯防止の役割を担っている、あるいはその役割を期待されていると考えている支援者がかなりの数存在することが量的調査によって明らかになっている（木下ほか 2011）。一方で、支援者への聞き取り調査では、犯罪への対応は司法機関の役割であるという考えも示されている（山崎ほか 2015）。

福祉は、社会資源とのつながりを作り、支援対象者を取り巻く環境へ介入することで生活の質の向上を目指す。また、犯罪をした人への支援では、本人の行動変容を促すことも支援の一部に含まれる。障害福祉の領域では、長年にわたって医学モデルに基づく指導、訓練が強調され、近年になって生活モデルや権利擁護が意識されるようになってきたという歴史がある。強いパターンリズムを内包してきた福祉にとっては、過剰で、強制的な介入をいかにして回避するのかが大きな問題であるはずである。しかし、近時の刑事司法との連携にあたって、刑事司法の持つ強制性が、パターンリズムを含めた自らの有り様でどのように影響するかについて、福祉機関はどの程度認識しているのだろうか。

4 課題3：新たなラベリング

これは近時の刑事司法と福祉の連携によって、「犯罪をした障害者、高齢者」という新たなラベリングが生じているのではないかという問題である。

従来からの刑事司法機関による処分として行われる処遇とは異なり、福祉機関による支援は本人の同意による契約に基づいて提供される。そのため、関与の時間的制約がなくなる可能性がある。必要とされる支援を継続できるという意味において、無期限性は肯定的にも評価できるが、一方で「逃れられない福祉」（丸山 2012）となって、ラベリングがより強力になり、永続する危険性がある。

また、福祉機関にとって、犯罪をした人への援助は稀有である（大村など 2013）ことから、「特殊な対象者観」が形成されるおそれもある。

5 展望

課題1については、本人による意思決定を実質化する援助の仕組みが求められる。特に入口支援においては、実刑回避の手段として、検察官だけではなく、弁護士からも支援を受けるようにというプレッシャーが高まる可能性があることから、対応をどう考えるかが重要となるだろう。

課題2については、福祉機関による援助が当事者への統制の仕組みとして機能する可能性があることを明確にしたうえで、支援者ネットワークを統制機能への自己確認、及び必要に応じた改善のための仕組みとして利用することが可能ではないか。

課題3については、犯罪ではなく、犯罪原因への着目がラベリングへの認識を変容させる可能性が先行調査によって示唆されている。

参考文献

- 土井政和, 2014, 「はじめに」『犯罪社会学研究』39: 4-6.
- 木下大生・小野隆一・水藤昌彦, 2011 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究(1)」『国立のぞみの園紀要』4: 1-14.
- 葛野尋之, 2016, 『刑事司法改革と刑事弁護』現代人文社.
- 丸山泰弘, 2012, 「非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク—地域生活定着支援センターを中心に」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社.
- 大村美保・木下大生・志賀利一・相馬大祐, 2013 「矯正施設を退所した障害者の地域生活支援—相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から—」『国立のぞみの園紀要』6: 25-37.
- 山崎康一郎・我藤諭・水藤昌彦, 2015 「性加害行為のある知的障がい者への支援の展開過程について：支援経験者へのインタビュー調査より」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』5: 94-106.

テ ー マ セ ッ シ ョ ン

脳科学と少年司法

コーディネーター・司会 山口直也 (立命館大学)
 報告者 友田明美 (福井大学)
 本庄 武 (一橋大学)
 山口直也 (立命館大学)
 上野正雄 (明治大学)

企画趣旨 (山口直也)

わが国では、現在、少年法の適用年齢を引き下げて、18歳・19歳の「年長少年」については、原則として刑事処分(刑罰)をもって臨もうとする議論が起こっている。一方で、厳罰主義を推進してきた米国においては、脳科学・神経科学の新たな知見による「子ども(=少年)」の再発見を契機に、米国連邦最高裁判決が、少年に対する死刑及び仮釈放なし終身刑を廃止し、いくつかの州では、少年法の適用年齢を21歳未満まで引き上げようとする動きがある。そこで本企画では、子どもの脳の発達過程に関する医学者の報告を踏まえたうえで、少年の刑事責任及びミランダ告知に関して脳科学の観点から新たな判断を示した米国連邦最高裁判例を分析し、わが国の少年司法に与え得る影響について考えてみたい。

第1報告 脳科学・神経科学と少年非行——少年の脳の発達に関する脳科学・神経科学の知見——

友田明美 (福井大学子どものこころの発達研究センター)

少子高齢化が加速度的に進む我が国において、残念ながら児童虐待の対応件数は増加の一途である。近年、欧米では、チャイルド・マルトリートメント、日本語で「不適切な養育」という考え方が一般化してきた。身体的虐待、性的虐待だけではなく、ネグレクト、心理的虐待を包括した呼称であり、大人の子どもの子どもに対する不適切な関わりを意味したより広い概念である。この考え方では、加害の意図の有無は関係なく、子どもにとって有害かどうかだけで判断される。

近年の研究では、ヒトの脳は胎児期、乳幼児期、思春期に爆発的に成長するが、その時期は

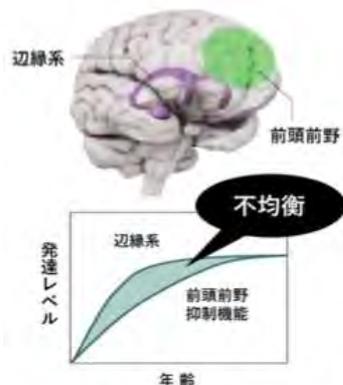


図1 思春期には前頭前皮質の抑制機能がいったん弱まる (Giedd (2015)より一部改変)

脆弱な時期でもある。昨今の脳科学(脳MR画像研究)の進歩で、ヒトの前頭前皮質(prefrontal cortex)の成熟のプロセスが緩徐に進行することがわかってきた(Giedd 1999, Sowell 1999 & 2001)。例えば、前頭前皮質(Giedd 1999, Sowell 1999 & 2001, Gogtay 2004)や脳機能(Blakemore & Choudhury 2006, Casey 2008)が20代後半まで進行することが報告されている。

一方で、感情と報酬感を制御している大脳辺縁系の発達はまだ前頭前皮質が未熟な10歳頃に始まる「思春期」にホルモン量が増えて成熟が促される。また、10代の若者では感情をつかさどる大脳辺縁系と衝動的行動を抑制する前頭前皮質の成熟がミスマッチしていることが明らかになってきた(Giedd 2015, 図1)。すなわち、この不均衡のために前頭前皮質が未熟な10代の少年たちは危険な行動に走りがちだが、一方で環境が適切に整えられれば、それに素早く適応することも十分に可能であること、即ち「脳の可塑性」もわかってきた。現代では、思春期の開始年齢は世界的に早まる傾向にあることが知られており、世界的に長くなってきている不均衡期

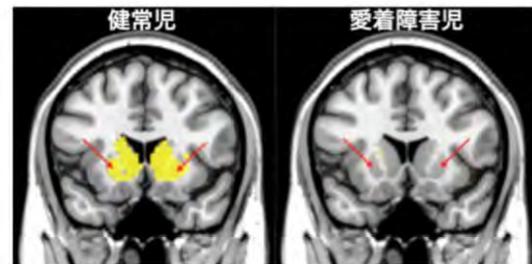


図2. 報酬課題による機能的MRI。愛着障害児では、お金の金額にかかわらず「ご褒美であるお金」に反応する線条体の活動が低下していた。(Takiguchi & Tomoda, BrJP Open 2015)

間にあるヒト10代の脳を理解することは可塑性(脳領域間のネットワークを変更することによって環境に応じて変化できる)の視点からも重要で、今後の脳科学研究の大きな課題である。

10代の少年たちの脳がたとえ判断能力はあっても、衝動性が高く、こらえ難い状態にあるとすると、今の日本のような暴力、セックスなど攻撃的な刺激や、過度の競争・孤立・格差を生む文化状況は、少年が間違いを起こしやすい環境ではないだろうか。

刑事裁判、とりわけ少年犯罪に対する思慮深さは大切で、安直な厳罰主義ではなく、背景を汲んだ教育的処断ができる少年法と更正のための社会的包摂こそ、急がば回れの対処法ではないか。逮捕され、鑑別所に入れられた少年は、一様に大きなショックを受ける。これは、よい指導介入の機会でもあり、信頼にたる大人との出会い、健康的な人間関係や帰属、規則正しい生活習慣を獲得できれば、少年の多くは可塑性の視点からも立ち直ることができるであろう。

現在までに得られてきた脳科学的知見は、少年犯罪が非難可能性 (culpability) の低いものであるという見解を支持するというよりは、脳の可塑性の観点から修復可能性 (vulnerability) があるという事実を投げかけてきていることを忘れてはならない。

本テーマセッションでは脳科学・神経科学の進展によって明らかにされた、子どもの脳の前頭前野の未発達、神経伝達における髄鞘化 (myelination) の不完全性等について、児童虐待による脳発達の障害要因も含めてそのメカニズムを解説した。そのうえで、演者が報告してきた様々な虐待経験が若年成人者の脳へ及ぼす影響や愛着障害を有する子どもの脳の未発達と精神的未成熟性の関係 (図 2, 3) について、少年非行原因との関連も含めて紹介した。また、発達障害特性を持つ少年たちへのサポートに、更に虐待に至るリスクを抱える養育者への予防的支援にも、こうした視座からの考察が必要であることを概説した。

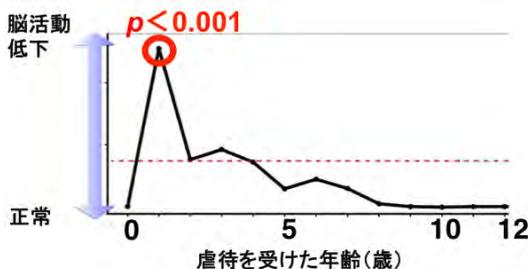


図 3 愛着障害患者の線条体活動低下の感受性期

第 2 報告 脳科学・神経科学が実体法に与える影響 本庄 武 (一橋大学)

1 アメリカ連邦最高裁の判例

一連の判決は最新の科学的知見を踏まえて、少年に対する刑事処分の制限を打ち出している。

まずローパー判決 (Roper v. Simmons(2005)) は、犯行時 18 歳未満の少年に対して死刑を科すのは残酷で異常な刑罰を禁ずる合衆国憲法修正 8 条に違反すると判断した。

ローパー判決は、少年の成人との違いを 3 点にわたって指摘した。第 1 に、少年は成熟性が欠如しており、責任感が未発達である。第 2 に、少年は否定

的な影響や仲間の圧力等の外部からの圧力に脆弱であり、さらされやすい。少年は自らを取り囲む環境をコントロールする力や経験が乏しいためである。第 3 に、少年の性格は成人の性格ほど固まっておらず、その人格特性はより流動的である。

少年の有責性や非難可能性 Culpability は実質的に減少しているため、応報の要請は成人の場合ほど強くなく、抑止力も働きにくい。それに対して、確かに、稀には十分に成熟した少年犯罪者もいるかもしれないが、成熟性の判断は専門家にとってすら難しいものであるため、一律に少年に対する死刑は禁止されるべきとされたのである。

続くグラハム判決 (Graham v. Florida(2011)) は、殺人以外の事件で犯行時 18 歳未満の少年に仮釈放のない終身刑 (LWOP) を科すことについても、憲法違反であると判示した。

グラハム判決では、心理学や脳科学の発展が少年と成人の心には基本的な相違が存在し、行動統制に関わる脳の部分は青年期後期にかけて成熟し続ける、という科学的な知見に明示的に言及された。

そのうえで LWOP は、自由を回復不可能な形で奪うものであり、少年に対しては、成人より長期の自由を奪うことでより厳しく作用するため、殺人以外の事件では、犯罪に相応する刑罰ではないとされた。また少年には、成熟と改善を示すことで釈放を得る有意義な機会が提供されなければならない。

さらにミラー判決 (Miller v. Alabama(2012)) は、殺人事件において、少年に対して自動的に LWOP を科すことが憲法違反とされた。

ミラー判決はグラハム判決が指摘した子どもの特性は罪種に特化したものではなく、殺人事件の場合にも当てはまること、自動的に仮釈放のない終身刑を科すと子どもの特性を考慮できないことを強調する。そのうえで、被告人が子どもであることは、量刑に際して特別の配慮を要する事柄であり、少年に LWOP が相応しい事案はめったにない、と述べている。

2 一連の判決の意義と波及効

第 1 に、一連の判決は、科学的な裏付けを有するものとして、少年の特性に言及している。その中核的含意は、少年の過去に犯した犯罪についての非難可能性が成人よりも低いことであるが、3 点目の特性である人格特性の流動性は、少年の可塑性、改善更生可能性の高さにも結び付く特性である。その点が、社会復帰の可能性がない LWOP を少年に科すことへの否定的評価を導いたと考えられる。

ただしローパー判決、グラハム判決は誤って未成熟な少年に相当でない死刑や LWOP を科すリスクを回避するために一律禁止を打ち出していたのに対し、ミラー判決は個別審査の結果、殺人事件で LWOP を

科す余地を認めている。この点は一貫していないように見え、将来的に少年に対しておよそ LWOP が禁止されるに至る可能性がある。

第 2 に、一連の判決を受けて、州の中には刑の下限を設定し、それを下回ることを禁止する必要の最低刑制度を少年に適用することを見直すところが出てきている。これは、少年の非難可能性が一般的に低下しているのであれば、死刑や LWOP に限らず少年刑は一般的に成人刑よりも軽くなければならない、と考えられつつあることを意味する可能性がある。

第 3 に、少年を成人刑務所に収容することを回避し、少人数で家族とのつながりを意識した社会内処遇を重視する改革を行った州がある。脳科学の知見の強調が、非難可能性の低減だけでなく、可塑性の高さの主張をも説得的にしていることがうかがえる。

第 4 に、より一般的に脳科学・神経科学のインパクトを考えると、慈悲心を動因としていたかつてのパレンス・パトリエ思想とは異なり、科学的知見に裏付けられることで、少年を特別に扱うことは強固に下支えされる。しかも、行動を制御する能力は 20 代でもなお発達し続けるとされていることからわかるように、より高い年代の少年・青年をも特別扱いする根拠にもなり得る。ただしその特別扱いが、刑事処分の範疇での特別扱いにとどまるのか、それとも保護処分にも及ぶのか、及ぶとした場合に保護処分を科す原理自体が変容するのかについては依然として未知数である。

文献

Scott, Elizabeth S. and Laurence Steinberg, 2008,

Rethinking Juvenile Justice, Harvard UP.

本庄武, 2014, 『少年に対する刑事処分』現代人文社.

海瀬弘章, 2014, 「アメリカ少年司法の新しい潮流とわが国への示唆 (上)」季刊刑事弁護 80 号.

第 3 報告 脳科学・死刑科学の進歩が少年司法手続に与える影響 山口直也 (立命館大学)

1 報告の目的

本報告では、米国連邦最高裁 J.D.B. 判決が少年司法手続における適正手続保障のあり方に与え得る影響を検討した。

2 J.D.B 判決

本件は、13 歳の少年 J.D.B. が学校の中で制服警察官に会議室に連れて行かれ、学校関係者 3 名在席のうえで、住居侵入窃盗についての質問を受けたことが、身柄拘束時には弁護人依頼権、黙秘権等の権利告知をしなければならないとする、いわゆるミランダ原則に反するのではないかが問われた事例である。

争点は、13 歳の精神的に未成熟な少年にとっては、

学校の扉が閉められた部屋の中で、保護者の立ち会いもなく、制服警察官を含む大人 4 名に囲まれて 45 分間の質問を受ける状況が、ミランダ警告供与時期である「身柄拘束」にあたるか否かである。

州最高裁は、学校の会議室は警察の取調室でもなく、ましてや逮捕されていなかったのであるからミランダ警告は不要としたが、連邦最高裁は、13 歳の少年に対する閉鎖空間での質問は、事実上の身柄拘束状態での取調べにあたるとして、ミランダ警告が必要であるとしたのである。

一言で言えば、連邦最高裁は、先のローパー判決と同様に「子どもは小さな大人ではなく、子どもは子どもである」ということを科学的に再確認したのである。

特に法廷意見を書いたリベラル派のソトマイヨール裁判官は、ローパー判決、グラハム判決、ミラー判決及びモントゴメリー判決に多大な影響を及ぼした専門団体の意見書を採り入れて、人間の脳が 20 代半ばまで未成熟・未発達であることを前提に、少年が一般的・典型的に外部の環境の影響を受けやすく、大人にとっては任意と判断される状況も、任意と判断できない状況が生じることを認定したのである。そして法理論的には、1966 年ミランダ判決以降、ミランダ警告供与の開始要件とされてきた「身柄拘束」状態の判断において、少年の年齢を客観的指標として組み込むことを明言したのである。すなわち、捜査官が年齢を考慮することなく、逮捕していないと理由だけでミランダ警告を怠った場合には、獲得された自白の証拠能力は否定されることになったのである。

3 取調べ下における少年の扱い

では、本件判決に至るまでに、少年の取調べにおける自白の証拠能力はどのように扱われてきたのであろうか。

ミランダ判決以前の少年の取調べにおいては、いわゆる適正手続保障の観点から自白の任意性の問題として扱われてきており、15 歳で IQ も低く、深夜 10 時間に取調べが及んでも、当該少年に自己主張能力が認められると裁判所が判断すれば、自白の証拠能力は否定されることはなかったのである。また、ミランダ判決以降も、ミランダ告知義務の発生要件である「身柄拘束」状態にない限り、少年被疑者に対してミランダの権利を告知する必要性はないと判断されてきたのである。そしてその後の議論の焦点は、少年がミランダの権利を理解したうえで放棄できるか否かに集中してきたと言える。

ところが 2004 年のヤーボロー判決において、実質的身柄拘束状態（任意で立ち去ることができるか否か）は合理人の主観的判断によるのか、それとも年齢という客観的基準で判断できるのかが争われた

のである。結果として5対4の判断で前者となったが、この判断が脳科学の知見を受けてJ.D.B.判決で覆ったことになる。

4 J.D.B.判決の射程及びその含意

J.D.B.判決は、ミランダ警告供与時期に関して、捜査官に明白な未成年年齢を自由剥奪の一客観要素としたことに大きな意義がある。大人（合理人）と子どもは違う存在であることを再確認し、子どもの精神的脆弱性（Vulnerability）が、少年司法手続において相応に考慮される必要性を指摘したのである。実体法に関するローパー判決等が子どもの認知未発達を根拠に帰責可能性（Culpability）の低減を指摘したのに対して、J.D.B.判決は、精神的脆弱性を根拠に被暗示性・迎合性が強いこと、認知未発達を根拠に、手続及びその帰結に関する理解力、意思決定能力が低いことを指摘したのである。

5 わが国への示唆

脳科学・神経科学の知見をもとに子ども固有の手続保障が必要であるとした本判決は、わが国の少年司法手続（捜査、審判）、少年刑事裁判における「適正」手続保障を再考する多大な示唆を与えてくれる。

文献

Martin Guggenheim et al., “Evolving Standard in Juvenile Justice”, 38 Wash.U.J.L&Pol’y 109, 2012; Marsha L.Levick et al., “The United States Supreme Court Adopts a Reasonable Juvenile Justice Standard in J.D.B.v. North Carolina for Purposes of the Miranda Custody Analysis” 47 Harv. C.R.-C.L.L.Rev.501, 2012.

第4報告 脳科学・神経科学の進歩と少年司法

上野正雄（明治大学）

1 目的

この報告では、脳科学・神経科学の進展状況についての友田明美教授の報告を承けて、それが現行少年法の種々の制度にいかなる影響を与えうるか、実務家（元裁判官）としての視点から、論点となりうるものを提示することによって、議論を深める一助としたい。

衝動的行動を抑制する前頭前野は、感情と報酬感を制御する大脳辺縁系の発達に遅れて発達するというミスマッチ（不均等）があり、そのため、10代の脳はたとえ判断能力はあっても衝動性が高く、危険な行動に走りがちだが、一方で環境に素早く適応することも可能であるということである。

概要としてこのような理解の下、これが、少年法の実体面及び手続面にどのような影響を与えるのか、それぞれについていくつか問題提起をする。

2 実体面

従来、少年法の教育主義の基礎に置かれながらも、多く経験的に語られてきた可塑性について、科学的な裏付けが与えられつつあると理解することができよう。加えて、前頭前野の発達は20代後半まで進行しているとすると、少年と成人の違いというのは質的なものとみざるを得ない。少年法が立脚している可塑性に基づいた「子ども観」に対して、近時社会では「小さな大人観」が勢いを増してきているように思われるが、「小さな大人観」は脳科学のレベルで根拠を失っているのではないか。（少年観）

また、少年法における犯罪の成立要件として刑法と同様に責任が必要かという議論があり、裁判例にも両様ある。責任を事理弁識能力および行動制御能力とすると、後者は前頭前野の発達の遅行によって獲得が遅れるということになる。少年が一般的にこういうものだとするれば、この点からも責任は要件とすべきでないとなるのではないか。（有責性要件）

要保護性の内容として、例えば、「犯罪的危険性・保護可能性・保護相当性」が言われるが、このうち、保護可能性は、要するに保護処分を施すことによってその犯罪的危険性を除去できる可能性のことであるが、従来、それは、審判時点における少年の可塑性を含む性格及び環境等を基礎にした将来予測として判断されてきている（例えば、審判時点で可塑性が低いことを理由に逆送決定をするなど）。しかし、20代後半に至るまで前頭前野の発達がみられるということは、将来に向かって可塑性が更に高くなるということにもなるのではないか。そうだとすると、保護可能性は大分広く認められることになるのかも知れない。（要保護性）

この犯罪的危険性の除去が少年法における教育の目的になるのであるが、これについて、少年法は「性格の矯正」（1条）と表現している。矯正とは「ただし直す」（字通）こととされるが、そこから持たれるイメージは、非行少年の曲がっている性格を真っ直ぐにするというものであろう。しかし、脳の発達のミスマッチの故に、行動制御能力が未発達であり、そのために衝動性が高いのであるとすれば、性格が曲がっているというわけではないのであるから、それを真っ直ぐにするというのは事態に合致してはいないのではないだろうか。遅行はしているが、しかし進行している前頭前野の発達に即して衝動的行動を抑制・制御する能力を備えさせていくことが「性格の矯正」の本意となるのではないか。（性格の矯正）

ほかにも、少年の特性を考えた場合、逆送制度、特に刑事処分を原則とする20条2項逆送制度や少年法適用年齢（引き上げ）なども見直しが必要となるのではないか。

3 手続・処遇面

少年法 22 条 1 項は、審判は、「懇切を旨として、和やかに」行わなければならないとしている。これについては、一般に、教育的配慮の必要性から設けられたものと理解されている。しかし、脳の発達経過に由来して典型的に未発達である少年の特性に即した審判のあり方を考えていくべきではないか。少年は、過度に迎合的であったり、拒否的であったり、審判で実に様々な態度を示すものである。(審判の方式)

さらに、現在、少年審判では、付添人以外に検察官が出席し、被害者の傍聴も可能となっている。そのような審判廷のあり様も問題になりうると思われる。(審判廷)

少年一般の前頭前野の発達がこのようなものであるとすれば、個々の少年をみたとき、それを更に下回る発達に留まっている少年もいるはずである。そして、それが外観や通常の言動から明確ではない問題である以上、社会調査において医療専門家の診断を必須とする方策も考えられよう。(必要的精神鑑定)

対象とする少年の見方が変われば、処遇の面でも、それに応じた対応が必要となろう。例えば、少年院での教育は教え直し、児童自立支援施設での教育は育て直し、と言われることがあるが、前記 2 (性格の矯正) のように、曲がった性格を真っ直ぐにするのではない以上、少年院での処遇にも、育て直しの視点での指導を取り入れたらどうだろうか。(少年院の処遇)

同様の観点から、試験観察の更なる活用も有効と思われる。現在試験観察は在宅も委託も大きく減少しているが、その有効性を再認識すべきように思われる。

4 今後

脳・神経科学の知見から明らかになった少年像を前提に、現行の少年法上の制度をみたとき、気になったのは以上のような点である。

これらはいずれも、社会的には肯否議論の分かれるものだと思われるが、いずれにしる、議論のスタートとして、現在の脳・神経科学の知見を社会一般の共通理解とすることが必要である。

今後、まずもって重要なことはこのことであると思われる。

文献

山口直也, 2015, 「脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響」『自由と正義』2015 年 10 月号 23-30.

質疑応答の概要

質問の内容は多岐にわたったが、主要なもののみ掲記する。

まず、脳科学の見地に関して、前頭前野(前頭前皮質)の果たす役割は認知行動の制御であるのか、認知そのものであるのかという質問があったが、これについては基本的に前者であるが、前提として後者があるとの回答がなされた。

次いで連邦最高裁が言及した非難可能性あるいは帰責可能性(Culpability)の減少に関する質問が集中した。まず非難可能性と改善可能性は表裏ではなくて異質なものであるかという質問に対しては、基本的に異質であるが、米国では、少年の非難可能性の程度が典型的に低いということを確認したことにより大きな意味があり、そこに責任概念が関わっていく可能性があるのではないかと回答がなされた。また、可塑性はどの程度まで個別判断が可能なのかという質問に対しては、重い刑を科す場合には個別性を見ないと思うが、一律の判断で行き過ぎを防止するという意味がある。一方で、軽い刑の方については未成熟性について個別に判断するというのが連邦最高裁のスタンスではないかと回答がなされた。さらに、脳科学的な判断も精神鑑定に必要なものか、そうなるとしても、脳科学の知見のみで解決できるのか、心理学、社会学等の動員も必要になるのではないかと質問がなされた。これについては、脳科学だけで特に個別の判断をするのは難しいというのが実感である。遺伝や社会環境等によっても人格がかわってくるのであるから、個別の刑事裁判の行方に脳科学判断だけが意味を持つということについては否定的であるとの回答がなされた。もっとも、犯罪行為時における MRI を資料(証拠)としてとっておくことには意味があると付け加えられた。さらに、人格の未成熟性が行為責任を減少させることになるかという質問については、ローバー判決は、まさに少年の人格が未成熟で流動的であるので、犯罪はその発露とは言えないのではないかとこの点を問題にしたことが説明され、刑法上の性格論的責任論でも、少年の特性をそこにいれることによって責任判断のあり方がかわってくるのではないかと回答がなされた。

さらに、脳科学の見地を採り入れると従来の少年院教育は変わるのかという質問については、基本的に少年院の教育を児童自立支援施設のような入念な手当が必要であり、将来的には、少年院の処遇を 25 歳ぐらいまでに引き上げることも必要ではないかと回答がなされた。

その他にも手続法上の少年の特性について脳科学の知見が持つ意味をめぐって議論がなされたが、紙幅の都合上、詳細については省略する。

犯罪加害者への取り組み ——社会への移行を見据えて——

コーディネーター、司会：東本愛香、後藤弘子（千葉大学）

指定討論：新海浩之（神戸少年鑑別所）

報告者：田村勝弘（新潟刑務所）

：帯施龍一（千葉刑務所）

：柴田英憲、角掛雄一（宮城刑務所）

：里見有功（関東地方更生保護委員会）

：山田勤一、野澤忍（更生保護法人ウィズ広島）

：後藤弘子（千葉大学）

：東本愛香、西中宏史（千葉大学）

1 本テーマセッションについて

監獄法が改正されて10年が経過した。改善指導の導入に伴い、犯罪加害者臨床の取り組みにも変化・発展がみられている。各施設・機関において、それぞれの対象者に合わせたプログラムを選定して実施している。本セッションでは、この機会にそれぞれの視点での取り組みの実践状況について、幅広く報告をしていくとともに、対象者の社会への移行を見据えた課題について議論を進める。

2 報告

1) 短期入所施設における取り組み

田村勝弘（新潟刑務所）

新潟刑務所には、刑期が10年未満の犯罪傾向が進んでいる男子受刑者（B指標）が多く入所している。入所者の平均入所回数は5.0回であり、およそ三分の二が2年以内に再犯をしている状況である。比較的短い刑期を何度も繰り返している者が多いことが特徴としてあげられ、罪名では窃盗犯者と薬物事犯者で入所者の三分の二を占めている。

近年、窃盗や薬物事犯者に対し、嗜癖・依存のメカニズムが作用していると指摘されているが、それは嗜癖・依存障害の「患者」としての治療が必要であり、「刑罰では治らない」とみなすスタンスにたつものである。しかし、本報告では、刑事施設としての機能を改めて考察し、再犯防止のために刑務所が担う指導・支援のあり方について述べる。

窃盗や薬物の誘惑が存在する社会の中でこそ回復が見込めるとされる考えがある一方、施設内での処遇を通して感じることで、刑務所という物理的に窃盗や薬物の使用ができない環境下であるからこそ取りうるアプローチもあると考える。すなわち、「誘惑」から断絶された安定した環境において、嗜癖のメカニズムや自身のリスクとなる状況について学び、立ち直りへの動機付けを促進するための機会が十分に得られることである。嗜癖や依存について学ぶ機会が十分に得られないまま社会生活を送るこ

とになった者は、治療への動機付けが低い状態であることが推察され、学ぶ機会すら得ようとせず、リスクに晒され、再犯に至るという可能性が高くなるであろうと考えられる。

同時に、新潟刑務所の受刑者らは、貧困、劣悪な生活環境、いじめや被虐待体験などを経験したことから生き辛さを感じているなどの背景を語る者が多い。そして、嗜癖・依存状態が生じたことで、さらに生活が破綻し、ステップが進み、事件を惹起している。問題が生じるとき、受刑者らには、生き辛さに由来する「怒り」が、あるいは、生き辛さの背景に「怒り」が存在していると考えられた。

そこで、短期収容施設という枠組みにおいて、何らかの取り組みができないかと考え、一般改善指導として、「アンガーコントロールプログラム」を立ち上げた。プログラムでは、怒りそのものを無くすこと重要なのではなく、不必要な怒りを無くし、適正な怒りは大切であることを説明し、その怒りが大きくなるないように、またその際に出来る対処策について、グループワークを通して検討していく。

自身の怒りについて、そのメカニズムを学び、マネジメントやコントロールについて練習する機会を、そして何よりそのきっかけを提供することで、施設内ばかりでなく社会に出た後も、怒りのために振り回されている自分や振り回されてきた自分に対する意識が深められることが期待される。また、自身の怒りを扱える自信を持つことにより、再犯防止における成果を得ていくことが重要であろうと考える。

刑務所における指導では、誘惑が身近に潜む中での実践というわけにはいかないが、以上のようなプログラムを提供することは、参加受刑者の意見を通して、少なくとも「立ち直りへの動機付けの促進とイメージの構築」に寄与するものであると実感している。

2) 長期受刑施設における取り組み

帯施龍一（千葉刑務所）

千葉刑務所は主として執行刑期 10 年以上で犯罪傾向が進んでいない成人男子受刑者（LA 指標受刑者）が入所している。入所者全体の 7 割が殺人等の生命犯であり、6 割が無期刑受刑者である。本報告では、当所の特徴と課題を踏まえた所内での取り組みについて紹介する。

一般改善指導において実施している「コミュニケーション・トレーニング」は、長期受刑者を多く収容する当施設の課題に挑戦するものである。当所では、感情や考えを他者に伝えることに課題がある者、共感性に乏しい者などはその傾向が長期収容により強化され、健全な社会生活を営む上で妨げになっている。このプログラムは、アサーションやアンガーマネージメント等の心理教育の技法を取り入れ、所内生活や出所後の社会生活の場で健全な対人関係を構築・維持するための対人スキルを身につけることを目的として、また日常の受刑生活では「実践」できないこと、想像できないことについて取り組むことを目標として行われる。

また、同じく一般改善指導として位置づけられている「暴力防止プログラム」では、非暴力への動機づけを高め、暴力へと至るパターンから抜出し、暴力に置き換わる行動を身につけることなどを目的として、認知行動療法を基礎としたグループワークを行っている。とはいえ、初犯で長期収容施設の対象者は、殺人、殺人未遂の者が多く、本件が「暴力」行為であるものの、施設生活では違反行為は少なく、暴力行為も認められない者も多い。本プログラムは、自身の暴力を客観的に捉えることができるような構成になっており、危険な場面や暴力のリスクに対する理解と具体的な対処法を身につけるものであるが、暴力行為の少ない当施設の上記特色を踏まえると、当所受刑者らは暴力防止への動機づけがそもそも高いとはいえ、これを高める工夫が必要である。そのため、初回は特に丁寧に実施する。本人たちの疑問や不安にしっかりと対応し、また暴力のない理想のライフスタイルが目標であることをイメージさせてスタートすることが重要である。こうした工夫により、当所では本プログラムへの参加を拒否する者や離脱する者は出ていない。

特別改善指導において実施している「被害者の視点を取り入れた教育」では、従来の方法の問題点を抽出し、処遇の個別化に焦点をあて、事件の理解、被害者への共感という課題にとどまらず、問題解決やアサーティブな対人関係の理解に触れている。個人の問題性に着目し、施設内だけではなく、社会内においても同様の問題が生じることを防ぎ、また事件に関連する行動以外の問題解決の方法を選択するよう意識づけ、そうした問題解決のスキルが身につくよう取り組んでいる。

さらに、プログラム修了者を次の別のプログラムに参加させることで、気づき身についたことが維持されているか確認したり、さらにプログラム受講者が円滑に社会へ移行できるように釈放前の指導期間中にフォローアップとして個別指導を行ったりして、継続的な関わりが持てるよう工夫している。プログラムの修了をもって、その人への関わりを閉じてしまうのではなく、継続性を持つことは意義深いと考える。

こうした取り組みを通して、個々の受刑者において、安定した受刑生活が維持され、社会生活を見据えた目標を持ち、人間関係における認知や対処能力への興味関心が向上するなど変化が見られ、一定の効果が得られていると考える。

なお、以上の取り組みは外部機関との協同によって実施されている。外部機関による専門知識や技術の導入はプログラム参加者の変化に大きく貢献していると同時に、プログラムを実施する教育担当者の研鑽にも寄与していると考えられる。

3) 累犯受刑施設における取り組み

柴田英憲（宮城刑務所）

角掛雄一（宮城刑務所）

宮城刑務所は「B」および「LB」指標とされる犯罪傾向の進んだ受刑者が全体の 9 割を占め、累犯受刑者、長期受刑者、暴力団関係者が多く入所している。この点を考慮し、「被収容者間の人間関係、特に反社会性集団の派閥関係に留意した処遇をすること」が重点事項としてあげられており、刑務所特有の人間関係のあり方が健全なコミュニケーションを阻害する可能性に留意する必要がある。

従来の処遇上の問題の一つとして、工場担当職員が改善指導に関与することがなく、その理解が十分でないことがあげられる。工場担当職員は、所内で最も身近に受刑者と関わりを持ち個々の受刑者の課題を目の当たりにするにも関わらず、改善指導の目的や効果、必要性に対する認識は高いとは言えない。そのため、必要な者に必要なプログラムを提供できなかったり、プログラム受講者の対人関係の把握に困難が生じたりする。このような状況を改善するために、報告者ら教育担当職員は、改善指導プログラムの趣旨を工場担当職員に説明し、両者での協議の上、不適応行動がみとめられる者を選定し、一般改善指導に参加させることを試みた。対象となる指導は、認知行動療法をベースとした「コミュニケーション能力向上プログラム」である。

以下、参加者の事例について報告する。

殺人の罪で無期懲役となった元暴力団組員の 40 歳男性が同プログラムを受講した。「ケジメをつける」などといった「ヤクザ的思考」が顕著で極端な行動

を起こしたり（例えば工場内で他の暴力団組員の受刑者と起きた何らかのトラブルの「ケジメ」を取ろうと自傷をする）、所内の暴力団組織関係者の中で地位が築けず我慢を強いられたりするなど、うまく振る舞うことができずに自閉的になっていた。経過中、自分勝手に行動をせずに何かあったら相談すること、「ヤクザ的思考」を回避することを自己の目標として掲げるなど言動に変化が見られた。また他の受刑者との関わりでアサーティブな対応をとったことで問題が解決したエピソードを報告している。さらに工場担当職員との連携により「休憩中に人と話をするようになった」との情報も得られた。

本事例との関わりを通して、教育担当職員と工場担当職員とが連携し情報共有をすることにより、工場担当職員が改善指導について理解を得ることができ、改善指導を担当する報告者らは受講者の変化をより詳細に捉えることが可能になった。

以上より、処遇プログラムの実施により、受講者らに自身のコミュニケーションへの気づきが得られ、今後、肯定的な反応が増加していくことが予測される。そればかりか、受講者らと関わりを持つことで、健全な所内生活を送るための、あるいは、社会復帰の足掛かりとするための処遇のあり方を担当職員が検討する良い機会となっている。報告者らは、処遇プログラムは指導教室のみの反応や情報にのみ依るものではなく、生活状況を踏まえたもの、またそこに汎化するものである必要があると考える。

4) 社会内移行の視点での取り組み

里見有功（関東地方更生保護委員会）

現在、性犯罪者や薬物事犯者など特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者は専門的処遇プログラムの受講が義務付けられている。特に、性犯罪者及び薬物事犯者については、刑事施設内においても特別改善指導が実施されているため、施設内及び社会内において処遇の一貫性を保ち、処遇の実効性を高めることが求められている。本報告では、社会内処遇としての取組みとして上記2種のプログラムを紹介し、執行猶予制度（平成28年6月施行）を踏まえ、受刑者の社会内移行を見据えた取組みと課題について述べる。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムでは、刑事施設での特別改善指導の受講経験者においては、施設内でこれまで考えてきた「セルフ・マネジメント・プラン」を見直すことが主な目的となる。物理的に再犯に接近しえない環境下にある刑事施設内で考えてきた対処法に関し、事件へのサイクルを進めやすい刺激や誘惑、ストレスの多い実生活の中で、具体的かつ現実的で実効性のある対処法を選択させていくことが大きなポイントとなる。

保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの教育内容は、「薬物依存について知ろう」、「引き金と欲求」、「引き金と罫」、「再発って何?」、「強くなるより賢くなる」を含む。仮釈放者に対して保護観察期間終了まで実施し、これらの教育課程が修了した者にはステップ・アップ・プログラムが用意されている。教育的な側面の他、グループが本人にとって居心地の良い空間となり、動機付けを維持させる効果がある。一方で、期間満了後の回復を見据えた場合、保護観察期間のみの限定的な関わりであるため、いかに地域の関係機関への支援に結びつけていくかという課題が残されている。期間満了後に医療機関や自助グループによる支援に結びついたケースは未だ少数にとどまる。

受刑者に対する社会内移行の観点から、特に薬物事犯者では、刑の一部執行猶予制度の目的の一つであるスルーケアの考え方にに基づき支援を推進している。保護観察所は、受刑中から対象者の住居等の生活環境調整を行い、さらに薬物事犯者に対しては、帰住先にある地域の支援機関との連携を行う必要がある。

以上に保護観察官としての専門性を踏まえた処遇の取り組みを紹介した。最後に、上記に示したような処遇のためのツールは10年余りで格段に整備されたものの、それを用いる保護観察官の専門性を高めるために定期的な研修やスーパービジョンの充実が今後の課題であると言えよう。

5) 更生保護施設における取り組み

山田勘一（更生保護法人ウィズ広島）

野澤 忍（更生保護法人ウィズ広島）

現在、罪を犯し刑事施設に入所した人のうち、約20%が親族等の元に戻ることができない。更生保護施設ではそうした人たちが刑事施設退所後に社会復帰を目指し生活をしている。ウィズ広島は更生保護施設として、昭和16年に法務大臣の認可を受け運営される非営利民間組織である。当施設では刑事施設退所者の社会復帰支援として各種プログラムを実施している。さらに、当施設では薬物事犯者を含む薬物依存者が相当数入所しており、平成21年より「HIMARPP」（広島県が作成した薬物使用障害回復プログラム）を導入し、平成27年には法務省より薬物依存がある被保護者の重点施設に指定された。

本報告では、平成27年11月から平成28年3月に行われた薬物使用障害からの回復支援プログラムにおけるグループミーティング等の実施状況を分析して改定を行った、新たな回復支援プログラム（平成28年11月より実施予定）における実務上の課題や新しい試みについて報告する。

第一に、本プログラムに参加することが即ち同種

罪名であることを半ば開示される状況になるため、プログラム参加者の戸惑いに配慮し、「更生保護施設は生活施設であり、本プログラムはあくまで自立した社会生活への適応支援である」ことを明記している。したがって、就労や貯蓄等自立するための努力に配慮した回復支援プログラムを構築し提供することが重要となる。

第二に、前プログラムまでの実施状況から、参加者の約7割は仮釈放期間が2ヶ月以内であり、援助処遇上十分とはいえなかった。少なくとも仮釈放期間が3ヶ月程度必要であるとして、これには官との調整が必要となる。なお、更生保護施設が同時期に受け入れる選定仮釈放者等は6~7人を適正人数とする。

第三に、グループミーティングは週に1、2回を適当とし、「HIMARPP」によるワークブック課題10回の履修をもって基本課程を修了とする。その後、6回の復習により専修課程の修了となる。

第四に、当所を退所した者のうち希望者でかつ適当と認められた者あるいは専修課程受講者がピアサポーターとしてグループに参加することで、新規参入者へのモデルを担うとともに、修了者の支援の継続を可能とする。

第五に、個別処遇を併せて設け、薬物使用のトリガーに接近しようとする気持ちに寄り添いながら、就労の有無、高齢、障害などにより生じる個々の問題を支援する。

最後に、当施設ではプログラム実施上の工夫を述べる。入所者の就労を促進することが、当施設の主たる目的であるため、夜間にプログラムを実施している。プログラム名に「カフェ」と銘打つなどして、入所者が参加しやすく、モチベーションを維持できるように工夫している。このことが、薬物使用をしない生活を維持するためのモチベーションの構築に繋がると期待される。また、ワークブックは、保護観察中である参加者の状況に応じて、本人たちの生活状況に合ったプログラムになるよう、提供方法を工夫している。

なお、本プログラムは実施後に見直され、必要があれば再度改定を行うこととしている。当施設及び入所者において最適なプログラムとなるよう、研修や職員の意見交換も積極的に実施し、努力と模索を継続していく。

6) 治療的司法の視点での取り組み

後藤弘子 (千葉大学)

最近、刑事手続において、犯罪者の社会復帰を念頭に置いた対応が検察や弁護人によって行われるようになってきた。それまでの刑事司法では、犯罪事実を確定することを中心に、情状に関しては、刑を

決めることをもっぱら目的として行われ、刑事裁判の任務は、有罪認定と刑の量定だけとされてきた。しかし、刑事裁判が終了しても被告人の人生は続いていくことから、依存症や貧困、高齢や障がい等社会福祉政策の貧困を主な理由として、何回も犯罪を繰り返し、刑事裁判や刑事施設を「回転ドア」のように行き来する人たちが少なくない。とりわけ、日本においては、再犯を繰り返し、刑務所人口の大きな割合を占める覚せい剤事犯はその多くが自己使用であり、世界的なハームリダクションの考え方からすれば、かなり特異な状況である。

刑事裁判を単に刑罰を科すためのものではなく、犯罪者の社会復帰のために役立つものにする中で、「回転ドア」状況を変化させることを目的として提唱されたのが、「治療的司法」という考え方である。「治療的司法」が目指すのは、再犯防止のために刑事裁判を再構築し直した、再犯防止のために役立つ刑事司法である。

「治療的司法」の考え方は、新長崎モデルにみられる出口支援や弁護人による「更生に資する弁護」という形で刑事司法に徐々に定着しつつある。

本報告では、「治療的司法」を経てなお受刑する場合に、犯罪者の更生のために集められた情報を刑事施設や保護観察でどのように生かしていけばいいのか、また、「更生に資する弁護」を経ていない、従来の刑事弁護しか経験していない受刑者と「更生に資する弁護」を経験した受刑者という多様な受刑者に対して、刑事施設がどのように対応していけばいいのかについて検討した。

7) 学術機関としての取り組み

東本愛香 (千葉大学)

西中宏史 (千葉大学)

平成27年版犯罪白書によれば、矯正施設から出所した者の内およそ2人に1人が10年以内に再犯を起こしている。平成24年に政府は再犯防止に向けた総合政策を策定し、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化が重点施策となった。暴力のリスク要因となる得る対象者のパーソナリティや対人様式、行動様式、生活環境等、心理学的あるいは精神医学的に重要な特性に着目することが重要である。これらに対し、過去の実証的研究の蓄積から開発され、信頼ある構造化されたリスクアセスメントを実施し、個々の支援に活かされるべきである。

以上を踏まえ、本報告では司法臨床場面や研究で国際的に広く用いられている暴力のリスクアセスメントツールを紹介し、再犯予測及び個人の特性に応じた再犯防止における本邦での活用について提案する。

第一に提案するのは、Psychopathy

Checklist-Revised (PCL-R; Hare, 2003) である。PCL-R はサイコパシーの評価に用いられる。サイコパシーの受刑者の仮釈放後 1 年における暴力的な再犯率は 4 倍であることが示されている (Hemphill et al., 1998)。通常の認知行動学的アプローチでは、認知、感情、行動を標的とするが、情動の欠陥を示すサイコパシーにおいては感情を標的にしても効果を上げないことが指摘されており、異なる対応が求められる。

第二に、Historical Clinical Risk Management-20 (HCR-20; Webster et al., 1997) が有用である。HCR-20 は短期予測能力が高いことが確かめられている (Gray et al., 2003)。HCR-20 は、介入や環境によって変化する動的項目を含み、介入している間の対象者の進捗のモニターや、介入計画とのギャップを同定し修正するのに有効である。

第三に、Structured Assessment of Protective Factors for Violence Risk (SAPROF; De Vogel Robb  et al., 2012) を挙げる。SAPROF は暴力の発生を防御する要因 (保護要因) を評価することが最大の特徴であり、多くの動的項目を含む。HCR-20 のみで評価した場合よりも、SAPROF を組合わせて評価する方が、より強く将来の暴力を予測することが示されている (De Vogel Robb  et al., 2012)。また、このツールを用いることで対象者とスタッフ間で、注意すべきことは何か、選択肢と可能性にはどんなものがあり、何ができるのかを議論し共有することになるため、双方の動機付けが向上する。

刑事施設においては、これらのツールを処遇調査の際に用いて処遇要領の参考資料として活用できる可能性がある。また、改善指導期間その他において定期的にアセスメントを実施することで、対象者の継時的な変化をモニターし、方針の見直しに活用できる。さらに、刑事施設退所後、情報は保護観察所や更生保護施設に引き継がれ、刑事施設と同様に実施するとより良い処遇が行えるのではないかと考えられる。以上から、構造化されたリスクアセスメントの利用により、介入の効果や再犯予測に対して客観的な証拠が提供され、それに基づきより効果的な介入の計画が立案されることが期待される。

最後に、以上にあげたツールを用いて得られたデータは知る限りにおいて我が国にはない。研究機関はこれらのツールに限らず種々の情報から対象者を評価することで新たなエビデンスを提供することができる。そして、それらをもとに妥当性のある対策やプログラム開発・実施に取り組む準備がある。今後、施設及び関係機関と研究機関がより緊密に協働して再犯防止に臨む体制が必要であることを強調する。

3 指定討論および全体討議

指定討論者：新海浩之 (神戸少年鑑別所)

三種の刑事施設 (短期受刑施設、長期受刑施設、累犯受刑施設)、保護観察所、更生保護施設といった直接的に受刑者や仮釈放者の指導、矯正、教育、社会復帰支援等に当たる、いわゆる現場における実践について報告がなされた。いずれの報告も各施設の入所者の特色や傾向を踏まえた取り組みについて述べられ、それぞれの施設の担うべき役割を念頭に置いた工夫が見られた。全体討議においても、フロアからの主な質問ないし意見は、各施設の取り組みについてのものであり、高い関心を寄せた。また、本セッションでは、刑事施設へ収容された受刑者が施設内処遇を経て、社会内処遇へと移行するプロセスの全ての段階における実践報告が含まれる。まさに点と点を線で結ぶがごとく、各段階における現状での取り組みと課題について、それぞれの施設の実践者間で共有が図られたことの意義は、受刑者の円滑な社会内移行の重要性についての認識が高まる昨今において、極めて大きいものであった。

一方、学術機関から、上記の現場の実践において今後の展望が促されるような、二つの視点から報告があった。一つは治療的司法の考え方が定着しつつある中で、いかにその考えを施設内処遇と社会内処遇とのバランスの中で両輪としていくのかということ、また流行に流されることなく、適切にその取り組みがなされていくことが指摘された。治療的司法の考え方においては、行動科学の知見に基づいて、法適用に関わる心理的・情緒的な側面に着目して、法過程や司法過程を社会的メカニズムの一つと理解するという立場にたつものである。また、犯罪者や非行少年たちの問題を解決することによって、再び犯罪を犯さないように働きかける介入的で治療的な発想に基づくものであり、セラピューティック (治療) な視点が重視される。これには、裁判所などとの相互理解も重要になり、そこにはやはり適切なアセスメントが求められるということである。

そこで、もう一つが、精神医学ないし心理学的な視点から、リスクアセスメントツールを利用した受刑者に対する客観的評価の実施の提案であった。刑事施設出所前後に渡って定期的にリスクアセスメントを実施し、施設間で共有することにより、個人や環境の変化の過程を見ることが出来る。あるいは、刑事施設等で実施されるプログラムの受講に伴い、どのようなリスク要因・保護要因がどのように変容するのかを捉えることができる。従来、刑事施設ではプログラム受講グループと未受講グループの比較からプログラムの効果を検証が行われる。ところが、これらのツールでは、受刑者個人の継時的な変化を見ることにより、効果が検証できる可能性を示唆す

る。個人内における効果検証という考え方は、処遇の個別化の点においても、円滑な社会内移行を見据えた場合においても重要な視点である。

以上により、本セッションでは受刑者処遇の刑事施設から社会への円滑な移行を見据え、刑事施設在所中に何ができるのか、刑事施設から更生保護に何が引き継がれるべきであるのか、そして今度は社会内において、更生保護では何ができるのか議論された。そして、こうした議論の中で、各施設における取組みに学術機関等外部機関による専門的知見・技術を融合させることが求められた。再犯防止のためには、施設内処遇からのシームレスな社会内移行が実現される必要があり、そこでは関係諸機関並びに外部機関とのネットワークの構築、連携の強化が望まれる。

暴力団員と離脱者の人権

コーディネーター：津富 宏（静岡県立大学）

司会：丸山 泰弘（立正大学）

話題提供：西原 実（京都保護観察所）

廣末 登（NPO 法人市民塾 21）

岩切 大地（立正大学）

1 企画趣旨

津富 宏（静岡県立大学）

暴力団に所属しているということは、その組織に生活や収入を大いに依存しているということである。よって、暴力団への依存度が高ければ高いほど、暴力団から離脱しようとするときには依存先を失い自立に困難を抱えることになる。たとえば、住まいを依存していれば住まいを失い、稼ぎを依存していれば収入を失う。元来、暴力団は社会的に排除された人々の帰属先としての機能があり、暴力団から離脱しようという試みは社会的孤立へとつながる。

さて、暴力団自体、すでに社会から排除された集団であるが、その対策である「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）や各都道府県で定められている暴力団排除条例は、暴力団という組織を社会から排除しようとするあまりに、暴力団の現構成員である個人や暴力団から離脱しようとする個人をも社会からさらに排除する逆機能を有している。

こうした暴力団排除政策の特徴は、いわゆる刑事司法の分野を超えて社会的排除を徹底しようというところにあり、たとえば、公営住宅への入居からの排除や、生活保護の受給からの排除がそれに当たる。これらの排除は、社会の最低限のセイフティネットからの排除であり、法律学的に見れば、きわめて基本的人権を侵害するものと考えられ、また同時に、社会学的に見れば、コンベンショナルな社会への再依存を獲得する過程である離脱（暴力団からの自立）を阻害するものと考えられる。

本テーマセッションは、このような問題意識にたつて、実務家（保護観察官）、社会学研究者（フィールドワーカー）、法律学研究者（憲法学者）の立場から、暴力団からの離脱を阻害する要因と促進する要因を、整理することを目的とする。

2 保護観察官の立場から

西原 実（京都保護観察所）

私が、保護観察付き執行猶予で担当していた A（28歳）は、元指定暴力団の構成員で、大工の親方（元構成員）に弟子入りし、現在も住宅の建築現場で稼働している。

A は、両親を知らず養護施設で育ち、飛び出してウロウロしていたところに、ある組織の傘下にあたる組の組長に声をかけられた。そこで組織の仕事をするようになり、暴力、恐喝系（貸し金の取り立て）等が主であった。

A が今まで出会った保護観察官は、リアクションが無かったそうだが、私は「ええ人（組長）にあえて良かったなあ〜。それで、何とかやれてんなあ（生きてこれたんやなあ）。」と話した。すると、彼は堰を切ったように先に述べました生い立ちの話をしてくれた。

その A が、1年半前にいきなり警察に逮捕された。刑事課によると「排除条例施行後に、銀行で通帳を作ったことが銀行員を欺いた詐欺容疑に当たる。」とのことであった。現状の生活態度等を教示せよとの協力依頼があり、「真面目に稼働しており、特段の問題なし。」と報告した。

また別の例は、「職親プロジェクト」が大阪で立ち上がった時のことである。刑務所在所中から就職活動をさせるためプロジェクトであった。当初、保護局が関わってなかったために、参加企業には仮釈放の仕組みが理解されていなかった。とくに、受刑者が服役前に指定暴力団の構成員や準構成員をしていた場合、排除条例と照らし合わせてどうなるのかといった不安が高まった。参加企業が銀行からの融資が受けられなくなると経営を圧迫し死活問題になるというものでした。暴力追放センターを招聘して対策を講じましたが、根本的な解決につなげることができなかった。

実際に組織と縁を切り、更生したいと本人が希望しても、支障を来す要因になっている現実がある。

3 暴力団離脱実態の研究

廣末 登（NPO 市民塾 21）

・目的

① 暴力団離脱実態に関する談話データを収集し、暴力団の離脱実態を把握するとともに、エビデンスに基づいた理論仮説を提示すること。② 離脱者の社会

復帰に資する政策的提言を行うこと。

・方法

データに関しては、暴力団経験者など 11 名に対して半構造化面接を行うことで、データの質とリアリティの担保に留意した。なお、異時点での再調査を行うことで、データの質の確保にも留意している。

・調査期間と地点

本研究における調査期間は、2014 年 5 月 7 日から 2015 年 3 月 5 日であり、被調査者は 11 名である。

調査地点は、O と F 市内である。

・調査結果

「なぜ離脱したか」という点をみると、離脱転機となる出来事は、親分の代替わり、家族や子どものためという回答が多い。「いかにして離脱したのか」という点に関しては、伝統的な指詰めは少ない。なお、全ての被調査者が生まれ育った地元で生活しており、離脱後の拠り所として、家族と近隣知人や友人を挙げている。

・考察と仮説の設定

被調査者は、ライフコース上の「転機」を経験することで離脱に至っていた。サンブソン＝ラウブの「年齢によって段階づけられたインフォーマルな社会統制理論」に基づき議論を試みた結果〈成員の紐帯が強い家庭や安定した仕事、近隣社会関係といった社会関係資本から生じるインフォーマルな社会統制が、従来の犯罪傾向の差異とは関係なく、暴力団からの離脱を説明する〉という仮説が予備的に提示された。

・本研究結果が示唆する政策的含意

離脱者の社会再統合においては、彼らの社会関係資本を発達させ、配偶者や労働のみならず、近隣が「むら社会」として、対人関係で形成される「人的つながりの質」の醸成が重要である。したがって、暴力団離脱支援政策においては、地域社会のインフォーマルなコントロール、地域への再統合という点に留意し、官と民そして地域社会が一体となった離脱支援を念頭に置くべきである。

4 暴力団員と離脱者の人権——暴力団排除施策の合憲限定解釈の可能性

岩切大地（立正大学）

暴排条例の特徴をあえて図式的に単純化するならば、暴対法が公権力と暴力団・団員の縦の関係を規律しているのに対し、暴排条例は、自治体を規制するのみならず、事業者と暴力団・団員の関係という横の法律関係を規律するものである。典型的な暴排条例の内容は、①都の事業からの暴力団の排除のほか、②事業者が事業を行う場合の属性確認や暴排条項導入の義務、利益供与の禁止等を定めている。

上記のうち①については、自治体の公共事業から暴力団関係企業を排除することにとどまらず、公共住宅の入居などの契約から暴力団員その他を排除することも含みうる。この場合、暴力団員その他の日常生活に支障を生じさせる可能性があるほか、公の施設の利用拒否の禁止規定（地自法 244 条）等に反することになりかねない。この点、事業の性質や影響を受ける権利の重要性に鑑みつつ、公の契約からの排除の目的である「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう」にするために必要か否かが判断されなければならないだろう（公的サービスからの排除については、西宮公営住宅最高裁判決（最判平成 27 年 3 月 27 日民集 69 卷 2 号 419 頁）も参考になる）。

他方で、上記のうち②については、民間事業者と個人との関係であるので直接的に憲法の規律の対象とはならないが、憲法が間接適用される。したがって、契約自由の原則に照らしつつも、憲法の権利条項を間接適用してそれぞれの取引の条件の合理性を検討する必要がある。特に、いわゆる「元暴条項」と呼ばれる、暴力団を離脱して 5 年を経過するまでの者をも除外の対象とする規定を文字通りに適用することは、暴排条項の趣旨それ自体に矛盾する事態を生じさせかねないため、個別の判断が必要になる。

以上の通り、暴排条項の適用に当たっては、合憲限定解釈の上、慎重な適用が求められるものと考ええる。

5 コメント

丸山泰弘（立正大学）

話題提供者がそれぞれ取り上げたように、暴対法やその改正、さらに全国において策定された暴排条例によって様々な規制がなされている。現役暴力団員の離脱への活動を制限するのみならず、離脱後も 5 年間は制限を受け続けるという縛りがあるために、実際に離脱をし、社会生活を送ろうとしている人への活動も制限している現実がある。暴排条例の問題点としては、それらの離脱に向けた活動を行う人を支援する人の規制もなされる構造になっている。

犯罪白書をはじめ、さまざまな研究において再犯（再入所）までの期間が短い者ほど帰住先が不明であり、父母や配偶者、兄弟などの親戚やそれに代わる施設で生活を送っている者ほど再犯（再入所）までの期間が長いことが指摘されている。この帰住先の確保と安定した職業による「再犯」の防止による見守り型が重要であることが指摘されている。これは暴力団の離脱においても例外ではない。

これまで、これら離脱者への支援のあり方や憲法違反にあたり得るとの指摘がなされる研究は、わずかであったように思われる。今後は、こういった研究が深

まることで、暴力団からの離脱者が、社会の中で帰る場所がなく、また暴力団に戻っていかざるを得ないような制度を見直す必要があると思われる。

6 【会場での質疑応答】

星野会員

（意見）1. プッシュ要因とプル要因などの社会復帰の要因を論じるのにもう少し丁寧な研究が必要ではないか。たとえば、プッシュ要因とプル要因が社会復帰の要因になっても離脱の要因にならないことなどもありえるのではないか。

（質問）1. 離脱に要因に一番大きな要因はお金か。離脱直前の収入はどのぐらいだったのか。辞めてからの収入はどうだったのか。

（廣末会員）⇒収入に関する質問事項はアンケートで聞いていなかった。そのため具体的な収入額などの問題ははっきりと分かっているわけではない。ただし、生活に困って、今すぐ食うや食わずの生活に追いやられているという人が多いという印象は特に持っていない。中には数百万の収入があった人もいたほどである。それよりも暴力団の加入時のお金の使い方が抜けずに、金使いが荒いことが多い（タクシーを使うなどの生活習慣）。

（質問）2. 具体的に、厳しい縛りのある条例をどのように改正するのがいいと考えるか。

（岩切氏）⇒具体的にどれをどうするということが一概に言えないが、たとえば、それぞれの契約などの規制の部分に「ただし、更生しようとしている者は除く」といったような記述を入れるなどの対応はありえると思われる。

河合会員

（意見）暴排条例について警察が何のための条例を必要としていたのか、というような具体的なきっかけとなる事件がある。その事件によれば、条例を策定するさいのターゲットの一つは銀行であったと思われる。また、アメリカの企業が日本に進出する際に、暴力団をなんとかしてほしいという要請があった。しかし、当初は、暴力団のリストを出すことを警察が拒み、日本の暴力団を守ったこともあったが、今は提携している。

（意見）親分や幹部の人たちには、自分自身はヤクザでいいが、息子をヤクザにたくないという世代が多くなってきたように思う。その流れで加入するヤクザも自然と減少していくのではないか。

（丸山から廣末会員に質問）そもそも暴力団の子が暴力団になるという連鎖があればその仮説は成り立つが、そもそも前提として息子が暴力団員になるという前提が通常なのか？

⇒（廣末会員）細かな数字などは分からないが、暴力団からの相談としては、「息子は堅気の生活をさせたい」というものが多いのは事実である。

高橋会員

（質問）1. 堅気の世界に憧れない人にはどういったアプローチはどうすればいいのか？

（質問）2. 現役暴力団や離脱者などの元々行き場のない人に他の人がしないことをさせているという現実をどう捉えるべきか。こういった社会の矛盾についてはどう考えるべきでしょうか。

⇒（西原会員）暴対法や暴排条例などで生活に規制が及ぶ前に、そもそもこれまでのしのぎの中で、そういった仕事や人がやりたくないと言われるような仕事をやってきた経緯がある（たとえば、バキュームやゴミの収集など）。そういった生活の基盤にもなっていたことも事実であるが、この法律や条例ができたことで、もともとのこれらの仕事も失い、さらに行き場を失ったというのがある。

松宮会員

（質問）暴排条例などが離脱者の足かせになっているというご報告だったが、暴排条例から生じている問題とそれらに詐欺罪を適用することの問題は別に考えた方がいいように思う。申告する義務自体は暴排条例にはなく詐欺罪の方で担保していることは最高裁でも言われている。また、「関係者」という不明確な定義にも問題があると思われる。

⇒（岩切）暴排条例から派生する問題とそれ以外から派生する問題を分けて考えた方がいいというご指摘はその通りだと思う。また、詐欺罪については暴力団であるということが影響を与え、その暴力団かどうかはデータベースが決定してしまうことがありうるので適切な情報管理も重要であると思われる。

（その他に質問やご意見をいただいたが紙幅の関係で割愛させていただく）

テーマセッションD

——地域生活定着支援事業の現状と課題：地域生活定着支援センターに対する調査結果から 見えてきたもの——

コーディネーター・司会

浜井浩一（龍谷大学）

話題提供者

我藤諭（龍谷大学）

松尾多英子（龍谷大学）

益子千枝（兵庫県地域生活定着支援センター）

指定討論者

久保貴（近畿地方更生保護委員会）

1. 企画の趣旨

本セッションは、龍谷大学矯正・保護総合センターが、日本学術振興会科学研究費・基盤研究C「地域生活定着支援事業の現状と課題、課題番号25380807」(研究代表者浜井浩一)の助成を受けて実施した「地域生活定着支援センターの業務に関する調査」の結果に基づいて、地域生活定着支援センターの現状や課題・展望を検討するものである。

地域生活定着支援事業が始まり7年間が経過した。この間、センターの業務は当初予定していた出口支援にとどまらず、被疑者・被告人を対象とした入口支援にまでひろがりつつある。そこで、コーディネーターの浜井は、全国地域生活定着支援センター協議会の協力を得て、全国の地域生活定着支援センター（以下、原則としてセンターという）に対して質問紙を使った実態調査を行った。調査は、センターの支援内容ごとに支援ケースを量的・質的に調べる「支援実態調査票」（センター単位）と支援を担当している職員に対する「意識調査票」（職員単位）との二つから構成されている。全国48か所に設置されたセンターのうち、「支援実態調査票」については32のセンターから、「意識調査票」については39センター・131人から回答があった。本調査から見えてきたことは、結論から言うと、センターが持続可能なものとなるためには、センターの財政的基盤を整備し、職員の待遇をその能力と実績に見合ったものに改善する必要があるということ、そして、地域や関係機関の理解が何よりも欠かせないということであった。

2. 各報告要旨

(1) 「支援実態調査」の結果について 我藤 諭（龍谷大学矯正・保護総合センター）

本報告は、全国すべてのセンターを対象に、2014年8月10日から同年10月31日まで実施した各センターの支援実態調査(平成25年度実績)の報告である。今回は、①保護観察所や他都道府県のセンターとの連携、②特別調整における支援件数等、③相談

支援業務、④被疑者・被告人への相談支援、⑤啓発業務、⑥事例分析について報告を行った。

調査結果としては、32センター（回収率66.7%）から回答を得ることができた。地域差はあるものの、特別調整における保護観察所からの依頼は平均12.3件、他都道府県センターからの依頼は平均7.8件であった。障がいの有無は、65歳以上の調整者では半数の調整者は障がいはなかったが、65歳未満の調整者では34%の対象者に知的障がいがあり、23%に精神障がいがあることが示された。罪名では年齢に関係なく、窃盗が約60%を占めていた。援護実施市町村や受入先事業を探る際に、なかなか決定することが難しく調整が難航している状況が示唆された。フォローアップ業務では、29センターがその期間を決めておらず、また、センターの業務を超えるような一般的な支援調整を多くのセンターが行っているが明らかになった。次に事例検討では、回答センターから得た「うまくいった事例」と「うまくいかなかった事例」を比較した。その結果、「うまくいった事例」では本人の障がいや行動特性を理解しながら、矯正施設や地域の事業所と協力し合いながら、支援を組み立てていったことが示された。一方で、「うまくいかなかった事例」では居住や日中活動の調整は進めたものの、本人理解が十分できていなかったことから支援がうまくいかなかったことが示唆された。つまり、犯罪をおこなった障がい者あるいは高齢者について、なぜそのような行動に至ったのかを分析し、その分析に基づいた支援を組み立て、支援を実行し、再度分析するといった循環的なプロセスが必要となると考えられる。

支援の流れに沿って、支援件数や支援人員の属性や事例を分析した結果、各センターで特別調整対象者が地域生活に送れるようになるまでかなりの調整を行っていることが示された。しかしながら、このような複雑な調整をおこなう相談員を配置するには、センター運営予算は十分ではなく、運営が困難であることが示された。また、この問題はうまく地域生活に移行するための支援を構築することにも影

響していることが示された。

(2)「職員意識調査」の結果について 松尾多英子(龍谷大学矯正・保護総合センター)

支援担当員意識調査の結果から、支援担当員が抱える悩みや不安、やりがい、罪を犯した高齢者や障がい者が地域での生活をつくるためには何が必要だと考えているのかについての分析をし、その結果報告を行った。まず、支援担当員が業務に携わるなかでどのような悩みや不安をもっているのかみていくと、自身のスキル不足や知識不足の問題、法整備・予算・雇用などの事業体制と統一的基準の問題、関係機関との連携の問題に分類することができた。関係機関との連携については、受入先福祉施設の抵抗感が問題となっていた。しかしながら、回答としては、「罪を犯した背景や原因を知ることができ、対象者以外の要因が影響していることを理解することができた」「実際に接してみて、他の障がい者、高齢者と違いを感じなかった」というものが多くみられ、対象者が犯罪に至った背景を理解したことにより、対象者に対するイメージ等に変化がみられたことが分かった。このことより、このような変化を関係機関や地域社会においても起こし、対象者に対する恐怖心や抵抗感をなくしていくことは可能であると考えられる。

支援担当員の業務に対するやりがいについては、全体の 89.2%がやりがいを感じると回答していた。理由として多かったのは、「対象者が再犯せず、地域において安定した生活を継続できている場合に、やりがいを感じる。」というものであった。この他、社会のために自分が役立っていることに対するやりがい、自らのスキルが高まることに対するやりがい、他機関との連携に対するやりがいを感じている回答などがみられた。

最後に、支援担当員が罪を犯した高齢者や障がい者が地域での生活をつくるために何が必要と感じているのかについてである。これについては、「地域の理解」という回答が最も多かった。しかしながら、現在では、市民に対する周知活動を行う手段が確立されておらず、周知不足の改善が重要であるといえる。また、「本人の居場所や役割など、ここにいてもいいと思える場所や仕事、生きがいが必要である」という意見が多くみられた。さらに、「身元保証人の不在が受け入れにおいて大きな障害となっており、身元保証人がいなくても施設側が困らないような制度づくりが必要であると思う」という意見があることから、行政によりなんらかの策を講じていく必要があるといえる。

(3)「地域生活定着支援センター業務に関する調査」を読んで:現場職員の視点から 益子千枝(兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」)

地域生活定着支援センター相談員という実務に携わる立場から「地域生活定着支援センター業務に関する調査」の結果を読ませていただき経験値に基づいての気付きや意見などを、最近の2事例(個人情報部分は加工のうえ、特別調整対象者の出口支援事例と被疑者被告人段階から関わりを継続している入口支援対象者の事例)の紹介を合わせて述べさせていただいた。

センターは、2009年1月19日に長崎県センターが開所したのち、順次各都道府県内に1ヶ所ずつ(北海道のみ2ヶ所)開所された。私自身は2000年8月から大阪府センター開所準備に携わらせていただき、2010年7月1日の開所時から2013年3月まで大阪府センターで勤務、同年5月から兵庫県センターに所属し現在に至る。近畿圏2センターでの6年間の現場はとにかく対応に追われっぱなしの毎日であった。よって、これまでのことや今後についてじっくりと考える暇がなかった私のような者にとってはセンターの業務について、今回、調査がおこなわれ、結果をまとめていただけたことは本当に嬉しく有難く思う。殊に、調査では自由回答法により、相談員の生の声を詳細に受け止めて下さっている点は大変貴重な報告内容である。従事する相談員の多くが事業としても自身の身分、報酬なども不安定であると感じながら、比較的軽微な犯罪行為を反復し福祉要件は軽度(いわゆる介護が不要な高齢者や外見上障がいが見える対象者など)で、病気があっても軽症であり、治療反応性は薄く、むしろ、生活習慣や成育歴、性格によるものだと言われる対象者を、福祉の枠組みを提供することで罪を犯さず、地域社会で生活してもらうよう調整することを司法側と地域側両方から求められ、公私ともに疲弊、混乱傾向であることが全体的に見てとれた。尚、想像の域ではあるが、司法や医療の従事者も類似のストレスを抱えているのではないだろうか。例えば、パーソナリティ障害(疑い含む)はその顕著な事例のひとつであると思っている。おそらくこの分野で最後まで残る難題なのではないだろうか。

結果報告に話題を戻すと「やりがい」を感じているという数値が非常に高く、実は私自身も大変だと言いながら「やりがい」も大いに感じている1人である。一方、当事業での勤務継続年数の調査からは、1年から3年の相談員が半分以上を占め、5年未満を合わせると約8割を上回るという結果が示されている。確かに、受託法人の変更、受託法人内での人事異動は私の周囲でもめずらしくなかった。また相談員の多くが、知識やスキルの向上のために犯罪心理

学や刑事司法などの分野についての研修を望んでいるという結果が示された。これは、福祉職として司法関係者などと連携する際にそもそも使っている単語が理解できないという体験をしたことによるのだろう。必要なことだとは思いますが、正直、数回の座学のみで習得することは簡単なことではないし、こちらに偏り過ぎると、司法関係者のような福祉職を生む可能性を孕むのではないかと危惧している。個人的にはむしろ、他分野や対象者については、わかっていないことを自認し、その前提でOJTの中で丁寧を確認していくほうが確実に安全であるように思うし、より自分の役割や専門性の範囲について研鑽に努めることのほうが必要なのではないかと自分の反省を込めて感じている。

今回の結果にも見られるようにここ数年来、当事業の平準化つまりバラつきを無くすことが求められがちであるが、地域性、事業や相談員の経験値、事業を受託している団体、自治体内にある矯正施設の種別や数、そして対象者の特性の違いがそれぞれ複雑にあるなかで、その実現は非常に難しいのではないかと考える。何のために何を平準化するかを詰めたうえで、むしろ各センターの特性や個性を認識し活かす方向を検討できないだろうかという意見などを伝えた。

3 指定討論 久保貴（近畿地方更生保護委員会）

高齢・障害者の社会復帰に対する支援については、基本的には福祉政策の課題であるが、高齢・障害者のうちで犯罪を惹起した人に対する支援を行うものとして、地域生活定着支援事業が展開されている。犯罪をした高齢・障害者の社会復帰支援の問題は、最近発生したものではなく、昔から存在していたものであり、何らかの対応の仕組みを作る必要性は従来から認識されていた。地域生活定着支援センターはそのような対応の仕組み（のひとつ）として出てきたものである。

平成26年の犯罪白書によると、地域生活定着支援センターでは、637人に対して特別調整が実施され、そのうちの73.1%である419人が福祉等の施設につながっている。特別調整に求められている内容（障害のある人が帰る場所を社会内に確保する。）という困難な内容を考えると、73.1%が福祉等の施設につながったということは素晴らしい成果である。これは地域生活定着支援センターの職員の皆様方が努力していることの結果であり、敬意と謝意を表したい。

新しい制度（仕組み）については、仕組みを作るだけではなく、作られた仕組みの効果や効率性とともに仕組み自体についての検討と修正が必要であるが、話題提供者の話をうかがっていて、制度ができて10年となるにもかかわらず、その前の段階にとど

まっていると感じられた。厳しい言い方かもしれないが、国や地方自治体を含めた関係機関は対応の仕組みを作ったことで満足してしまっているのではないかと。地域生活定着支援センターに丸投げするのではなく、保護観察所を含めた関係機関が具体的にどのような役割分担と連携ができるのかを考える必要があるし、現在の仕組みを実際に運用していただいている人たちの抱える苦勞を、どのように分担していくのかについて議論しなければならない。

4 議論

指定討論に続いて、20分程度討議を行い、以下のような討議が行われた。

昨今は、刑事司法の問題を法務省ではなく厚生労働省が対応したりしていて、どの機関の誰がどのように処遇にあたっていくのかが複雑になっている。制度で対処しきれないようなケースもある中で、今ある制度がどれほど貴重なものであるか、支援の内容を含めてもっと評価すべきだ。

処遇にあたっては、各地域にあるセンターの個性と地域性があり、そういったものをもっとセンター同士で共有し合うことが大切なのではないか。地域の特性を活かした支援やシステムがあり、それを職員たちが共有できる機会があればいいとおもう。

役所や病院、事業所など、それぞれの機関がそれぞれのローカルルールを持っており、それが多機関連携の大きな障壁となっていると思う。なにより、これらの機関のローカルルールの衝突に、センターが板挟みになり苦しんでいる状況をなんとかしなければ、制度自体が空中分解してしまう恐れがある。なぜ民間の支援団体がその重い役割・負担を背負わなければならないのか。

ケースによって必要な支援は異なる。定着までにかかる時間がかかるケースとそうでないケースが混在しているし、どこまで支援するのかのアフターサービスの問題もある。ケースの数だけでなく、支援の質も評価できるような体制作りが必要だ。

センターは保護観察所のような国の機関の下請けではないことを主張したい。地域で理解を得ていくことももちろん重要だが、それぞれのセンターがどのようなことを行っているのか、職員同士が共有することが大切だと思う。

文献

浜井浩一他、2016、『地域生活定着支援センター業務に関する調査』（日本学術振興会科学研究費・基盤研究C「地域生活定着支援事業の現状と課題」、研究代表 浜井浩一、課題番号 25380807 の助成を得て行った調査の調査報告書）

テーマセッションE 少年法適用年齢引下げ

報告者 武内謙治（九州大学）
土井隆義（筑波大学）
佐藤直樹（九州工業大学名誉教授）
コーディネーター・司会 正木祐史（静岡大学）

●企画趣旨（文責：正木）

周知のとおり、公職選挙法改正によって選挙権年齢が引き下げられたことを1つの契機として、民法上の成年年齢や少年法の適用を受ける少年年齢の引き下げが議論されている。すでに民法については法制審議会民法成年年齢部会において最終報告書がとりまとめられ（2009年）、また、少年法についても古くはいわゆる少年法改正構想に端を発した法制審議会少年法部会での中間答申がある（1977年）が、現在法務省では、「少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うため『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』を実施することとし」て、ヒアリング及び意見交換が継続的に開催されている。

本テーマセッションでは、この少年法上の年齢引下げに関して、主として、少年（およびそれに接続する若年者）の年齢設定に関係する社会背景ないし社会情勢といった点、すなわち、現在の社会背景・社会情勢において少年年齢を引き下げようとするものの是非自体について焦点を当てた議論をしていきたいと考えている。なお、法務省勉強会で設定がされているような、少年年齢引下げを前提とした（刑事）法制の具体的設計については、必要に応じて触れる程度として、主たる議論対象とはしない予定である。

●武内報告「少年法適用年齢引下げ——ドイツとの比較から——」要旨

1 はじめに

本報告では、「青年」に対し中間的な扱いを行っているドイツを比較対象として、少年法適用年齢引下げの問題を検討する。

2 現在の問題状況

今般の少年法適用年齢引下げ問題は、昨年改正された公職選挙法改正を契機としている。その附則5条と11条には、近い将来、少年法の適用年齢を改める措置を講じると解釈できる文言が置かれている。また、昨年9月の自民党の特命委員会による「成年年齢に関する提言」は、「刑事政策的観点」からの修正を留保しつつ、「国法上の統一性」や「分かりやすさ」の観点から、少年法適用年齢を満18歳未満に引き下げるのが適当であると主張している。この「提

言」を受け、昨年11月に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が法務省内に設置されており、「少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般」につき、検討が行われている。

3 「現在の問題状況」を取り巻く状況——今般の議論の特徴

この問題と対峙するには、まず、議論のあり方自体よりも『現在の問題状況』を取り巻く状況を考える必要がある。今般の状況の目新しさは、①政治主導、②選挙年齢・民法上の成年年齢の引下げ（形式的な）先行、③刑事司法全体における再犯予防の強調、刑事司法の枠内における「支援」措置の広がり、④少子高齢化と非行少年の減少が背後にあることにある。

他方、今次の動きは、①1960年代からの少年法改正論議と共通のテーマを問題としている。また、少年法改正が法務省の中では刑事局マターであり、検察官が法案作成に影響をもつという②法案作成の構造も維持されている。この「伝統的な」構造に新たな問題状況が重なるとき、18-19歳の「顧客」（ユーザー）をめぐる少年司法関係機関がどのような動きをするのかが、注目される。

4 ドイツにおける「青年」制度

概ね18歳から21歳ないし23歳程度の者につき中間的な扱いをする制度は、ドイツ、オーストリア、スイス、スペイン、オランダなどで採用されている。その中で、「刑事特別法モデル」（大陸法）でありながら「少年裁判所基軸モデル」をとるドイツの制度をめぐる議論を追ってみる。

行為時18歳以上21歳未満の者につき、少年裁判所が成熟性判断を行い、少年（犯罪）と同視できる場合に少年刑法を適用するという「青年」制度は、1953年に創設された。その後、1974年に選挙年齢と民法上の成年年齢が21歳から18歳に引き下げられた際にも、この制度は維持されている。後の政府見解に継承されている立法時の説明によれば、「民法上の成年年齢の引下げが少年裁判所法の改正を強いるものではなく、青年の取扱いは少年刑法改革に委ねられている」というのが、その理由である。

実務運用においては、罪名と地方により較差があることが、よく知られている。これには、軽微な犯

罪に対して少年刑法を適用するか否かの差が反映している。重大な犯罪では、多くの場合、少年刑法が適用されている。「パーソナリティを分析すればするほど、成長上の問題が際立つ」、というわけである。他方、窃盗や道路交通犯罪では少年刑法の適用率が、概して低い。近時の研究によれば、これらの軽微な犯罪に略式手続で対応するか否かが、地方較差の原因にもなっている。というのも、略式手続は、青年に少年刑法が適用される場合には、用いることができない構造になっているからである。

5 検討

ドイツにおける議論の状況からみて考えるべきは、まず、青年層の問題は、政治的テーマになりやすい構造があるのではないかということである。ドイツでも、1953年に創設された制度が維持されているものの、2012年には、特に大な殺人行為の場合に青年に科すことができる少年刑の上限が、10年から15年に引き上げられている。しかし、そこで前提とされる「青年」像は、専門知により得られているものと異なっている。ここにギャップがあるとすれば、それをどう埋めるのか、埋めがたいのであればどちらを優先させるのが、重大な問題である。

専門知のあり方ということでは、「地域性」の問題もある。ドイツは、後進資本主義国として、国家主導で近代化を目指す日本のモデルとされてきた。しかし、こと少年司法制度についていえば、生誕時から、自然発生的要素をもっており、地域性も有していたことには、注意が必要である。専門知の担い手である実務家がある際に大きな役割を果たしていることは、現在でも変わらず、また、青年の問題についても同じである。そもそも青年に対する少年刑法の部分適用自体の創設自体が、専門知蓄積のための方途であり、専門家集団が立法論として青年に対する少年刑法の全面適用を提言していることは、ごく自然な成り行きである。研究者レベルでも、犯罪・非行現象をライフコースでとらえる視角から、「青年」の扱いを模索する動きがあり、注目される。

●土井報告「少年刑法犯の動向と眼差しの構図～再犯の抑止機能から考える～」要旨

日本の少年刑法犯は激減している。なかには少子化が進んでいるのだから当然という意見もみられるが、少年の人口比で算出しても傾向は同様である。刑法犯で検挙された少年は、実数においてだけでなく、その比率においても、2003年から減少しつづけている。

しかし、その一方で、少年刑法犯に占める再犯少年の比率は上昇しつづけている。じつは再犯少年の実数は減少しつづけており、それは少年の人口比で産出しても同様である。ただし再犯者より初犯者の

ほうが減少幅が大きいと、再犯少年の比率は上昇しているのである。

昨今、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したのを契機に、少年法の適用年齢も20歳未満から18歳未満に引き下げるべきだと自民党の「成年年齢に関する特命委員会」が提言している。現在の少年刑法犯の動向から眺めた場合、おそらくその目的は、この再犯少年の比率を下げることにあるのだろうと推察される。

では、そもそも少年刑法犯が減少してきた背景には何があるのだろうか。裏を返せば、少年たちの生活満足度が上昇してきた背景には何があるのだろうか。今日の日本社会を眺め渡してみれば、子供の相対的貧困率は上昇しつづけて、いまや全年齢層のそれを上回るまでになっている。少年たちをめぐる昨今の社会状況はけっして明るいといえない。

しかし、それにもかかわらず少年刑法犯が減少しているのは、換言すれば、彼らの幸福感が高まっているのは、人生に対する彼らの期待値が低下してきたからではないだろうか。不満は目標までの距離に反比例して増減する。私たちの期待値は、目標までの距離が近いほど高まるが、その期待値と現実のギャップこそが不満を生むからである。

では、このような状況下に置かれている少年たちに対して、とくに18歳と19歳を少年法の適用年齢から外し、更生重視から処罰重視に舵を切るとは、明るい社会の実現にどれほど役立つのだろうか。そもそも適用年齢が引き下げられれば、現在とは違って彼らに処罰が加えられることになるのだろうか。

成人事件では、摘発された者の65%が起訴猶予となり、裁判所へ送致されるのは35%にすぎない。もし、18歳と19歳が成人と同じ制度で扱われると、おそらく彼らの3分の2も裁判所へ送致されないだろう。罪種の構成比は成人と大差ないからである。それに対して少年法は全件送致主義をとっているため、すべての事件が家庭裁判所へ送致されている。

また成人事件では、裁判所へ送致されても罰金・科料で終わるケースがほとんどである。正式に裁判にかけられるのは全体の8%にすぎない。もし18歳と19歳が少年法の対象から外されると、罪種の構成比にほぼ違いがない以上、これもまた同様の結果となるだろう。それに対して少年法の下では、自動車運転関係を除く全事件の90%に保護観察など何らかの指導・監督が施されている。

もちろん、それでも再犯少年は存在する。少年審判にかけられた後、少年院へ送られる18歳と19歳は10%だが、その中の11%は出院後2年以内に再入院している。しかし、刑事施設を出所した成人受刑者が2年以内に再入所する率は19%だから、両者の間には大きな開きがある。

ところが、少年法適用年齢引き下げの賛否を尋ねた報道機関の各種世論調査では、賛成の回答がいずれも過半数である。賛成派には、社会防衛の見地からだけでなく、被害関係者に思いを寄せる人々も多いのだろう。しかし、被害者を死に至らしめるような重大事件の場合、現行制度の下でも家庭裁判所から検察庁へ逆送致し、成人と同じ刑事裁判にかけられることを忘れてはならない。

私たちはいま一度、明るい社会の実現のためにどのような道を選択すべきなのかを冷静に検討すべきである。そもそも、初犯少年も再犯少年もその実数は減少しつつしており、その背後に人生に対する彼らの期待値の低下が潜んでいるとすれば、今日の少年たちに与えられるべきなのは規律の強化ではないはずである。むしろ希望を抱きうる環境の提供のほうである。それは、罪を犯した少年に対しても同じだろう。希望を育むための取り組みが実践されているのは、まさに矯正教育の現場だからである。

●佐藤報告「少年法適用年齢引下げ―「世間」への<再埋め込み>をめぐる―」要旨

(1)「子ども期」の登場と保護主義の成立

ヨーロッパ中世においては、幼児期をすぎると子どもは7/8歳で「小さな大人」(P・アリエス)とみなされた。それは文化の伝承が文字によってではなく、声によっておこなわれたためである。これをW・J・オングは「一次的な声の文化」と呼ぶ。

ところが12世紀以降徐々に、文化の伝承が文字でなされるようになる(「文字の文化」)。17世紀末になると、公教育の登場による「学校化」(アリエス)がはじまり、子どもへの「関心のまなざし」が強まって、歴史上初めて「子ども期」が登場する。

子ども期の成立を背景として、19世紀には、子どもの刑罰軽減が刑法に詳細に規定されるようになる。この自由主義(夜警国家)段階の刑法において子どもは、「自由意思で犯罪をおかした小さな大人」とみなされ、「犯罪―責任―処罰」という大人と同様の責任主義が適用された。

大きな転換は、1899年イリノイ少年裁判所法の成立にはじまる。児童救済運動の高まりなどによって、大人の刑事手続と分離した少年の特別な扱いが必要とされ、子どもは「環境の犠牲者としての子ども」とみなされるようになる。帝国主義(福祉国家)段階における「評価―予防―処遇」という保護主義の誕生である。これは、福祉国家的な刑事政策の刑事司法への介入という意味で、「処罰福祉主義」(D・ガーランド)の成立といえる。

(2)子どもの「小さな大人」化と厳罰化

日本では1922年に「処罰福祉主義」に基づく旧少年法が成立し、戦後の少年法に引き継がれる。だが

1980年代以降、①高度資本主義＝高度消費社会の出現による商品経済の子どもへの浸透と、②電話・テレビ・パソコンなどの電子メディアの普及によって、「二次的な声の文化」が復活し、あたかも中世のような子どもの「小さな大人」化が進んだ。

大きな変化は、90年代末以降のグローバル化＝新自由主義の台頭によって、自己責任論が強まり、子どもは再び「自由意思で犯罪をおかした小さな大人」とみなされるようになったことである。97年「神戸連続児童殺傷事件」が厳罰化のきっかけとなり、99年「光市母子殺害事件」の死刑判決に象徴されるように、「処罰福祉主義」が後退してゆく。

(3)後期近代における「世間」への<再埋め込み>

「世間」とは何か。日本では近代化＝西欧化の過程で、individualやsocietyの形成が十分になされず伝統的「世間」が連綿とこつた。「世間」とは、①「贈与・互酬の関係」②「身分制」③「共通の時間意識」④「呪術性」のルールをもつ人的関係である。近代化＝<脱埋め込み>(A・ギデンズ)によって共同体な紐帯や掟は解体していったが、「世間」という幻想の共同性が負荷的・抑圧的なものとして強固にこつたのである。

行動の準拠点としての「みんなどうしているのだろうか」と考えることが、「世間」という幻想の共同性が作動していることを表している。後期近代への突入による、1998～03年の「伝統離脱」から「伝統志向」への保守化の動き(NHK放送文化研究所)は、西欧社会では人種・民族・宗教への<再埋め込み>の現象として現われたものが、日本では伝統的「世間」への<再埋め込み>の現象として現われていることを示している。

また、若者の間で保守化が進み、友だち同士の「プレゼント」(「世間」のルール①)や「あの世、パワースポットへの関心」(④)や「宿命主義」(②)といった現象(土井隆義)は、<再埋め込み>を背景として、「小さな大人」化によって子どもの生活世界で「プチ世間」が形成されていることを示している。

(4)少年法適用年齢引下げをどう考えるか

現在急いで少年法適用年齢を引下げる理由は見当たらない。ただし犯罪率の減少が少年司法の運用の成功を意味するかといえば、根底にあるのは、日本は先進国中犯罪率は最も低く／自殺率は最も高いという、「世間」の犯罪抑止力と自殺誘発性の高さである。

さらに「幼児」「子ども／大人期」「老人期」の成立(N・ポストマン)によって、成熟した「小さな大人」と、未熟な「大きな子ども」の混在する状況が生まれている。とすれば、むしろ成人年齢の引上げが必要な時代といえるかもしれない。

●質疑応答・意見交換要旨（文責：正木）

——ドイツでうまくいっているものは、専門家による調査はどんな制度か。

武内 ドイツは刑事法から出発するモデルという限界があり、その典型例が青年層問題。その中でうまくいっているのは、少年審判補助者制度。日本の家裁調査官と違い、少年審判補助者は裁判所の外にいて、事件係属前から関わり、裁判所にはレポートを出し、施設出所後のサポートもする。一貫して社会的サポートをするところが調査機構も兼ねており、両者が切り離されていない。そこはドイツの優れた点。そこから、18歳以上を外しての判決前調査制度導入をみると、調査は全件実施してスクリーニングをしなければ意味がないが、それが担保されるか。犯罪の重大性等が基準になって、ライフコースの問題や当該少年のもつ社会資源の如何等が軽視されないか。また、全件調査によるプライバシー立入りは司法機関係属後でないと正当化できないのでは。それらの点で、現行方式を崩すのはデメリットの方が大きい。

——今の議論では、少年年齢引き下げと若年成人への保護処分がセットになっているが、そのときドイツは「成人に保護処分を適用している例」とみるべきものかどうか。ドイツの法制・運用を見ると、むしろ、若年成人を含めた少年への少年刑法適用が原則で、例外的に少年刑法を適用しないという形で成人扱いする、日本で言えば逆送のようなもの、とみるべきではないか。

武内 前提として、年齢の線引き・整合性を考える際に優先順位があり、そこでは法の目的の達成手段を第一とする、だから法によって年齢が違ふのは自然の姿、という質問者の考え方は共有している。その観点からは、質問のようなドイツの制度の捉え直しは十分可能。

——成人に対して行為責任主義をとりデュープロセスを保障するという、歴史的に形成されてきた歯止め・制約の仕組みをはずして、少年法・保護処分に対応するというのは、年齢引下げ以上に重要な問題をはらむ。その点で、ドイツについての従前の捉え方については、厳密に見ていく必要がある。

——従来、青年層に少年刑法を適用するドイツについては、少年法の拡大と捉えてきたと思うが、その評価が変わってきているのか。また、重大事件ほど少年刑法の適用が活発なのは、事案ごとの判断ゆえと思うが、それを支えるのは、少年裁判所の機構が組織的にしっかりしているからか。

武内 従前の捉え方には正当なものがある。青年層も少年裁判所に係属する。公判の公開につき、少年は必ず非公開だが、青年層は裁量による公開制限。ただ、統計はないが、ほとんどの青年層事件は非公

開で行われているとされるので、手続的には少年とほぼ変わりがない。その意味で、少年法の対象拡大という見方は十分できるし、制度的にも整合的な説明が可能。2点目について、1つは少年審判補助者がしっかりしていること。もう1つは、法的な要請として、少年刑法を適用しない場合には十分な理由説明が求められ、それが上級審での審査対象となること。加えて、比例原則から、重大事件ほど、綿密な成熟性判断をしなければ、審査不十分と判断されるので、鑑定実施など慎重な審理が要請される。この点、鑑定等による綿密な調査が行われるほど未成熟性が明らかになりやすいとの指摘もある。

——ドイツで、一般の少年・成人の成熟性については、どう理解されているのか。

武内 ドイツで成熟性を語る1つの難しさは、喫煙・飲酒可能年齢などが結構ばらばらで、何ををもって成熟性を語るかということ。少年審判の場での成熟性の点では、何をテストの基準とするかが問題となっている。1955年に精神医学界の立てたマルブルク基準により成熟性テストをしているが、その基準自体に、客観性欠如・価値判断過重・定立基準では成人でも普通に未成熟となる、等の批判が根強くある。客観化の試みもあるが、むしろ成熟性テスト自体に無理があると指摘され、そこから、21歳や23歳、26歳など上のほうでの線引きをすべきという意見もある。

——土井・佐藤報告とも基本的な認識構造が似ており、経済と情報という2つの大変動を軸として、そこに少年観・成人観の変容という意識レベル、さらには「期待値の低下」や「地域共同体の解放によって、その中の『世間』が全日本国土に拡散」という図式で語られたと受け止めた。土井報告に対して、期待値を下げているのは若者だけでなく、上の世代の年齢層でもそうではないか。佐藤報告に対しては、世間が根強く存在し再顕在化しているならば、「世間」「世間体」「恥」が3点セットだとした場合、現在の日本社会の「恥」と厳罰化との関係について。

土井 日本の経済成長率が3段階で変わってきているから、30代・40代も高齢者に比べれば期待値は下がっている。だから、少年犯罪の激減とともに、成人犯罪も減っている。高齢者だけは刑法犯の人口比で見ても高止まりで、その層だけは期待値が高いまま。なお、データ所在を覚えていないが、厳罰化傾向への支持は若年層でより高いのではなかったか。

佐藤 例えば家族に犯罪者が出たときに、それは「世間体」と同じ意味で、「世間」に対する「家の恥」と言うことがある。対象としては常に「世間」を強く意識している。これが西洋キリスト教社会では、「神」との関係での「つみ」ということになり、判断基準が日本とかなり違う。日本では、「世間」から

つまはじきにされては生きていけないと思っているから、「恥」という感覚は強いだろう。

——権力構造との関係でも対抗文化は衰退しているのではないか。少年法改正でも、2000年改正のときには、色々な団体が対抗的に強力な主張をしていた。ところが今回はほとんど声が上がっていない。別の例で、DVに対する「法は家庭に入らず」といった法律家による対抗文化が薄れてきているなど、警察権力に対する依存性も強くなってきていないか。

土井 対抗文化の衰退の大きな要因は2つ。1つは世代間ギャップの希薄化による衝突の不在。もう1つは、生活圏の分断化による、異なる生活集団間の衝突の減少で、それぞれが自身の生活世界に生きていて、別の世界と対抗しない。分断化された生活圏が佐藤報告で言う「世間」だとすれば、「世間」間でのチャンネルがなくなって閉じた生活圏の中にいるから、そこに対抗文化は生まれにくい。その点では、専門家も棲み分けをして個別に専門知を蓄えるだけとすると、対抗文化が生まれてこずにタコツボ化が進んでいくことになる。そこから、専門家間の対抗文化衰退現象も生じることになる。

佐藤 例えば暴走族は20歳前後にやめるものだが、これは「世間」に戻るということで、それだけの同調圧力の結果。今はさらに、暴走族自体がほとんどいない、そういう非行が消えてきている。それは、1998年以降の「世間」への〈再埋め込み〉によるため、同調圧力が高まっていて、対抗文化の衰退を招いている。

——成人年齢の引き上げこそが必要ではという提起の理由として、成熟した小さな大人と未熟な大きな子どもの混在を挙げているが、それが引き上げにどうつながるのか。中世に似てきているということからは、厳罰化賛成に傾くようにも思えるが。

佐藤 敢えての問題提起的発言ということではあるが・・・公教育期間の長期化もあって未熟な時期が長引き、責任年齢・成人年齢は歴史的に上昇傾向にあるが、それを厳罰化を背景に逆転させようとしているのが今の動き。それは中世と似たような状況を生み出すものともいえるが、未熟化のことを考えれば引き上げも視野に入る。青年期という大人・子どもの曖昧な時期というのを設定しなければならない時代状況があって、その曖昧な時期をどうするかという議論の中で、年齢引き上げということもあれば青年層設定ということもある。もちろん、その年齢をどこまで上げるかという問題は残る。現状認識としては、少年司法などがある意味でうまくいっているところで、年齢引下げを考える必要はない。

土井 先行の別セッションであったように、脳科学が進んで前頭前野が完成するのが30歳ころという知見が出てくれば、年齢引き上げという議論にも繋

がる。ただそうすると、先の議論にあった適正手続への抵触ということも生じてくる。そこには佐藤流に言う「処罰福祉主義」が成人にも増殖してくるという危険性があるわけで、そこをどう考えるか。

——フルの刑事責任を問えるのが例えば30歳、成人年齢が20歳だとすると、20～30歳までは、責任減弱と捉えて刑罰を軽減する、という考え方はあり得る。ただ、その基本は刑罰枠組み。

——ヨーロッパでは、年齢を引き下げた後の若年成人者への対応は、必ずしも刑事司法的ではない。オランダ・ロッテルダムのセーフティ・ハウスでは、自治体に多機関連携組織を設置してボスは検察官。起訴猶予の後は地域福祉での処遇に繋がる。刑事司法から外すそのような発想も必要ではないか。

武内 年齢を引き下げた後の若年成人への対応をうまくイメージできない。現在の入口支援をどの程度流用できるか、そこに調査をどう組み込むか。そのイメージがうまく作れない以上は現状維持という方向もあるのではないか。

——生活保障をするのは国・自治体で、未成熟な人の対応も、刑事司法ではなく国・自治体による社会政策であるべき。その意味で、そもそも「世間」の概念が、日本とは全く違うのでは。

佐藤 日本では「世間」だが、オランダでは「社会 society」なのだと思う。人間関係を構成している原理が全く違うと把握しないと、うまく理解できない。——刑罰を受けて罪を償ったように見えても、「世間」の構造の中で社会的排除が続いていく。日本で人権の議論をする際にも「思いやり」「やさしさ」という要素が潜り込んでくる。そのようにして「世間」の論理構造が強烈に働いているのだとすると、人権論構築のためにどのような戦略が必要か。

佐藤 日本では、人権擁護の総論には賛成するが、誰々の人権という個別になるとみんな引く。「人権」という言葉が機能していない。「権利」という言葉からして、“right”の翻訳としての明治期の造語。“right”には「権利」「右」のほか、「正しい」という意味があり、英語圏での「権利」は、それを持っているだけで「正しい」というのが含意。日本では「あいつは権利主張ばかりして、いやなヤツだ」という言い方をする。「権利」という言葉が「正しい」とことと結びついておらず、西洋社会で使われているのは全く違う意味を持たされている。歴史的基盤も違うから、日本から「世間」はなくなならないだろう。ただ、井原西鶴にみられるような江戸時代の「世間」は価値中立的で負荷性がない「やさしい世間」。それが近代になるにしたがって「厳しい世間」「負荷的な世間」に変容している。この部分に検討を加えることが突破口となるのではないか。

以上

テーマセッション F 「犯罪者を親にもつ子どもの視点から見た被虐待児への対応と 虐待者である親との関係について」

企画： 矢野恵美（琉球大学）
報告： 松村歌子（関西福祉科学大学）
立石直子（岐阜大学）
齋藤 実（獨協大学、弁護士）
矢野恵美（琉球大学）
小名木明宏（北海道大学）
コメント： 龍岡資晃（弁護士）

I 企画趣旨（矢野恵美）

本テーマセッションの報告者はこれまで、「犯罪者を親にもつ子ども」の研究、中でも「受刑者を親にもつ子ども」の研究を共同で行ってきた。その研究の中で、受刑者自身にも虐待経験者（虐待被害者）が多いのではないかとということが浮上した。さらに、個別のケース等を見ると、たとえ身体的虐待であっても、「児童虐待」そのものが事件化されないことがあり、自分の命を守るために、自分で虐待親を攻撃せざるを得なくなるほど追い詰められ、子ども時代に、自分が虐待から救い出されることがなかったため、「暴力は悪いものである」ということを学ぶことができず、後の犯罪につながるようなケースもあるのではないかと問題意識につながった。虐待が事件化されることがないまま、被虐待児の方の犯罪が事件化してしまったと思われるものに、2014年に北海道空知郡南幌町で女子高校生が母親と祖母を殺害した事件がある。この加害者は被虐待児であると思われるが、虐待が事件化されることはなく、現在、児童本人が医療少年院に収容されるに至っている。ここまで大きなケースではなくても、少年院被収容者には虐待被害者が多いことはこれまでの調査でも明らかになっているⁱ。そこで、本テーマセッションでは、児童虐待の事件化、虐待親の扱いなどについて、家族法の立場、行政の動き、比較法の立場などから検討を加えることとした。

前提として、日本における子どもの状況を見てみると、少し古い数字になるが、日本における子どもの相対的貧困率は OECD の平均を上回っており（2010年で15.7%）ⁱⁱ、公財政教育支出の対GDP比は OECD の平均を下回っている（2008年 OECD 平均4.9%、日本は3.3%）ⁱⁱⁱで、いわゆる先進国で見た場合、世界的に日本の子どもが決して恵まれた状況にあるわけではないことを私達は自覚しなければならぬことを確認した。

日本において、児童虐待に関する関心は高まっており、種々の取組も始まっている。とりわけ、司法が関与することも増えてきた。2012年には警察庁で「児童虐待への対応における取組の強化について

（通達）」が出され、児童相談所（以下「児相」と）の連携強化もうたわれている。また、2014年の児童福祉法改正を機に要保護児童対策地域協議会も設置され、2016年には大阪地検・高検の女性検事による「司法面接研究チーム」が立ち上がっている。児童虐待に係る検挙件数、検挙人員はこの10年で3倍以上となっている^{iv}。また警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数を見てみると、死亡児童数は減少し、全体は増えている^v。これは即ち、児童虐待自体が増えたわけではなく、端緒はわからないが、事件化が増えているためと思われる。一方で、警察が児童虐待の疑いで児相に通告した子どもの数はここ5年で3倍以上となっている。児相の大幅な増員が聞かれない以上、児相の負担も重くなっていると思われる^{vi}。

なお、児童虐待への関心が高まり、司法の関与も進んでいる一方、現在もなお、虐待が見逃され、児童が重傷を負ったり、死亡したりする事件がなくなる背景として、二点の可能性について挙げた。一点は、現在も民法第822条に懲戒権が残っていること、もう一点は児童虐待防止法の通告義務について、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」について「児童虐待の早期発見に努めなければならない」とはされているものの、強い通告義務が課されていないことである（児童虐待防止法第5条・第6条）。

児童虐待を事件化し、虐待親を罰すれば何もかもが解決するなどは決して考えていないが、暴力をふるう側は何ら生活を変えることなく、被害者のみが傷つき、「保護」の名で日常生活から引き離されることには疑問を感じる。本テーマセッションでは少なくとも、虐待は犯罪（若しくは「悪いこと」）であり、被害者である子どもが悪いわけではないことをはっきりと示すべきではないか。身近な暴力が悪いものとして扱われないのならば、子どもは暴力が悪いことだと学ぶことはできないのではないかと。引き離されて家族がバラバラになることは暴力の中で暮

らすことよりも子どものためになるのか。などの疑問をもとに、様々な観点から児童虐待を考えた。

II 報告

1 犯罪者を親にもつ子どもと社会的養護

～児童福祉施設における現状と課題（松村歌子）

児童虐待防止法が制定されて以来、児童虐待相談対応件数は毎年増加している。児童虐待防止対策の一層の強化とともに、被虐待児への支援として、社会的養護の質及び量の拡充が求められている。本報告では、児童虐待相談対応の現状、虐待が発覚した時、被虐待児にはどのような支援がなされるのか、社会的養護、特に児童養護施設に措置された児童の現状と課題など、行政による対応の現状と課題について検討した。

(1) 児童虐待相談対応件数の増加と児童虐待への対応

児童虐待の相談件数は、1999年に児童虐待防止法が施行されて以降、増加の一途をたどり、2015年中に全国で208ヶ所の児相が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）となり、これまでで最多の件数となっている。2014年中の検挙件数は698件、検挙人員は719人と過去最多となった一方、死亡児童数は20人と過去最少となった。児童虐待相談対応件数の主な増加原因としては、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことによる通告の増加、心理的虐待が増加したこと、特に面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案）について、警察からの通告が増加したことが挙げられている。

児童虐待への対応は、児童虐待防止法に基づき、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護や支援、そして保護者の支援が行われており、関係者の努力によりその進展が図られてきた。特に、保護者の支援が立ち遅れていることから逐次制度改正が行われてきたが、児相の規模、職員体制、専門職種の陣容、児童福祉関係機関の社会資源の違い等、自治体ごとに異なった対応が行われており、地域格差も大きい。

(2) 社会的養護の現状と児童養護施設に入所した児童の状況

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいい、家庭的養護と施設養護に大別される。対象となる児童は約46,000人にのぼり、児童は、里親委託、ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設

などの施設のいずれかで養護され、平成26（2014）年度末で27,041人（75.5%）が児童養護施設に入所している。

児童養護施設に入所した児童は、入所時の平均年齢6.2歳と約半数が未就学児であり、在籍期間も平均で4.9年である。児童の措置理由（養護問題発生理由）は、虐待によるものが38.0%、父・母の入院・精神疾患等が16.6%、父・母の死亡・行方不明が6.5%、父・母の拘禁が4.9%となっている。児童養護施設に入所した児童のうち59.5%に虐待経験がある。社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進し、「当たり前の生活」を保障していく必要がある。

(3) 児童福祉施設における課題

厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査結果」（2015年1月）によると、児童に対して特に指導上留意している点は、「心の安定」「社会規範」「職員（里親・養育者）との関係」が上位であり、性に関する部分は「男女交際」という項目はあるものの順位は低く、「性教育」という項目はそもそもない。つまり、児童福祉施設を始め、社会的養護下では心のケア、集団生活に馴染むこと、養育者との関係形成に重点を置き、性の問題についてはあまり重点を置いていないことがわかる。

児童養護施設に入所する児童の約6割には虐待経験があるが、性加害・被害の聞き取りは、「性」という内容を子ども自身が語ることで、つまり語る力に差があるために、発見が困難であり、対応が遅れる可能性がある。性被害を受けた子どもが、思春期以降、加害に転じる状況も起きているという。実際に、「性加害」を主訴として、児童養護施設から児童自立支援施設に措置変更となるケースも多くなっている（都市部では3～4割との報告もある）。さらに、児童自立支援施設で再度問題を起こすことにより、少年院や国立児童自立支援施設へ送致されるといった「たらいまわし」にされるケースもあるという。

また、施設に性加害行動を伴う子どもが入所することで、ほかの子どもにも多大な影響を与えうる。背景として、多くの子どもが愛着や対人関係に課題を抱えているために起きるとされるが、暴力や施設内虐待、いじめの構造などが性的なものとなつたり、そのしわ寄せは弱者に行くことになる。集団生活の場では特に、性的な関心からのみ問題を捉えるのではなく、生活を基本とした介入をし、生活上で生じる対人関係や衝動のコントロールなど、その児童に合わせた対応を一つ一つとっていく必要がある。

一方、児童が事件を起こし、少年院に送致された場合、少年院では、少年の問題に応じた指導が計画的・意図的に行われ、性非行によって処遇される場合には、性の問題に焦点を当てたテーマで講義・討議形式の授業が行われることになる。さらに女子の場合には、援助交際や風俗など性の問題と非行が結びついていることが多いため、性教育が重視されている。しかし、事件が性的問題にかかわらない時、性被害に遭った少年には、心のケアはなされるものの、性教育は実施されないことが多い。

このように、日本では性の問題を子どもたちに教えることをタブー視してきた側面がある。入所前の児童虐待、特に性被害について掘り下げてケアを行うということはあまりしないし、施設内での性教育の実施にも躊躇しがちである。これは学校現場でも同じであり、性教育に対するバッシングの大きさからも見てとれる。しかし、児童福祉施設などのように、集団で生活する施設でこそ、人権教育の一環として性の問題をきちんと教えるべきであり、特に学校現場では性教育をきちんと実施するべきであろう。子どもの目線での支援を実施するためには地域格差をなくし、子ども一人一人に寄り添った支援が必要であり、地域を巻き込んで取り組みを実施していく必要がある。

2 親子の分離と子どもの福祉～家族法の視点から (立石直子)

近年、民法(家族法)の分野においては、離婚後、離れて暮らす親と子の交流や面会に関する活発な議論が展開されている。しかしながら、親と子が離れて暮らすケースは離婚後に限定されない。離婚や親の死亡、子の施設入所、父母の服役など、さまざまな理由によって親と離れて暮らす子どもがいる。本報告では、児童虐待のケースにおいて親と子が分離されている場合の親子の交流や面会の問題に焦点を絞り、考察した。また限られた時間ではあるが、報告の最後には、この問題を考える一つの手がかりとして、ハワイ州において実践される「オハナ・タイム(家族の時間)」について紹介した。児童虐待ケースで多く利用される監督付き面会交流の実践例である。

(1) 民法(家族法)では、2011年の改正以来、第766条において離婚後の親子の面会について明文化し、実務においても非監護親と子の面会交流の事件が急増している。一方で、2007年の法改正において、児童虐待防止法では保護者による面会や通信の制限が強化されている(第12条から第12条の4ほか)。両者の「面会」は別のもののように語られることが多いが、子どもが親と離れて暮らす状況の中で、

親との交流や面会を保障し、場合によってそれを制限していくことは、どのような理由によって親子分離があったケースでも子どもの福祉にとって重要な課題である。本報告では、社会的養護につながった子どもたちの親との交流や面会について「子どもの福祉」の視点でとらえ、「子どもの権利」として検討した。

(2) 親子分離が子どもに与える影響については、離婚後のケース、親の服役ゆえの分離ケース、双方ともに諸外国での研究をはじめいくつかの先行研究がみられる。一方で現実的な問題として、日本において親子分離が社会的養護につながった際には、現状として児童養護施設や乳児院への入所が75.5%を占め、施設養護の割合がかなり高い。なかでも、社会的養護のうち最も大きな割合を占める児童養護施設入所の理由として、児童虐待は約4割と大きな割合を占めている。このような状況のなかで、とくに児童虐待を理由とする親子分離の場合、社会的養護の後に家庭復帰の形で「親子の再統合」を目指すのであれば、子どもが求め、子への悪影響がないと判断されるケースでは、親子の継続的な面会・交流の保障は、子どもにとって自己のアイデンティティの確立のために不可欠なものと考えらるべきであろう。

(3) ただし、それを実現させていくために、以下のような課題がある。面会・交流が、子どもの福祉の視点から「子どもベース」で考えられること、すなわち、それは子どもの意思に基づく安全が確保されたものでなければならず、親の一方的な親権行使によるものでないこと、親の更生のための要素として実現されないこと、である。そのためには、離婚後の親子の交流に関する議論と同様に、子どもの意思をどのように汲み取るのかという問題が前提として存在することはもとより、施設や刑務所での面会について、また里親宅で暮らす子どもの面会の実現について、どのような制度や支援が必要か検討していく必要がある。報告においてはその一つの素材として、ハワイ州での実践を紹介した。

3 フィンランドにおける児童虐待対策(齋藤 実)

(1) はじめに

フィンランドの児童虐待対策は、早期の予防、いかに児童虐待を生じさせないか、という点に力点が置かれている。現に、15歳未満の子どもの虐待死者数は、1921年に統計を取り始めて以来、大きく減少している。1978年～1980年と2006年～2010年を比較してもその数は、約3分の1に減少している。仮に、児童虐待が発生した場合には、早期に地方自治体の児童福祉局が介入をする対応をとっている。

(2) ネウボラについて

1) ネウボラと児童虐待の予防

早期の予防を実現した大きな要因は、1920年代から始まった「ネウボラ」(Neuvola)の存在である。ネウボラは、妊娠期から就学までの子どもの健康のみならず、母親、父親等の家族全体を支援するための施設である。この特徴は、①ワンストップセンターであり利便性が高いこと、②フィンランド国民のほとんど全員が利用していること、③同一の保健師等が継続して担当すること、さらに④妊娠期から就学時前まで切れ目のない支援をすること、が特徴である。また、担当者は面談の際などに、児童虐待の有無、あるいはその前兆がないかなども確認をしていることから、早期に児童虐待の芽を摘むことを可能にしている。

2) 子ども保護法の改正

また、2010年の子ども保護法の改正により、「予防的な子ども福祉」(3条及び3条a)の重要性が規定されている。これを受けて、ネウボラでは、総合検診を推進している。これは、単に子どものみならず、家族全員が担当者と面談をし、家族全体で子どもを育てるための支援を行い、児童虐待の予防に役立っている。

(3) 児童福祉局の介入について

1) 児童福祉局の対応

児童虐待が生じた場合には、地方自治体の児童福祉局等が介入をすることになる。同局のソーシャルワーカーにより、その後の対応が判断される。例えば、フィンランドで人口第2位のエスボー市(約26万人)では、2012年に4,948件が子どもに関する通報があり、552件が児童虐待として通報であった。その後、42%の子どもが何らかの保護措置を受けている。施設に收容される子どももおり、全国に6ヶ所ある少年收容施設に收容される場合もある。

2) 通報義務の拡張

従来、子どもに対する性犯罪の疑いがある場合には、2010年の法改正により、警察に対する通報義務が、社会福祉職、教育職、矯正職員等の職にある者に対して課されることになった(子ども福祉法25条3項)。さらに、2014年の法改正により、殺人、傷害などの生命身体犯の疑いがある場合にも拡張されている。実際の運用としては、通報義務は厳格に行われている。

(4) おわりに

フィンランドの児童虐待の対策は、子どもを児童虐待させない環境に置くため、早期に予防する点にある。もっとも、ネウボラは必ずしも児童虐待のための施設ではないことから、THL(国立健康福祉センター)などが教育などを継続している。また、仮に児童虐待が発生した場合には、早期に児童福祉の担当者が介入することで、被害の拡大を防いでいる。近時の通報義務の対象の拡大は、その表れの1つである。

4 スウェーデンにおける児童虐待の予防と事件化への体制作り(矢野恵美)

(1) 虐待の予防 ～意識改革と制度作り～

スウェーデンにおける児童虐待対策については、まず、1979年に世界で最初に体罰を全面禁止したことが挙げられるだろう。現在、「親(子)法(1949年法律第381号)」第6章(子の)親権、居所及び子の面会交流総則第1条)には、「子どもは養護され、安全で良い教育を受ける権利を有する。子どもはそれぞれ、人間として、個性に応じて尊重されるべきであり、体罰またはその他精神的虐待を受けない。」と規定されている。このことをきっかけに、躰という名での体罰も許されないことが広く社会に浸透していった。2012年の児童虐待の通告は約14万件となっている^{vii}。同じ定義ではないが同年の日本における児相での児童虐待相談対応件数は66,701件であるが^{viii}、スウェーデンの人口が約900万であることを考えると、スウェーデンの通告件数がいかの大きな数字かがわかる。これはもちろんスウェーデンの児童虐待件数が日本に比べて以上におおいということではなく、後述する通告義務の違いと、社会における意識の違いから来ていると思われる。

日本も1994年に批准している「子どもの権利条約」には(スウェーデンは1990年に批准)、「子の最善の利益」が根本であるべきことが規定されているが(第3条)、スウェーデンにおいてはこのキーワードは国内法の至るところに活かされている。例えば1993年に作られた子どもオンブズマンについて、「子どもオンブズマン法(1993年法律335号)」第1条には「子どもオンブズマンの職務は、国連の子どもの権利条約(CRC)の下で、スウェーデンの義務に照らして、子どもや若者の権利と利益を代表することである。」と規定されている。子どもオンブズマンは、受刑者を親にもつ子どもについての問題提起も行っている。

(2) 虐待の事件化 ～子どものための制度作り～

虐待の事件化についても、様々な制度が用意されている。

1) 家庭内暴力罪

スウェーデン刑法第4章第4条a第1項には、家庭内暴力罪が規定されている。第2項は全く同じ内容を「親密圏における女性に対する暴力」だけに限定した「DV罪」が規定されている。これは、行為をこれまでのように「点」で見るのではなく、家庭や親密圏のような特別な関係の中で行われる暴力の継続性という特殊性に注目し、繰り返し行われる暴力を線として1つのものとして捉え、重く処罰するというものである。家庭内暴力罪は必ずしも児童虐待ではなく、子から親、兄弟同士、同性カップル等の間の暴力も含まれる（男性から女性へのDVだけは第2項で扱われる）。被害者は未成年であることが多く、加害者は成年であることが多いことから、児童虐待が多く含まれていると考えられる。2014年で見てみると、検挙人員486人のうち、男性335人（69%）、女性151人（31%）であった^{ix}。

2) 児童特別代理人

児童虐待の被害者は子どもであり、刑事司法に1人で対応することは難しいこと、加害者は親やそのパートナーであり、通常であればその子どもを保護すべき立場の者であることに鑑みて、児童特別代理人制度が置かれている。「児童のための特別代理人法(1999年法律第997号)」第1条には、「法定刑に拘禁刑を含む犯罪が18歳未満の者に対してなされた場合、以下に該当する場合、児童のための特別代理人(児童国選弁護人)が任命されるものとする。」と規定されており、該当するのは①保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる場合、又は②保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる者との関係に基づいて、当該児童の権利を擁護することができない場合がありうると思料される場合である。

3) 子どもの家

児童虐待の事件化にとって重要なことの1つは司法面接であろう。スウェーデンに限らず北欧では、子どものためのワンストップセンターである「子どもの家」を設置している。ここでは子どもの取調に関する研修を受けた警察官だけが子どもの話を聞く。福祉担当者も関わっており、常駐していることも多い。子どもは基本的に法廷には行かず、ここで取調が全て録画され、法廷で使用される。取調には検察官、被害者弁護士又は児童特別代理人、被疑者国選弁護人が別室で待機している。それぞれが予め質問を提出し、追加質問も可能である。これは伝聞法則の例外として証拠能力が認められる。

4) 犯罪被害者仲介人

DVや性犯罪受刑者のいる刑務所を中心に「犯罪被害者仲介人」と呼ばれる刑務官がいる。通常スウ

ェーデンでは、面会は対面で無立会で行われ、電話も可能であるが、性犯罪被害者(性的虐待含む)や、DV被害者については、犯罪被害者仲介人の許可なしには面会や電話ができない。刑務官は研修を受けており、矯正プログラムの受講具合と連動している。

5) 犯罪被害の補償

日本では犯罪被害者給付金は家庭内の事案については減額、不支給の可能性がある。しかしスウェーデンではむしろ子どもが被害者の場合には積極的に支給されている。但し、子どもが成人するまで自治体が後見人を指定するなどして子どもを保護している。

6) 関係機関からの通告義務

社会サービス法(2001年法律第453号)第14章第1条には、関係機関や職業の者は、その業務の中で、子どもが虐待されている、又はそう疑われる場合には、即座に社会福祉委員会に通告しなければならない。とする規定があり、関係機関の中に矯正保護庁が含まれている。そのため、刑務所入所時の聞き取り票に項目があり、新入受刑者の子どもや親権が調べられ、虐待(の虞)についてチェックが付けば即座に通告される。

(3) 日本への示唆

スウェーデンは40年近くをかけて、体罰が許されないことが社会に広く浸透することにより、身体的虐待を中心に児童虐待を予防している。親を厳しく処罰しても、子どもの生活が保障される制度を確立している(高福祉社会)。またフィンランド同様、基本は予防に力が入れている(子ども保健センター)。このように子どもを守りながら、虐待を事件化する制度が整備する方向性からは学ぶことができるように思われる。

5 ドイツにおける被虐待児への対応と虐待者である親との関係について(小名木明宏)

(1) ドイツにおける児童虐待の現状

2016年6月1日にドイツ第2テレビは「ドイツでは一週間に3人の子どもが殺されている」というショッキングな報道を伝えた。連邦刑事局の警察統計によると、2015年に殺害された児童130人のうち、81%は6歳未満、多くは2歳未満であり、さらに52件の殺人未遂があり、多くの場合、行為者は父親、おじ、その他の親族であるという。

(2) 虐待の兆候のある受刑者への対応

本報告では、虐待の兆候のある受刑者へどのように対応しているかという問題を良好な家族関係の構

築という視点から、とくに3つの問題、1) 母子施設、父子施設での対応、2) 社会治療施設での対応、3) 良好な親子関係の維持のための配慮について取り上げた。

1) 母子施設、父子施設での対応

これまで本研究グループが中心に取り上げてきたのが刑事施設内の母子施設である。その法的根拠は、1976年5月16日連邦行刑法80条「子どもを持つ母親」と142条「子どもを持つ母親のための施設」である。これに基づくドイツの母子施設は、実質的には7ヶ所存在している。母子施設では、虐待の兆候のある受刑者に対して、母子施設への受け入れについては、児童虐待の事実があれば、受け入れていない。また、母子施設での収容中に児童虐待の事実があった場合は、ただちに母子分離が行われる。母子施設の理念は、子どもの最善の利益(Kindeswohl)であり、母親の処遇の一環、とくに緩和ではない。児童虐待は、そもそも母子施設の理念に反するのである。

2) 社会治療施設での対応

① 社会治療施設の法的根拠

ドイツの社会治療施設での処遇は、連邦行刑法141条「施設の区分」、123条がこれを定めている。

② 社会治療施設の現状

1969年に開設された社会治療施設は、現在、ドイツ全土に71施設(2016年3月31日現在)存在し、このうち女子施設は6ヶ所のみである。男子施設65のうち、21が少年、44が成人である。連邦行刑法9条は社会治療施設での処遇を規定し、1項では、性犯罪者に対する処遇を、2項では、その他の犯罪者の本人の同意による処遇を規定している。社会治療施設内においては、主にグループワークを中心とする治療が行われる。9条1項によれば、「処遇の目的が達成されえない場合には、受刑者は元の施設に戻される。」とされており、受刑者が処遇不可能な場合には、社会治療施設での収容はできないことになり、この点では施設の裁量が認められている(OLG Celle NStZ 2007, 284)が、「グループ治療より個別治療の方が適しているというだけでは拒否事由にならない」という判決(OLG Schleswig NStZ-RR 2006, 94)もあり、施設側は受入を拒否できない。

③ フェヒタ女子刑務所の社会治療施設の紹介

フェヒタ女子刑務所は、ニーダーザクセン州にあり、修道院を改装した女子刑務所である。閉鎖施設137名、開放施設45名、開放母子施設13名、社会治療14名、少年施設39名、計320名が収容定員で、職員数178名で対応している。

(3) 良好な親子関係の維持のための配慮

1) 父子施設

ザクセン州では、2013年5月16日ザクセン州行刑法14条「子どもを持つ母親と父親の収容」に基づき、男子刑務所 JVA Waldheim で、ドイツで唯一の父子施設(定員:3名)を設置している。しかし、実際には紙の上でしか存在せず、運用はしていない。

2) 犯罪者たちのための全国支援グループ

たとえば、ニュルンベルク刑務所では、グループ「全員集合」(Verein Treffpunkt e.V.) とのコラボで、2週間に1回、子どもとの面会を支援している。これは10年以上続いているものである。

3) 刑務所主導によるプロジェクト

刑務所主導では、バーデンビュルテンベルク州ハインスハイム刑務所の父と子のプロジェクト「家族の面会」(Vater-Kind-Projekt: Familientreffen)がある。

III コメント(龍岡資晃)

本テーマセッションは、(1) 児童虐待に関する我が国の実態と対策の現状と問題点についての報告と、(2) これに関連する諸外国における施策についての紹介を主たる内容とする。

(1)では、児童虐待に対する我が国の関係諸機関の対応には様々な試みも見られ、その努力は高く評価されるべきであるが、対応に向けた人的体制や関係諸機関の間での連携等には改善の余地があることなど課題も指摘されている。(2)の諸外国の諸制度ないし運用の紹介では、虐待予防の観点からの施策、運用が注目される。

1 松村報告について

児童虐待事件についての相談件数は近時相当に増加しており、その中でも親による虐待事例が9割以上を占めている。本報告は、そのような状況下で、児童虐待にどのような対応がされているか、見相における対応について、その規模、職員の体制、専門職種の陣容、児童福祉関係機関の社会的資源の違いなどから、各自治体によって異なる対応が行われており、地域格差が大きいことなどを指摘している。どの地域であっても、必要に応じた適切な対応が可能ないように、体制を充実させていくことは、費用対効果の面を無視するはできないとしても、行政が取り組んでいくべき重要な課題である。

本報告は、児童虐待への対応は、「子どもの最善の利益」の保護を基本とし、一時的に親子分離が必要であっても、「家庭復帰」、親子の再結合が可能であれば、それが最も望ましいといえようが、深刻な虐待事例の場合には、必ずしもそれが望ましいとはいえないとする。チェックリストが示されているが、

これを活用するなどして、「家庭復帰」の適否を見極めることが極めて重要である。

親の子に対する児童虐待の問題は、その両者間の問題に止まらず、子の非行等にも関係する場合が少なくない。そうした連鎖を断ち切るためにも、より緊密で機能する関係専門機関等との連絡・調整、連携が望まれる。対策協議会等の設置等も多く見られるようになってきているが、これらが実質的に、有効に機能していくような運営が求められよう。

2 立石報告について

(1) 児童虐待の問題に的確にして有効な対策を講じていくためには、現状の正確な把握と実態の的確な分析が前提となる。その現状を把握する重要な手段である統計的な資料が、一定の分野、範囲の事項については、相当詳細なものが得られており、活用されているが、全体を鳥瞰し総合することができる統計等の資料が十分でなく、乏しい分野があることが指摘されている。

本報告は、面会交流に関して、この点の問題点を指摘している。

昨今、面会交流のあり方が積極的に論じられているのは、多くは離婚成立後、離れ離れに暮らす親子に関するものである。しかし、本報告が指摘するように、親子が別れて暮らすケースとしては、これ以外の、例えば、親の死別、子どもの施設への入所、親の服役など理由は様々であり、むしろ数の上では、離婚に伴うもの以外の、その他の理由によるものの方が多い。離婚に伴う事例を一般化して、一律に議論することの問題性が指摘されている。離婚以外の事由による親子分離のケースについての実態等の調査研究が推進されることが必要であろう。

親子の面会交流については、前述の松村報告が触れている被虐待児童の「家庭復帰」についてと同様、親子分離に至る事情等により、配慮すべき様々な要素があり、面会交流を推進するばかりでなく、場合によっては制限することが、子どもの福祉に合うケースも少なくない。面会交流の促進あるいは制限が必要とされる場合について、調査検討の対象範囲を広げ、実態を反映する統計等の資料の取得も必要であり、これを活かし、更に多角的に検討していくべきケースは少なくないと思われる。

(2) 本報告は、児童虐待ケースで多く利用されているという、ハワイ州で実施されている「オハナ・タイム（家族の時間）」について紹介し、これが、親子分離に至る事情や、取り巻く家庭環境等の事情を十分検討し、当該の子どもにとってどのようにすることが最も幸せか、子どもの福祉に合うかという視点から、「子どもベース」で考えられるべきであり、

「子どもの意思に基づく安全が確保されたものでなければならず、親の一方的な親権行使によるものでないこと、親の更生のための要素として実現されないこと」を挙げている点は、考えるべき重要な視点であると思う。

3 齋藤報告について

児童虐待の事件が後を絶たず、その事件の判決や報道を見ていると、どうして悲劇的な結果を生じさせる前に、手を打てなかったのか、その兆候があったのに見逃し、あるいは軽視し、重大な結果を出来させている事例が少なくない。

こうした観点から、予防に重点を置くフィンランドの「ネウボラ」の歴史と実践についての本報告の紹介は、興味を引く。児童虐待の重大な結果を防止するために、母親に対してだけでなく、家族全体を視野に入れた対策やシステムを構築していくことは、児童を守るばかりでなく、親が虐待に至り犯罪行為にも及ぶことをも予防するものとしても注目される。

母親の妊娠期からの対応は、ある意味で過干渉でもあるように思われるが、フィンランドでは、その趣旨と意義、そして実際の運用が、一般に理解されることによって、このシステムが定着してきているのであろう。このようなシステムが我が国にも紹介され、これを参考とする試みがされているということであり、その動向、成果が注目される。

4 矢野報告について

(1) 児童虐待の防止等に関する法律5条は、児童の福祉に関係のある者は児童虐待の早期発見に努めなければならない旨規定している。早期発見によって適切な対応を期待するものであるが、本報告は、刑務所からの児童虐待に関する通報を例にとり、早期の行政等の対応のための方策として、通告制度について考察している。

結果として行政等の関係機関の対応が手遅れになった事例を見聞きするにつけ、児童虐待に関する問題状況を認知、把握した者が速やかに、関係機関等に通告、通報し、関係機関等が速やかに適切な対応をすることができる体制の構築が必要であるとの論述は、十分検討されるべきであろう。

親子の問題は、家庭内の問題として、部外者、第三者、特に公的機関が積極的に介入することは、我が国古来の、「法は家庭に入らず」的な価値観からも、慎重にならざるを得ない面もあろう。実際、家庭に任せておいてもよい場合もあると思われる。しかし、近時、関係諸機関が認知・把握することが遅れ、速やかな対応措置を講じることができなかつたために重大な結果を招いた事例も少なくない。

通告、通報のタイミングが重要であるが、事情が

千差万別である上、何を重しとし、何を軽しとするかの価値判断が絡むだけに、明確な一線を引くことは難しい。しかし、関係諸機関が早い段階で認知し、速やかに適切な対応ができるような、より確実なシステム、体制の構築が検討されるべきであろう。

そのためにも、児童虐待に関する多くの事例を収集し、当該事例について、どのタイミングで、どのように介入していたら、虐待を防止できたかを検討して整理し、関係の専門家により通報と介入等についてのガイドラインやマニュアルを策定することなども考えられてよいのではなかろうか。

(2) 非行のあった被虐待児が少年院等の施設に送られるなどするのに対し、虐待した親が責任を問われている例が少ないのではないかと疑問もあるようであるが、近時、親が傷害、傷害致死、殺人、保護責任者遺棄致死等で起訴されている例も目につくようになってきている。捜査や刑事訴追が適切に行われることも、予防的効果に対する期待もあり、注目していく必要がある。

もっとも、刑事訴追となると、有罪の立証が可能な証拠の収集が不可欠である。起訴されている事例は、当事者以外に親子の状態を知り得る者がいるなど、客観的証拠の収集が可能であったケースであり、親子しか知り得ないところで惹起される事例など、証拠の収集が困難な場合が多いであろう。このいわば暗数に属することになるものと思われる事例についても、看過することなく、目を向ける必要がある。諸外国の例や我が国における類似の例等をも参考に、速やかな通報、通告の在り方、制度についても検討していくべきであろう。

5 小名木報告について

本報告では、ドイツにおける刑事施設内の母子施設が紹介され、同施設では、虐待の兆候のある受刑者への対応として、児童虐待の事実がある場合には受け入れず、母子施設に収容中児童に虐待の事実があった場合には、直ちに母子分離が行われるが、それは、母子施設の理念は、子どもの「最善の利益」であり、児童虐待は、そもそも母子施設の理念に反するからであるとされているという。

このような施設の存在と、子どもの福祉、「子どもの最善の利益」を理念とする制度設計、運用の在り方は、我が国に直ちに導入することは困難であるとしても、参考になり、検討に値するのではなかろうか。

先に触れた面接交流の問題についても、親子間の諸事情の把握と、事情に応じた速やかで、弾力的な対処、対応ができるようにすることも必要であろう。

親子の問題に、関係の行政機関等が積極的に関わ

り、時に介入することができる諸外国の制度やシステム、取組みは、我が国における現状、実態の的確な把握が前提となるが、これらをベースとして、特に関係諸機関が児童虐待の問題にどこまで、どのように踏み込むべきかについて、一般の理解が得られるような方向性、更には具体的な方策を検討する上で、参考になるものと思われる。

IV 質疑応答

上記報告及びコメントを受けて、フロアからは、特にスウェーデンの家庭内暴力罪（DV 罪）の立法経緯や、DV 罪による重罰化の意義、児童虐待の積極的な事件化への課題についての質問があった。

スウェーデンでは、1980 年代に様々な規定が性中立的な規定に変更されており、その中でも特に、男性から女性に対しての暴力を DV 罪（4 条 2 項：女性に対する罪）として明確に規定している。4 条 1 項と 2 項では法定刑も同じだが、国民に対する注意喚起、一般予防的な側面、象徴的な意味合いを強調するために、わざわざ別個に規定されている。DV の場合、暴行罪や傷害罪の構成要件にも該当しており、どの罪状で起訴するかは最終的には検察官が判断することになるので、恐らくあまり使われることはないだろうという目論見のなかで DV 罪が導入されたが、実際には DV 罪を理由とする起訴が結構多かった。通常の暴行罪や傷害罪での刑務所収容であれば、関係性の有無はわからないが、DV 罪での起訴の場合、刑務所内で DV 罪者への処遇プログラム実施が行うことが可能となり、再犯防止に向けた取組みが可能となる。また、「繰り返し」という文言が入っていることにも象徴的な意味があり、繰り返していれば一個一個は小さな行為であっても処罰の対象であるということを示している。このように、立法者の意思としては象徴的な意味が大きい。DV 罪には、性犯罪（6 章）をすべて含むと規定されており、通常 1 回の暴力では刑罰として処罰できないような暴力をおおむね 3 回で犯罪化している。

また、スウェーデンでは、全ての病院にレイプキットが導入されており、医療機関が客観的な証拠を集めることが可能であるため、家庭内暴力罪に関しては医療機関の証拠があれば立証されたとみなされる。通常の暴行や傷害であれば日本と変わらず立証のハードルはあるが、DV 罪に関しては客観的な証拠を集めることが重要視されている。スウェーデンでは、有罪率がそれほど高くなく、とりあえず事件化し、判断は裁判所に任せるという姿勢がとられている。児童虐待の被害者が幼児であるなど、子どもの意見を聞くことが難しく事件化できない部分は日本と同様であるが、子どもの意見の聞き取りに当たっては社会福祉の職員の働きが重要となる。

そのほか、ハワイ州における民間団体 PACT による Visitation Center での取り組みや、裁判所が親子分離から 12 か月後に再統合か養子縁組かを判断する際の基準、日本への導入の可能性についての質問があった。この点、報告者からは、家族の支援に対する裁判所の関与の程度・判断基準、家族支援に第三者機関がかかわっていくことについては日本でも検討する必要があり、今後は日本でも、多機関連携の重要性が示唆された。

(本テーマセッションは、科研費基盤研究 (A) 課題番号 26243006 「犯罪者を親にもつ子どもへの支援に関する総合的研究」(研究代表: 矢野恵美) の一環としてなされた。)

i 例えば 2001 年法務省法務総合研究所の調査「児童虐待に関する研究」では、身体的暴力、性的暴力、ネグレクトのうち 1 つでも経験した 1 つでも経験した者は 50.3% (男子 49.6%、女子: 57.1%) との報告があり、2005 年の松浦直己・十一元三の調査「少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査」では、年齢と性をマッチングさせた一般高校生と比較して、9 つの質問項目のうち、男子少年院在院者は約 5~22 倍、女子少年院在院者は約 4~33 倍経験率が高く、身体的虐待は特に深刻であるとの報告がある。

ii

http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html

iii

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpa_b200901/detail/1296707.htm

iv 平成 27 年版犯罪白書。

v

http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_05_02.html

vi

http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_tyosa-jikenchildren-casualties

vii

<http://sverigesradio.se/sida/artikel.aspx?programid=103&artikel=6141222>

viii

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html>

ix Kriminalstatistik2014 より。

再犯・再非行防止に向けた調査研究の概要と今後の展望 －法務総合研究所における近年の調査研究を中心に－

コーディネーター・司会：高橋 哲（法務総合研究所）
話題提供：染田 恵（法務総合研究所）
富田 寛（法務総合研究所）
只野 智弘（法務総合研究所）
竹下 賀子（法務総合研究所）
西原 舞（法務総合研究所）
指定討論：森 丈弓（甲南女子大学）

1 テーマセッションの趣旨

法務総合研究所では、かねてより刑事政策全般に関する調査研究を行ってきたところ、平成24年に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえ、近年、再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の推進が一層要請されている。そこで、本セッションは、再犯・再非行防止に向けて法務総合研究所がこれまで行ってきた、また、現在進行中の研究成果の一部を報告した上で、今後の再犯に関する研究の在り方や課題について指定討論者や参加者と共に議論し、示唆を得ることを目的として企画した。

犯罪学の領域では、北米を中心に、各種犯罪者類型の再犯の実態把握に関する研究、再犯率を指標とした施策の有効性に関する研究、再犯リスク要因とリスクアセスメントに関する研究、ライフコースを通じての犯罪の発生状況に係る検討など様々な方面から実証研究が積み重ねられてきている。他方、我が国では、再犯事象や再犯者について多角的な検討を加えた研究はさほど多くなく、また、再犯に関して実証的な検討を行う際には様々な隘路がある。そこで、本セッションでは、甲南女子大学の森丈弓氏を指定討論者として招聘し、再犯に関する個別の研究の報告後に、再犯・再非行防止に向けた調査研究の在り方と今後の展望について議論した。

なお、各報告中、意見にわたる部分については、各報告者の個人的な見解である。

2 話題提供の内容

（1）法務総合研究所における再犯に関する研究について（染田恵）

再犯の効果的な防止は、伝統的に刑事政策上の重要課題の一つとされ、当所でも、個別研究や犯罪白書特集のテーマとしてきた。政府の「再犯防止に向けた総合対策」（2012）では、当部の「再犯防止に関する総合的研究」（2009）の内容が引用された。

この研究は、①戦後約60年間（1948～2006）の電算化犯歴を対象とした大規模研究であり、②①で明らかとなった諸課題について、統一の調査項目に基づ

き、英米加豪にて詳細な実地調査をした点に特徴がある。量的傾向では、ランダム抽出した100万人犯歴データ（犯歴件数168万495件）の分析により、人員の構成比で約3割にとどまる再犯者が、犯歴件数の約6割の犯罪を行っていることを明らかにした。質的な分析では、同一人を約60年間追跡して、①同種再犯率の高い犯罪は、覚せい剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行の順であること、②年齢層別では、累犯者化を防止する上で、29歳までの若年犯罪者と65歳以上の高齢犯罪者対策が重要であり、これらの者に対する集中的対応の必要性等を示した。

関連するテーマとして、犯罪白書では、平成21年版で、窃盗及び覚せい剤取締法違反を、23年版で、少年・若年犯罪者の実態と再犯防止、26年版で窃盗事犯者と再犯を採り上げた。

個別研究では、人はなぜ犯罪をしなくなるのかという再犯抑止要因につき、青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究、窃盗事犯者に関する研究や同種再犯率の高い傷害・暴行を含む粗暴犯に関する研究等を進めている。研究部報告では、高齢犯罪者の実態と意識（2006）、飲酒の問題を有する犯罪者の処遇（2010）、知的障害を有する犯罪者の実態と処遇（2013）、性犯罪に関する総合的研究（2016）等で、各特性に関連する犯罪要因等の研究を行った。

（2）高齢者による窃盗と再犯（富田寛）

刑法犯の認知件数等を見る限り、我が国における犯罪は大きく減少しているが、その一方で、高齢者による犯罪は増加の傾向にあり、犯罪者処遇の段階における高齢犯罪者の比重も増しているため、その対策は喫緊の課題となっている。

高齢者犯罪の大半は窃盗が占めているところ、当所では、窃盗事犯者に関する研究を行っており、その成果の一部については、平成26年版犯罪白書でも報告したところである。高齢者による窃盗のほとんどが万引きによるものであるが、万引きの場合、初犯者であれば、微罪処分や起訴猶予処分となることが少なくない。他方で、万引きにより懲役刑の実刑を受ける者の多くは、初入者であっても、既に同種

の前科前歴を複数回有しているため、かかる段階での改善更生に向けた指導や支援には相応の困難が伴う。

そこで、刑事施設での受刑に至る前の段階における指導・支援がより一層重要であるが、当所における特別調査の結果によれば、万引きにより罰金処分を受けた者のうち、特に女性高齢者では、他の年齢層に比べて、窃盗の再犯率が高い。万引きに至る動機や背景事情も、男女差や年齢差があり、女性の場合、高齢者を含め、必ずしも生活に困窮しているとは認めたい者も多く、別の背景事情により犯行に及ぶ者も少なくないため、その特性に応じた指導・支援を模索していく必要がある。他方、男性高齢者では、他の年齢層と比べて、再犯率が必ずしも高いわけではなく、むしろ高齢者予備軍ともいえる中高年層を含め、社会的に孤立していると思われる者の窃盗の再犯率が高いなど、今後の指導・支援の在り方を考える上での課題も見出された。

（３）非行少年の立ち直りと再犯に関する研究（只野智弘・竹下賀子）

近年、犯罪学の分野では、再犯に至る要因のみならず、非行・犯罪から立ち直るに至った要因やプロセスに関する研究（デシスタンス研究）が、欧米を中心に盛んに行われている。当所においても、現在、少年院出院者の立ち直りに関する研究を行っており、今回は、少年院出院者の非行からの離脱を促す要因に注目して、研究結果の一部を報告した。

本報告では、一定の期間に少年院を出院した者を追跡調査し、出院から約一年半後の時点で非行から離脱している者と、再非行に及んで少年院に再入院している者を比較することで、非行から離脱している者の特徴を明らかにすることを試みた。少年院出院後、調査時点までの間に再入院しておらず、更生意欲を持ち、社会生活を維持している者（59人）を「デシスタンス群」、少年院出院後、再非行に及び、調査時点において少年院に再入院していた者（46人）を「再入院群」として、非行からの離脱に関連すると考えられる社会的要因や認知的要因について統計的分析を行った。

その結果、社会的要因について、デシスタンス群は再入院群に比べ、①就学中の者が多く、雇用の状況には差がない、②結婚している者が多い、③母親（片親）と同居している者が多い、④家族と夕食を取る頻度が高い、⑤家族からのソーシャルサポートも多い、⑥不良交友から離れている、等の特徴が見られた。認知的要因については、デシスタンス群は再入院群に比べ①セルフコントロール力、②内的統制傾向、③目標指向性、④自信・自己効力感がいずれも高く、過去に対して受容的であり、将来に希望

を持っていることが認められた。

また、非行性及び加齢の影響を統制したロジスティック回帰分析において、デシスタンスに影響する要因として、セルフコントロール力の高さ、目標指向性、自信・自己効力感があることが重要であることが示された。以上の結果を踏まえ、少年院出院者のデシスタンスに必要な処遇や支援について考察を行った。

（４）性犯罪者の否認・最小化と再犯との関連の検討（西原舞・高橋哲）

性犯罪者が、公的記録の様々な側面を否認したり、責任を最小化したりすることは数多く報告され、欧米では、こうした性犯罪者の否認・最小化に関する実証的な検討が活発に行われている。中でも、臨床家や研究者にとっての重要な関心事が「性犯罪者の否認・最小化が再犯を予測するのか否か」という点であり、対象者の処遇プログラムへの編入の是非、否認・最小化を処遇目標として設定することの是非について議論がなされている。否認・最小化と再犯の関係性についての最新のメタアナリシスでは有意な関連は見出されなかったが、その後の性犯罪の類型やリスク水準別のサブサンプルを用いた研究では相違した結果も報告され、必ずしも一貫していない。

そこで、本報告では、再犯防止に向けた心理教育的介入において、否認や最小化をどのように理解し、どのように介入するかを検討するための基礎資料を得ることを目的として、性犯罪者の否認・最小化の実態について実証的に検討した。

具体的には、平成20年7月1日から21年6月30日までの1年間に性犯罪を含む罪で懲役刑の有罪判決を受けた約1,700人を対象に、否認・最小化の発生率等の実態を把握するとともに、その後の再犯との関連を検討した。結果は、否認・最小化は全対象者の2割弱を占め、非否認者と比較して幾つかの属性に差異が認められた。また、調査対象事件の判決確定後5年間の追跡期間を確保できた単純執行猶予者を対象に、罪名や再犯リスク要因等を統制した上で、再犯の有無をアウトカムとしたロジスティック回帰分析を実施したところ、否認・最小化は潜在的な交絡要因を統制した上でも、再犯予測に有意に寄与しなかった。この結果は、欧米の先行研究を支持するものであった。

以上の結果を踏まえ、欧米における種々のアプローチ方法を紹介しながら、処遇における示唆について考察を加えるとともに、今後の課題として、否認・最小化の定義の在り方と多様な測定時期の設定、二分法ではない尺度による把握、サブグループごとの詳細な分析、否認・最小化の果たしている機能と再犯との関連、倫理的な懸念等について論じた。

3 指定討論と質疑応答

以上のような話題提供を受けて、指定討論者である森丈弓氏から、各研究報告に対する個別のコメントに加えて、我が国における再犯・再非行防止に向けた今後の研究の展望や課題についてコメントを頂戴した。

具体的には、法務総合研究所の一連の研究に関しては、貴重な成果であるとの一定の評価を示しつつ、メタアナリシスが可能な程度の再犯研究の量を将来的に確保していくようなビジョンが望まれるとの要請があった。さらに、再犯の分析においては、「ある犯罪者が再犯をした／しない」という単一のデータではなく、一人の人が繰り返し再犯をしていく過程を紐付けして追えるようなデータがあれば、さらに興味深い知見を得られる可能性があるとの指摘があった。すなわち、初犯の犯罪者がA人で、B人が再犯すれば再犯率は B/A だが、このB人の中にはその再犯時点では区別ができないが、その後も再犯を繰り返す累犯者がC人、含まれているはずで、 $(B-C)/A$ を累犯者を除いた再犯率として定義、算出することができる。こうした考え方が再犯研究に与える示唆は小さくないのではないかとのことであった。

また、具体的な論点ではなく、大所高所からの論説としての前提で以下のような指摘があった。それは、「なぜ人は犯罪をするのか」、「なぜ人は再犯をするのか」を統合的に説明できるような犯罪理論・再犯理論を構築することも念頭において研究に取り組みることが望まれるとの論点であった。具体的には、(法務総合研究所の研究に限った話ではないものの)我が国の再犯研究を概観すると、「再犯がどの程度、どのような状態で起こっているか、ある要因が(理屈は不明だが)再犯に結びついているといった現象面の記述に留まっている印象を受けること」、「再犯研究は、往々にして、再犯とその要因の関連を統計的に抽出して終わるという理論なき研究に留まってしまうやすいこと」、「犯罪者が社会内で、いつどのような状況で、いつどのような要因がどのように働き、どのようなメカニズムで再犯に至るのかを統合的に説明できるような理論的な枠組みを構築していくような取組が乏しいこと」が課題として指摘された。

また、以上の課題に対処していく上では、今後は、官学の連携を推進する必要があるとの認識が示された。官学の連携に当たっては、共同研究の際のデータ管理等を含めての体制づくりの必要性が官側には求められる一方で、大学側には、共同研究を推進するだけの人材の育成がなされているか問う必要もある旨の指摘もなされた。

こうした指定討論の後、フロアを交えての質疑応答が実施され、「否認・最小化と仮釈放の運用の関係」、

「高齢者の窃盗、その背景にあるアルコールやギャンブルへの依存」、「否認・最小化の符号化の在り方」等についての質疑があり、各報告者からの回答がなされた。

テーマセッションH (ラウンドテーブル)
刑事政策学の復権Ⅱ
——社会の変容と刑事政策学の意義——

コーディネーター・司会：前田 忠弘 (甲南大学)

話題提供：前野 育三 (弁護士/関西学院大学)

齊藤 豊治 (弁護士/甲南大学)

遠藤 洋二 (関西福祉科学大学/元児童相談所職員)

三宅 孝之 (島根大学)

指定討論：松原 英世 (愛媛大学)

1 趣旨

第41回大会テーマセッション「刑事政策学の復権」では、刑法・刑事訴訟法を学ぶだけでは十分に対応できない事態が、刑事政策分野において頻出するようになり、刑事政策学の教育・研究上の意義の高まりが指摘された。これを受けて、本テーマセッションでは、「入口支援」や「少年司法」を話題として、刑事政策学の教育・研究上の課題を明らかにしたい。

2 刑事政策における検察官の位置づけ

「刑務所の福祉施設化」への対応の一つとして、受刑者への福祉的支援すなわち「出口支援」が整備され、また、起訴猶予処分の対象者に福祉的支援を行う「入口支援」が検察庁や弁護士会によって試行され、さらに「少年司法」の領域においても、2000年以降の少年法改正において、検察官の審判関与や抗告受理の申立てが実現するなど、「検察を刑事政策の中核」と位置づけた取組みが拡がりつつある。

3. 話題提供

(1)前野育三会員は、まず学問領域としての刑事政策を「犯罪及び犯罪対策を対象とする経験科学・政策科学(犯罪学)のうち刑事司法や刑罰制度との関係に重点を置いた研究」と定義し、わが国における刑事政策の興隆と衰退の歴史をつぎのように要約した。大正民主主義の時期、犯罪者処遇に関する科学的知見の前進と人道主義に支えられて、犯罪者処遇に関する政策分野が特別に意識されるようになった。大学では、この分野に関する研究が進み、刑事政策(国立大学での「刑事学」もほぼ同様)という名称の講座や学科目が設けられる大学が増えた。軍国主義化の中で、戦争遂行に受刑者を動員するなど刑事政策の歪曲があったが、戦後、科学主義の進展の中で、刑事政策は、ますます注目される学問分野になった。行刑中心の刑事政策が、その関心の対象範囲を広げ、科学主義に立脚する少年法がそれを促進した。司法試験科目から脱落することによって、大学での刑事政策学の地位は低下し、その影響は、若手弁護士の間で、被疑者・被告人の福祉的支援への関心の低下となって表れていた。裁判員裁判が始まって、犯罪を行う人への福祉的支援の重要性に関する一般市

民の認識が高まった一面もあり、この傾向が、大学教育にも反映されることを希望的に展望したい。市民が求める刑事政策は、①市民生活の安全に役立つ刑事政策、②人権侵害のない刑事政策、③費用効果の観点、④犯罪者の改善更生と生活再建に役立つ刑事政策、⑤被害者の救済に役立つ刑事政策、といった条件を満たすものであろう。上記の中で刑事政策として基本的に重要なのは、①と②の両立であるが、現実には④もきわめて重要な課題である。犯罪を行って初めて福祉的救済の対象になる人があまりにも多い。ホームレス状態で生活する高齢者による小さな窃盗や占有離脱物横領等である。このような犯罪が増えたことによって、検察官も福祉的関心をもたざるを得なくなった。しかし入口支援で大きな役割を演じているのは弁護士である。ホームレスの定着支援と結合しなければ、執行猶予を追求できない事件も少なくなり、入口支援は、弁護士にとって刑事弁護そのものの一部である。新しく興隆する刑事政策は、市民に支えられ、市民の関心に応えうる刑事政策研究でなければならない。それは①市民が犯罪からも刑事司法や刑罰制度による不当な人権侵害からも守られることを目的とした研究、②裁判員裁判等を通じて市民の間に生じた自然な関心をより一層高める研究、でなければならない。市民の刑事政策的関心には、厳罰を求める世論もあり、それに迎合するポピュリズムの傾向も生じやすいが、裁判員裁判等を通じて高まった市民の関心は、犯罪や犯罪者をもっと深く理解しようとするものである。犯罪者として法廷に現れる人はどうして犯罪者になったのか、どうすれば犯罪の繰り返しを防ぐことができるのか、を真剣に考えている。今一步進めて、裁判員裁判の対象になるような重大犯罪と、日常的に多数発生している小犯罪とは異質な面が多くあるが、このことを市民に正しく理解してもらうことも刑事政策の課題である。ホームレスに陥った高齢者による小窃盗などをどうすれば予防し、再犯を防ぐことができるのか、を市民と一緒に考えなければならない。その際に重要なのは、考察対象を刑事政策の領域内で生起する事柄に限定せず、社会一般の動きと犯罪や刑罰との関係に注目することである。

(2) 齊藤豊治会員からは、少年司法の歴史的な形成に関する分離・累積モデルとサイクル（螺旋形）モデルが提示された。分離・累積モデルは、少年司法が刑事司法から順次分離した構成要素が累積してシステムとして完成するプロセスを示している。分離は、刑事司法を回避するダイバージョンであり、①刑事未成年を中心とする年齢層の制度化（古代）、②刑罰としての監獄制度の登場に伴う成人との分離（少年監獄）、③懲役刑ではない教育・保護処分制度の形成（近代）、④少年審判制度の成立（19世紀末から20世紀前半）として出現した。少年審判の成立で、各要素は連結し一貫した少年司法が出現する。少年警察は各国とも生成の途上にある。他方、保護事業・福祉の分野からは非行少年を対象とする感化院システムが、少年司法に編入され、保護処分の一つとなる。少年司法は、刑事司法の一部でも、福祉法の一部でもない、独立の領域である。少年司法と刑事司法の関係は固定的ではない。接近・相互浸透もあれば、離隔もある。保護から刑罰へ、刑罰から保護へという動きは、振子運動や円環運動ではなく、螺旋形の運動であり、それまでの累積を含みながら、変化する。

(3) 遠藤洋二氏は、刑務所・保護観察所・最高検察庁への社会福祉士配置など、司法機関において、社会福祉サービスへの関心が高まっている感があり、「入口支援」、「出口支援」においても、司法と福祉の連携は必要不可欠であることは司法、福祉関係者の共通認識であるとした。実行性のある協働、連携のためには、双方がそれぞれの機能、役割（限界も含めて）を知ることが重要であるが、その精神性を理解することが求められる。児童福祉の視点から見れば、児童相談所は犯罪少年等に関わり、必要に応じて、児童自立支援施設等に入所措置を行い、入所中も施設と協働して援助を実施し、退所後もフォローしている。つまり、援助プロセス全般において、役割を変えながら援助関係を構築していく。一方、司法は事件が発生すると、警察・検察・家庭裁判所と事件処理経過とともに、機関を変えていくことを考えれば、インシデント（事象）に関わると言えるかもしれない。プロセスに関わる福祉とインシデントの関わる司法では、対象者との立ち位置は大きく違い、相互理解の不在によっては、対立関係となることも容易に想像できる。双方が一定の距離を保ちながら、連携、協働したシステムは十分に確立しているとは言い難いが、実践例を積み上げ、それを共有しながら議論することこそが、このような課題に対するひとつの解決策であろう。

(4) 三宅孝之会員からは、刑事政策（科目）の教育・研究上の課題が提示された。法科大学院（島根大学）における刑事政策科目の位置づけは、「刑事学」名称

で展開・先端科目群 B から 2 単位（2・3 年次配当、選択・必修科目）としている。具体的な授業内容としては、概念定義①、犯罪現象・原因論⑥、犯罪者処遇論①、刑罰・保安処分③、社会内処遇①、少年処遇②、犯罪被害者①の 15 回授業となる。履修状況は設置当初は学年定員（30 名）で、刑事法に関心のある院生を中心に半数前後の受講生であったが、今日、地方の法科大学院の入学者減（募集停止）のなかで、絶対数減の数名（ただし在学比率は 8 割）となっている。このような法科大学院で共通すると考えられる刑事政策（科目）の課題として、①法科大学院における専門職業人養成教員の質保証が叫ばれ、司法試験合格者数・率が、設置当初の 2000 人、7～8 割の理念と乖離し、受験機会が変化したとはいえ、法科大学院が、いっそう法律基本科目（刑法、刑訴等）への縮小・集中、司法試験「受験」校化するなかで、司法試験科目と周辺・関連科目等とのあり方が、長期的な法曹として社会的活動をする専門職業人養成に必要な教育として、規範論や判例・加工事実へ対応重視だけでなく、事実（実証）・経験科学を取り込んだ刑事政策等が担いうる「社会科学的思想」とどのような連動を図るかがと問われてきている。このことがもつ重要性は、刑事政策が抱える①近時の研究対象の変化および②研究方法論の推移が示している。すなわち①犯罪原因論の一部深化（少年犯罪と脳の長期発達・障害関係）、対策論における（老人・累犯者）の社会内処遇（ダイバージョン）をも考えるべきこと、また②実証性・データを基にした議論は現状のエビデンス・ベースの射程範囲と有効性に留保が要るとしても刑事政策（原因・対策論）が刑事法分野で軽視されてはならない。規範論に終始してしまう現在の教育への危惧・不安と今後への現状打開に期待を抱いている。

(5) 松原英世会員は今年のテーマセッションにおいて、話題提供者の一人からなされた興味深い問題提議（「刑事政策学のプロパーとは何者か」、「解釈学研究しかしたことの無い者は刑事政策研究者といえるか」）に刺激され、①「事実の学」と「規範の学」との区別（教科書的な説明では、刑事政策学は前者を扱うことになっているが、現状では規範的な議論が積極的に展開されているのに対して、そのような規範的な議論を支える経験的根拠や、ある政策が具体的にどのような帰結をもたらすかという視点に関する研究は相対的に乏しいのではないかと指摘があることにも触れた）、②実定法解釈学者による刑法研究の狭さ（そこからこぼれたものを刑事政策学が拾わなければならない）、③基礎法としての刑事政策（それは実務家にとっても意味のあるものである）といったトピックを挙げながら、「刑事政策とはどういうものか」についてコメントを行った。

テーマセッション I 子ども・女性を守るための犯罪予防研究の最近の状況と活用方策

コーディネーター：齊藤知範（科学警察研究所）

司会：田中智仁（仙台大学）

話題提供者：齊藤知範（科学警察研究所）

山根由子（科学警察研究所）

宮田美恵子（特非法人日本こどもの安全教育総合研究所・順天堂大学）

松川杏寧（財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 人と防災未来センター）

田中智仁（仙台大学）

1 企画趣旨

本セッションでは、子ども・女性を守るための犯罪予防研究の最近の状況について、調査データや資料、現場での実践にもとづき、社会学の観点から議論することを目的とした。子ども・女性など、犯罪に対するリスクにさらされやすいとされる対象層の人々に被害防止対策が届くための方策、被害防止対策を担い手が無理なく継続する上での課題についても考察することとした。

2014 年大会においてコーディネーター（齊藤）が企画したテーマセッション「日本社会の変容をふまえた犯罪予防対策の最前線」では、日常活動理論、社会解体論、環境犯罪学、ソーシャルキャピタル論、抑止理論などに対する理論的関心を持つ話題提供者各位がそれぞれの研究成果を持ち寄り、報告した。報告を通じて、それらの理論を実証研究や対策と接合していく上での課題が示されるとともに、犯罪を行う犯行者の側だけでなく、警備員や放課後子ども教室における見守り手などの犯罪予防を担うアクターに目を向けることが重要であることが示唆された。

そこで、2016 年大会における本セッションでは、犯罪予防を担うアクターに着目をしつつ、被害対象層の脆弱性も考慮し、犯罪予防の取り組みについて考えることを構想し、実務や実践にも何らかの形で資する話題を提供して頂くように依頼した。ごく簡単に概括すれば、山根報告、宮田報告は、子どもの特性、脆弱性をふまえた防犯対策への示唆を得ることを目的としている。また、齊藤報告、松川報告、田中報告を中心に、防犯の役割分担と負担緩和策について考察することを目的としており、科研費基盤研究（C）（研究代表者：齊藤知範、研究番号：26350956）の成果発表の一部ともなっている。

2 議論の概要（齊藤知範）

次ページ以降に、当日の報告順に、各話題提供者による報告内容の概略について、報告要旨を掲載してある。当日は、報告要旨にある話題提供をふまえ、質疑応答が行われた。以下においては、当日行われた議論の一部について、概略を紹介する。

山根報告、松川報告では、学校が他の機関と連携

する上での課題が話題提供に含まれていた。両報告について、地域のどういった層や機関が核になりうるかについて議論が交わされた。話題提供者側からは、自治会などの既存団体を中心とすることにより、継続性を持った取り組みを展開する必要性が提起された。それに対して、連携をいかにして実効的なものにするかという観点から、やる人にとってのインセンティブを工夫する、異なる機関の間では制度的な垣根が現実には存在するため核になる人が板挟みにならないような配慮と問題解決が必要である、などの助言がフロアーからなされた。

また、フロアーの実務家の方からは、パトロールの助成費用を自治会から受けた場合はパトロールを実施したい日時や経路に制約が生じるなどの実状が存在すること、このため自身の自家用車で長年におわたって自主的にパトロール活動を実施していることについて、発言があった。これに対して、話題提供者側からは、地域の団体やボランティアは防犯のために熱心な場合が多い中で、保護者をいかに活動に取り込んでいくかが実際の課題である、という論点が提起された。また、実証的な知見を学術的な媒体に発表することとは独立して、現場の実践に届きやすいようにわかりやすくコンパクトに伝えることが重要である、という論点を話題提供者側が指摘した。

フロアーに参加していた実務家からは、防犯教室の場合について示唆があった。防犯教室等の企画の立ち上げ段階では警察から依頼していたとしても、学校が主体として自ら取り組むことができたという実績を地道に積み上げ、在学者の間で横のつながりを深めていくことの重要性が議論された。

参加者から活発な発言を頂き、防犯の担い手や被害脆弱層により、防犯研究の成果が積極的に活用されるためには、考えていくべき課題がまだまだ多数あることを、痛感することができた。こうした課題を話題提供者が共有することができた点は、本企画の果実だったのではないかと実感した点である。最後になるが、本テーマセッションに参加してくださった方々に、あらためて感謝申し上げたい。

1 研究の背景

問題指向型警察活動を根拠づける「問題の三角形」において、潜在被害者に対する犯行を阻止する役割はガーディアンに期待されている (Wortley and Mazerolle, 2008=2010, 244 頁、図 12.2)。

報告者は同じ研究室の山根とともに、大阪府警察と防犯キャンパスネットワーク大阪 (BCN) の協力を得て、被害防止のための調査研究を進めてきた。なお、大阪府警察ホームページによれば、BCN は、2013 年に大阪府警察と大阪府内の大学が連携して若い女性の性犯罪被害防止や被害者のケアに取り組むために設立された。被害防止のために大阪府警察が発信する情報を BCN では共有し、担当者会議の開催などを通じて性犯罪被害防止対策を推進している。

本報告では、「問題の三角形」を意識しながらも、ガーディアンが担うことができる役割、当事者やガーディアンの負担を緩和する上で考慮する必要のある課題について、調査データにもとづいて検討する。

2 調査の概要

BCN に参加する大学・短期大学のうち、15 校の協力を得て、2015 年 2 月から 3 月にかけて、在学生を対象とする調査を実施した。調査に際しては、以下の倫理的配慮を行った。第一に、調査の趣旨、匿名による回収について、調査協力者に対して事前に説明し、同意を得られた場合にのみ回答してもらうこととした。第二に、調査に回答し始めた場合においても、途中で回答を拒否して調査を離脱することを調査協力者の当然の権利として明確に説明し、回答の任意性を確保した。

有効回答 (n=1351) のうち、女性は 90.8% (n=1227)、男性は 9.2% (n=94) である。これ以降の集計では、女性 (n=1227) に限定している。女子学生の学校種別の内訳は、短大 16.3%、4 年制大学 83.7% である。

3 結果

まず、自宅における防犯行動、公共空間における防犯行動のそれぞれに分けて、基本的な分布を確認したい。図 1 に自宅における防犯行動についての結果を示す。「帰宅後はすぐに玄関の鍵をかける」、「夜、部屋の窓を開けたまま寝ない」、「家にいるとき来客をドア穴・カメラ付インターホンで確認してからドアを開ける」の 3 つの項目について、いずれも 6 割以上の回答者が心がけている。学生は自宅への侵入防止について用心深く対処していることがわかる。

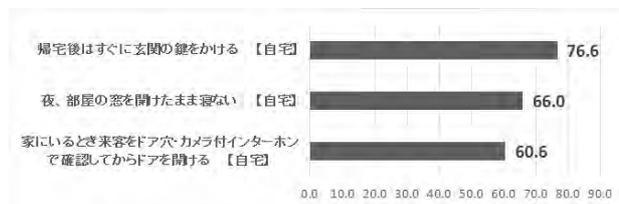


図 1：自宅における防犯行動の状況 (%) (n=1227)

図 2 に公共空間 (路上などの屋外、電車内などの屋内) における防犯行動について示す。図 2 を見ると、それなりの数の学生たちが実行している防犯行動とほとんど普及していない防犯行動があることがうかがえる。「夜は、人の目が届きにくい場所は避ける」、「繁華街など治安が悪そうな場所には近づかない」、「道路やバス・電車内では他人と目を合わせたり接触したりしない」などの行動は、それぞれ約 4 割以上の学生が実行している。これに対して、「バッグを持って歩くときは車道と反対側に持つ」、「音楽を聴いたり、携帯電話を使用しながら歩かない」などの行動を実行している学生は 2 割に満たない。さらに、「防犯グッズ (防犯ブザー等) を身につける」行動を実行している学生は、わずか 3.3% にとどまることが明らかになった。

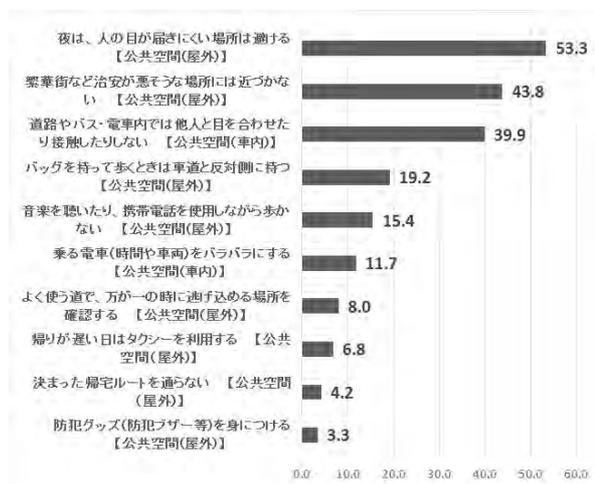


図 2：公共空間における防犯行動の状況 (%) (n=1227)

次に、ガーディアンという要素を加味した上で、考えてみたい。女子学生に対して防犯指導や監督をすることができる、ガーディアンの典型として、ここでは、親に焦点を当てる。親元から通学する女子学生の場合は、ガーディアンとしての親と同居しており、防犯指導や監督を受けやすい環境にあることが考えられる。入学 1 年目の新入生とそれ以外に分

けた上で、親元から通学する女子学生を、一人暮らしの女子学生との対比において分析した結果を示す。

			親元に同居	一人暮らし
帰宅後はすぐに玄関の鍵をかける 【自宅】	1年生 (n=324)	はい	72.3%	90.6%
		いいえ	27.7%	9.4%

p < 0.01

			親元に同居	一人暮らし
帰宅後はすぐに玄関の鍵をかける 【自宅】	2年生以上 (n=828)	はい	73.8%	85.2%
		いいえ	26.2%	14.8%

p < 0.01

			親元に同居	一人暮らし
家にいるとき来客をドア穴・カメラ付インターホンで確認してからドアを開ける 【自宅】	1年生 (n=324)	はい	55.4%	75.0%
		いいえ	44.6%	25.0%

p < 0.01

			親元に同居	一人暮らし
家にいるとき来客をドア穴・カメラ付インターホンで確認してからドアを開ける 【自宅】	2年生以上 (n=828)	はい	57.4%	72.2%
		いいえ	42.6%	27.8%

p < 0.001

図 3：親元同居の有無による、自宅における防犯行動の比較（学年で分割）

図 3 の結果から、学年を問わず、一人暮らしの女子学生は、親元に同居する女子学生よりも自宅における防犯行動を実行している。一人暮らしの場合は、屋外からの侵入者からの防御を他の在宅者に頼ることはできない。このため、自宅における防犯行動を実行する人が多いと解釈できる。以上から、ガーディアンがいない状態の場合、当事者による危険回避が促進される側面があると考えられる。

			親元に同居	一人暮らし
音楽を聴いたり、携帯電話を使用しながら歩かない 【公共空間(屋外)】	1年生 (n=324)	はい	11.5%	25.0%
		いいえ	88.5%	75.0%

p < 0.05

			親元に同居	一人暮らし
音楽を聴いたり、携帯電話を使用しながら歩かない 【公共空間(屋外)】	2年生以上 (n=828)	はい	13.9%	20.1%
		いいえ	86.1%	79.9%

p < 0.05

			親元に同居	一人暮らし
防犯グッズ(防犯ブザー等)を身につける 【公共空間(屋外)】	1年生 (n=324)	はい	2.3%	12.5%
		いいえ	97.7%	87.5%

p < 0.01

			親元に同居	一人暮らし
防犯グッズ(防犯ブザー等)を身につける 【公共空間(屋外)】	2年生以上 (n=828)	はい	2.9%	3.8%
		いいえ	97.1%	96.2%

n.s.

図 4：親元同居の有無による、公共空間における防犯行動の比較（学年で分割）

図 4 の結果から、学年を問わず、一人暮らしの女子学生は、親元に同居する女子学生よりも「ながら歩き」の回避を実行している。他方で、防犯グッズ（防犯ブザー等）の携行については 1 年生かどうかにより、結果が異なった。1 年生の場合、一人暮らしの女子学生は、親元に同居する女子学生よりも防犯グッズ（防犯ブザー等）を携行する割合が高い。他方で、2 年生以上の場合、一人暮らしの女子学生、親元に同居する女子学生の間で、防犯グッズ（防犯ブザー等）を携行する程度に有意な差は見られない。

以上の結果から、少なくとも 1 年生の期間は、一人暮らしの女子学生のほうが公共空間における防犯行動を実行しているという側面が見られた。一人暮らしの女子学生は、身近にはガーディアンがいない状態が続く中で生活している。危険性を自らが強く意識して、危険回避を励行している可能性がある。一方で、新入生の時期を過ぎたあとも防犯行動の実行を持続させること、実行水準を底上げすることが被害防止のために重要である。そのためには、潜在被害者個人に危険回避を委ねるのではなく、防犯教育をより多くの大学が制度的に導入し、系統的な浸透を図っていく必要があると考える。

4 考察と今後の課題

海外の研究においては、ガーディアンの概念は、世帯の人員などの面識者に必ずしも限定されてはならず、拡張されている。街頭におけるガーディアンになりうるのは、警備員や自主防犯ボランティアなどの見守り手、同じ空間にいて視線を注ぐ通行人が挙げられる。今後、街頭におけるガーディアンも含め、系統的な分析を行うことが課題である。

文献

大阪府警察ホームページ

http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/seihan_kodomo/campus.html（最終アクセス日：2016/10/26）

Wortley, Richard, and Lorraine Mazerolle, 2008. *Environmental Criminology and Crime Analysis*, Willan Publishing.（＝渡辺昭一・島田貴仁監訳、齊藤知範・雨宮護・菊池城治・畑倫子訳, 2010, 『環境犯罪学と犯罪分析』社会安全研究財団。）

[付記]

本研究は、警察庁経常研究「子供・女性に対する脅威事案の実態把握に関する研究」、科学研究費助成事業 基盤研究 (C)「子育てにおける防犯の役割分担と負担緩和策に関する研究」（研究代表者：齊藤知範、研究番号：26350956）の支援を受けた。

子どもの犯罪被害の前兆的事案調査の試行

○山根由子（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

原田 豊（科学警察研究所）

1 研究の背景

近年、子どもの連れ去り事件が頻発する中、事件後に、その地域で以前から声掛けやつきまといなどの前兆的な事案があったとの報道がされる場合が多い。不審者情報を配信している自治体は多いが、速報性が優先され、体系的に多発地点を表示させたり、発生傾向を分析したりする仕組みは少ない。

こうした中、報告者らは、子どもの犯罪被害やその前兆的事案を的確に把握して焦点を絞った対策を取ることが重要であるとの考えから、「危険なできごとカルテ」と呼ぶ標準化された記録用紙を用いた前兆的事案の調査法を提案した（科学警察研究所犯罪予防研究室，2011）。その後、「危険なできごとカルテ」調査の持続可能性を高めるために、カルテとそれと対応する地図に位置座標などを載せた QR コードを付与し、スキャナによる自動読み取りの可能な前兆的事案調査キットを開発した（原田ら，2015）。

本報告では、2015年に小学校4年生を対象として行われた、犯罪被害の前兆的事案調査の基礎集計結果を報告する。さらに、報告者（山根）が後日行った被害発生場所の観察調査や前兆的事案調査で明らかとなった子ども独自の着眼点などを踏まえて、前兆的事案を見過ごさずに、被害を最小限にとどめるために必要なことは何かを考察する。

2 調査の概要

本調査は、A県B市内の小学校1校の協力により、科学警察研究所犯罪予防研究室が主体となって行われた。調査期間は、2015年7月である。調査対象者は、小学4年生の計78名である。回答方式は、教室内で、児童自身が回答する集合自記式であった。

「危険なできごとカルテ」の具体的な質問項目は、「（無理に）物やお金を取られた（取られそうになった）」、「たたかれた（されそうになった）」、「誘われた（されそうになった）」、「あとをつけられた、こわいことをいわれた」、「いやらしいことをされた（されそうになった）」、「（知らないうちに）物やお金を取られた」、「その他」の7つであり、犯罪被害ならびに子どもが「被害」と感じる「ヒヤリ・ハット」（危険体験）も含まれている。その7つの行為にあった者だけ、さらにそれぞれの被害ごとに、被害時の状況などを詳細に尋ねた。具体的には、被害時期、日時、場所、児童がしていたこと、一緒にいた人、相手の特徴、児童の対処行動と通報の有無である。

家族・先生・小学生にされたことは除いた上で、小学校入学以来の全てのできごとについて回答してもらい、尋ねる際には、回答したくない場合は無理に回答しなくてよいなどの倫理的配慮を行った。

調査票は、マークシート方式（A4・両面）の「危険なできごとカルテ」1枚と小学校区の地図（A3）1枚をセットにしたものを用いた。

3. 1 前兆的事案調査の結果

1) 危険なできごとの種類（n = 58）

有効回答数が58件だった。そのうち、被害場所の回答があったものは46件、被害場所を忘れた等で被害場所の回答がなかったものは12件だった。危険なできごとの種類の詳細は、表1の通りである。

表1 危険なできごとの種類（%）

	場所あり	場所なし	合計
追いかけられた	20.6	3.5	24.1
痴漢	13.8	0	13.8
じろじろ見られた	6.9	6.9	13.8
誘われた	8.6	1.7	10.3
不審な声かけ	6.9	0	6.9
怖いことを言われた	5.2	0	5.2
車に乗れと言われた	1.7	3.5	5.2
窃盗	3.5	1.7	5.2
露出魔	3.5	0	3.5
不審者目撃	3.5	0	3.5
手招きされた	1.7	1.7	3.4
暴力	1.7	1.7	3.4
盗撮	1.7	0	1.7
カツアゲ	0	0	0
合計	79.3	20.7	100

2) 発生状況などの全体的な傾向

ア) 危険なできごとの発生日時等

被害時学年（n = 55）は3年生（41.8%）、4年生（30.9%）が7割を占め、直近の記憶が想起されると思われる。季節別（n = 49）にみると、7月（26.5%）が最も多くなり、冬にかけて発生件数が減る傾向にあった。発生時間（n = 48）は、15～17時の間が52.1%を占めており、下校後に危険なできごとに遭う割合が相当高いことが示唆された。

イ) 発生時に児童がしていたこと（n = 56）

危険なできごとの発生状況については、「下校中」が37.5%と最も多かった。一方、「学校以外の場所への行き帰り」（30.3%）や「遊んでいるとき」（23.2%）における発生数も多く、登下校時以外の見守り活動の重要性が示唆された。

ウ) 一緒にいた人（n = 53）

そのとき、誰かと一緒にいたかについては、「一

人」は47.2%で、「誰かと一緒にいた」は52.8%であった。誰と一緒にいたかについては、「友達」が最も多く、次いで「家族の大人」の順であった。

エ)相手の特徴(n=52)

加害者の性別は「男性」(94.2%)が圧倒的に多く、子どもが「見たことがない人」が多かった。

オ)児童の対応(複数回答可)(n=55)

危険なできごと時の児童の対応は、「走って逃げた」(54.5%)が最も多かった。「何もしなかった(できなかった)」児童は38.1%であった。「大声で助けを呼んだ」や「防犯ブザーやベルを鳴らした」はそれぞれ1.8%だった。

カ)通報の有無(複数回答可)(n=53)

児童が誰かに知らせたかは、「家族の人」(66.0%)、「先生や学校の人」(18.9%)の順であった。「誰にも連絡・相談しなかった」児童は30.2%であった。「警察」や「PTAの人」に相談した児童は少なかった。この調査は児童に尋ねているため、児童から被害を聞いた保護者が、警察やPTAに相談している可能性は高いと思われる。

3)発生場所(n=58)

発生場所は「道路」(51.7%)が最も多かった。次いで「公園」(17.2%)の順であった。

4)子ども独自の着眼点

回収された回答の中から、報告者が内容を吟味した結果、危険なできごとではないと判断して除外した回答が20件あった。具体的な内容は、「道を聞かれた」や「クラクションを鳴らされた」などが多かった。これらの行為は一概に危険であるとは言えないが、怖いと思っている子どもが一定数いるということが浮き彫りとなった。

3.2 被害場所の観察結果

前兆的事案調査で性的犯罪に発展する恐れのある事案(痴漢・声かけ等)に遭った場所として挙げられたホットスポットを、報告者が2016年9月(天候:晴れ)に現地観察を実施した。観察を行った場所は、高速道路沿い・高速道路の上の公園、住宅街の中の公園の2カ所である。

1)高速道路沿い・高速道路の上の公園

高速道路沿いは、自動車の交通量が多いが、自転車や徒歩の人は少なく、監視者は少ない。また、全体的に木や草がうっそうとしていて、暗かった。

高速道路の上の公園は、周囲の道より一段低い場所にあり、木や高い塀で囲まれていた。公園内は遊具が少なく、広い見渡しの良い芝生があった。

3)住宅街の中の公園

周囲を住宅に囲まれた公園だった。近隣住民の監視性は高い。公園中を横切って下校する児童が多い。

4 考察と今後の課題

1)「危険」に対する大人と子どもの感覚のズレ

前兆的事案調査の結果から、大人ではなぜ危険だと感じたのか理解できないような些細なことでも、子どもは危険なできごととして報告する場合があるということが分かった。大人と子どもの危険に関する認識にズレが生じているのではないだろうか。しかし、子どもの勘違い・誤報以外に、重大な事案も少ないながら報告されたため、子どもの報告全てを蔑ろにするわけにはいかない。子どもの勘違いや過度な不安から寄せられる事案の危険度を、その都度、現場で判断しなければならない。これは現場にとっては負担になるが、重大な前兆的事案を見逃さないために、子どもの声に真摯に耳を傾けることが重要であろう。

2)「危険」な場所という認識と現実のズレ

観察調査の結果から、被害発生場所は必ずしも「入りやすく」「見えづらい」場所というわけではなかった。人々が思う「危険」な場所の認識と実際に事案が起きている場所にズレが生じているのではないだろうか。従来の「入りやすく」「見えづらい」場所だけに着目したパトロールや防犯教育では、重大な見落としが生じてしまう危険性がある。このズレを解消するために、どのような場所が「危険」な場所なのかを明瞭に定義するための実証的研究をする必要がある。重篤事案だけではなく、その地域の前兆的事案を調査して、地域のどのような場所が危険かを地域ごとに検討することが、前兆的事案を見逃さずに、被害を最小限にとどめるために必要であろう。

文献

科学警察研究所犯罪予防研究室,2011,「危険なできごと調査マニュアル」,

http://www.skre.jp/nc2/index.php?key=mu139n67t-40#_40. (最終アクセス日:2016/11/11)

科学警察研究所犯罪予防研究室,2008,「小学生児童の日常生活と犯罪被害 調査報告書」

原田豊・齊藤知範・山根由子・松下靖・三宅康一・大川裕章,2015,「スキャナによる児童読み取りに対応した子どもの犯罪被害の前兆的事案調査キットの開発」,数理社会学会第60回大会要旨集

小宮信夫,2005,「犯罪は「この場所」で起こる」,光文社

[付記]本研究は、警察庁経常研究「子供の犯罪被害防止のための警察施策に関する研究」、科学研究費助成事業 基盤研究(C)(研究代表者:原田豊、研究番号:16K01906、課題名:子どもの犯罪被害の前兆的事案調査法の開発と妥当性評価)による成果の一部である。

1 問題設定

本報告の目的は、安全教育の一領域である「防犯教育」の問題点を挙げ、それを緩和、解決するための教材を開発・活用することである。

子どもが生活空間で出遭う、誘拐などの犯罪は、軽微な声かけを契機として深刻な事態に進むことがあり、声かけ段階でふさわしい対応ができることは重要である。

しかし、年長者から子どもへの「声かけ」には、善意のものもあれば悪意を潜ませたケースもあるため、児童にとって「人に親切にする」といった道徳性と「声かけはことわる」などステレオタイプの防犯知識との間で葛藤が起こり判断できなくなる「防犯モラルジレンマ」が生じることが考えられる¹⁾。

2001年の大阪教育大学附属池田小学校事件が1つの契機となり、地域で子どもを見守る活動が盛んに行われている中で、大人が「子どもにあいさつしたら無視された」、「声をかけたら不審者扱いされた」といった混乱も生じており、防犯と道徳の両立が難しいという声を聞くことがある。このことは、教師にとっても懸念となり、防犯教育に取り組み難い要因の1つと考えられる。

一方、子どもにとっても、危険の対象とされるいわゆる「不審者」か否かの判断は難しいために、混乱が起こっていると考えられ、防犯教育における問題点の一端が垣間見える。

学校安全参考資料²⁾における安全教育の目標・内容には、「自他の安全を守るための活動に自発的に協力・参加・貢献できる資質を養う」ことも挙げられており、他者を避ける視線を強調するだけでなく、人々と共に暮らす視点との兼ね合いも重要である。言い換えれば、危険の予防と道徳性の発達との間に矛盾や齟齬の無い防犯教育が必要ではないかということである。ここに焦点を当て、調査を実施し、結果をふまえて映像教材を開発した。

2 子どもの迷いへの着目

道徳性の発達についてL. Kohlbergは³⁾、3つの水準から6段階を示している。道徳性が発達するとは、道徳的な判断や推論、つまり道徳的な認識である公正 (Fairness)、正義 (Justice) の見方や考え方が変化することとしている。日本では道徳教育において荒木らによってモラルジレンマ授業⁴⁾が進められている。

こうした公正や正義の見方、考え方の道徳性をベースにして、児童は善意と悪意の区別がつきにくい

声かけ行為に遭遇したとき、道徳的判断のほかに、防犯的判断といった別の観点が求められる。しかしこれは基準が曖昧であり、ケースによって正反対の判断を導くことがあるため、両者間に矛盾や齟齬を生じやすく判断が難しい。ある1つの行為に対し異なる観点を均衡化する意味において、防犯上のモラルジレンマが生じると考えられる。以上の仮説から調査を実施し、結果をふまえて映像教材を開発した。

3 調査の概要

埼玉県内公立小学校2校において、合計903人(男子458人、女子440人)の児童を対象に自記式質問紙調査により留め置き法(4件法)で回答を求めた。実施日は2015年6月である。尚、学校の選定は、児童の人数や立地上から、偏りのない学校を抽出した上で、調査に協力の得られる学校とした。

内容はA自分の困りごと・B他人の困りごとケースそれぞれについて、実際にあった声かけ事案(監視庁公開)と道徳性の発達を基に、6項目①道徳規範性、②防犯規範性、③権威規範性、④自己評価性、⑤自己利益性、⑥拒否罪感を設定し、ことわりにくさなど葛藤の有無等を調べた。

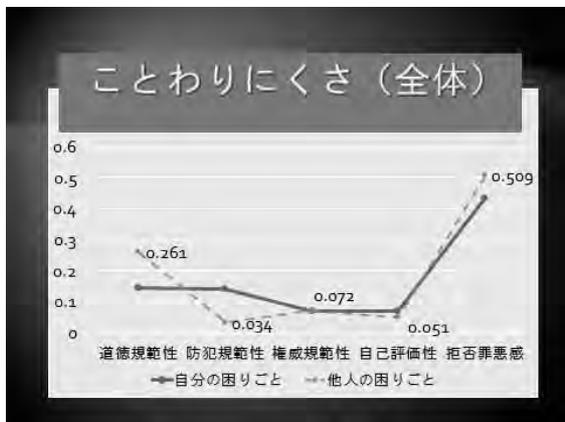
4 結果と分析

分析については、学年や性差をふまえた学習がより意義があると考えられることから、ケースA・Bについて、①～⑥の各項目と学年、性別にクロス集計を行った。次に χ^2 二乗検定を実施した所、全体ではA①「道徳規範性」以外は、有意差があった。Bでは6項目すべてにおいて有意差が見られた($P \leq 0.05$)。性別男子では、A・Bとも③「権威規範性」と⑤「自己評価性」に有意差があることから、声かけにおいてとくに権威者を名乗る人からの依頼や権威者に関わる内容に応じやすく、自分をよく見られたい思いからことわりにくくなるのではないかと考えられる。また、Aにおいては⑤「自己利益性」にも有意差がみられ、自分の困りごとの場合には相手の依頼を受けやすいと考えられる。性別女子ではケースA・Bとも③「権威規範性」、④「自己評価性」、⑤「自己利益性」に有意差があり、女子においては自分の困りごとでも他者の困りごとでも、権威者に関わる依頼や自分をよく見られたいという思い、自分にとっての損得で判断するのではないかと考えられる。そのほか、全学年ごと性別の特徴を明らかにした。

さらに、「ことわりにくさ」は各項目がどのよう

に影響を与えているのか、5項目の関連性を見るために多変量回帰分析を実施した(図)。A・B共、項目⑥の「拒否罪悪感」が他に比べて高く、BがAよりも高いことから、「ことわる」という行為そのものに対する罪悪感が影響していることがわかった。

(図) ことわりにくさ(全体)



spss. Ver20

5 ジレンマの緩和を取り入れた映像教材

以上の結果から示された防犯教育の問題点において、学年、性別の特徴に対応するために、「防犯モラルジレンマ学習」映像教材を開発した。これは明らかに危険だと判断できるケースを除き、善悪の見分けのつきにくい「声かけ」場面を設定し、道徳性と防犯性の2つの規範軸から対応を考え、行動しやすくすることをねらっている。

自分に声をかけてくる年長者は不審者と決めつけて拒否するだけでなく、自分の安全と相手への配慮をふまえた対応を学習する点において、教材名の「心をはぐくむ新しい防犯教育」を表している。

映像はインターネット上で公開しており⁵⁾、小学校の授業において教師が授業を行うほか、放課後子ども教室、家庭などで広く活用してもらうことができる。

15歳以下の子どもが対象の連れ去り事案において、自宅からの距離と発生割合は、「自宅内」を除くと「自宅まで100m以内」で26.6%と、全体の4/1にあたる⁶⁾。この空間で「声かけ」を入り口にして深刻な事態へと進行するケースもあり、軽微な行為段階で如何に対応できるのかは、重要なスキルであると考えられる。

他方、小学生からさらに発達段階が進んだ高校生や大学生などの若年層を対象とした映像教材の開発もみられる⁷⁾。齊藤の「女性が空間利用や移動などの局面で不安によって制約を受けるなど、社会的影響がどのような形で生じているのか」⁸⁾、といった性差による特性を生かし、研究ベースの、まち・人の空間を意識した映像教材の活用が進むことで、防

犯への意識が高まり、犯罪被害予防に役立てることが期待される。

文献

1) 宮田美恵子「小学生における防犯モラルジレンマの研究：声かけに着目して」子ども社会学会 発表要綱、2016

2) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省、平成22年)

3) 内藤俊史「子ども・社会・文化—道徳的な心の発達」(サイエンス社、1991年)

4) 荒木紀幸「モラルジレンマ資料と授業展開」(明治図書、2013年)、P202

5) 日本子どもの安全教育総合研究所、「心をはぐくむ新しい防犯モラルジレンマ学習映像教材」

http://kodomoanzen.org/safety_video.html. (最終アクセス日：2016/11/11)

6) 警察庁統計、平成25年

7) 大阪府警、「女性のための防犯」

<https://www.police.pref.osaka.jp/01sogo/koho/video/broadband/koho04.html>. (最終アクセス日：2016/11/11)

8) 齊藤知範 都市空間における若年女性の犯罪不安、人文地理学会大会 研究発表要旨 2011(0), 10-10, 2011

[付記]

本映像教材は、平成27年度独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」より助成を受け制作した。

尚、本報告は、当初、齊藤知範氏との相談の上で進めていたが、宮田の報告分だけでまとまった分量となった。齊藤氏の助言に深く謝意を表す。

防犯の役割分担と負担緩和策(6)

—防犯ワークショップの質的データから見る学校安全指導の特徴と課題—

○松川杏寧（財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 人と防災未来センター）

山根由子（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

1 目的

近代の日本では、子どもを産んだ母親と子どもの見守りを通して、子育ては地域でするものであった。現代では核家族化や地縁組織の弱体化などで、子どもを見守る目が少なくなっている。また、特に都市部で共稼ぎの子育て世帯が増え、保育所の待機児童問題が取りざたされているのを鑑みれば、親の繁忙さもうかがえる。このような状況だからこそ、様々な機関、団体が連携して子どもの安全を推進すべきであるが、負担の押し付け合いとなっている場合もある。そこで本研究では、子どもの安全確保に向けた持続可能な連携のあり方を、学校教員の視点から模索する。

2 方法

これまでに小・中学校教員を対象に行った3回のワークショップで得られたデータをもとに、研究を

行う。ワークショップは2014年8月27日に千葉県野田市で、2015年7月7日に宮城県仙台市で、2015年8月5日に千葉県千葉市で行われた。参加者は野田市が63名、仙台市が180名、千葉市が58名であった。

ワークショップの手順は以下の通りである。各地区で参加者5~7名で班を作成し、各班でテーマにした罪種を「自転車盗」、「性犯罪」、「ひったくり」から選んでいただいた。各班で選んだ罪種にたいする防犯対策について、日常活動理論にもとづき「ターゲット」、「監視者」、「犯罪者」の3つの要素それぞれについて、意見カードを記入していただいた。本研究では3都市の「性犯罪」をテーマに選択した班のデータのみを用いて分析を行う。

分析にはSPSSver24を用いて、コレスポンデンス分析を行った。

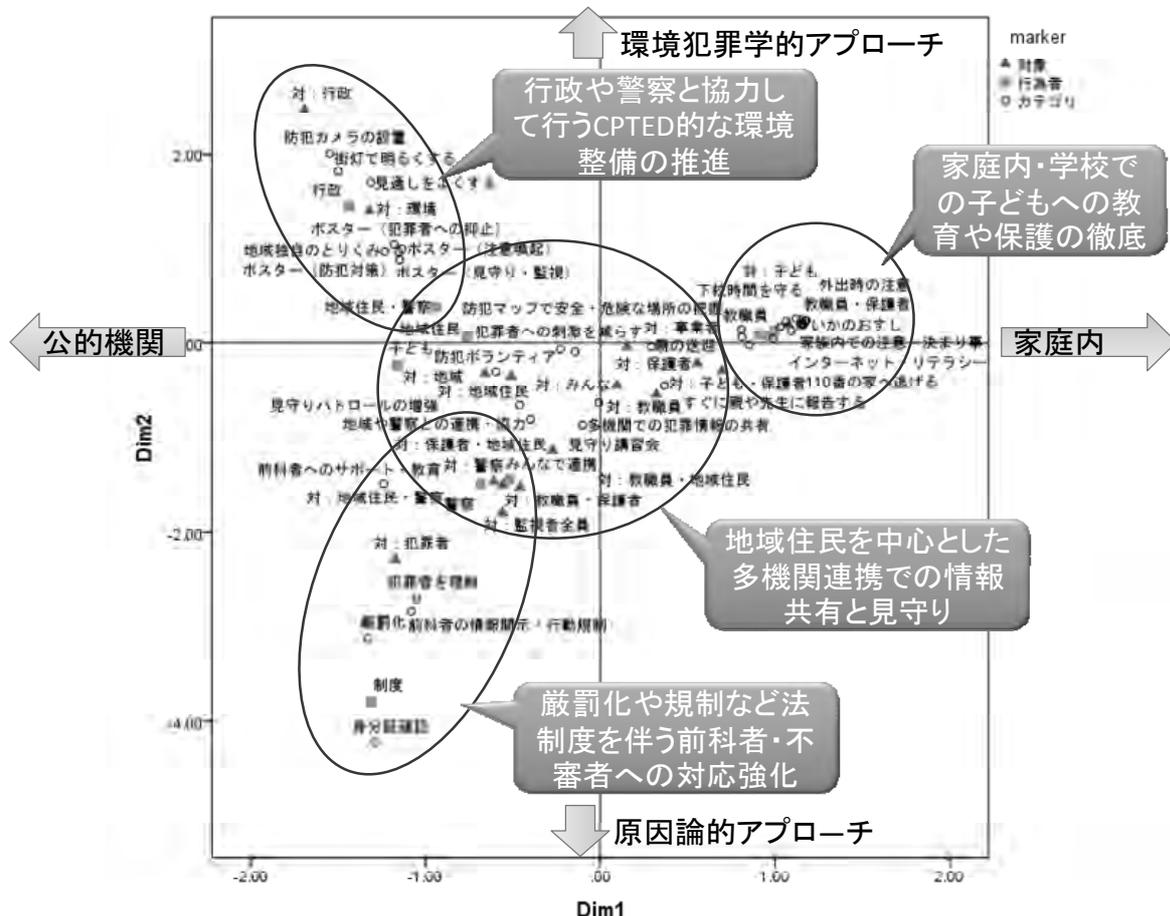


図1 コレスポンデンス分析の結果

3 結果

コレスポネンス分析の結果得られたものが、図1である。カード群は大きく4つの塊に分かれており、各グループの内容から以下のことが考察された。

まず右側のグループは「保護者」や「教師」が「子ども」に対して行う、「いかのおすし」といった防犯教育や外出時の注意の取り決め、下校時間などで構成されており、「家庭内・学校での子どもへの教育や保護の徹底」と名付けた。次に左上のグループについては、「行政」や「警察」が防犯カメラの設置や街頭設置、ポスター掲示などの地域環境整備に関するカードで構成されており、「行政や警察と協力して行うCPTED的な環境整備の推進」と名付けた。左下のグループは、「犯罪者」への「制度」による規制や厳罰化、情報開示といった、法制度の変更を伴う内容のカードで構成されており、「厳罰化や規制など法制度を伴う前科者・不審者への対応強化」と名付けた。最後に真ん中に位置しているグループには、「地域住民」や「ほかの関係団体」との「見守り」や「連携」、「防犯ボランティア」のカードで構成されており、「地域住民を中心とした多機関連携での情報共有と見守り」と名付けた。以上から、x軸は防犯実施対象機関が公的機関か家庭などのドメスティックか、y軸についてはアプローチ方法が犯罪意図者を対象とした原因論的アプローチか、犯罪が起きにくい環境を整える環境犯罪学的アプローチかを示していることが分かった。

4 考察

教職員によるワークショップの結果、以下のことが分かった。①保護者と連携して行う子どもを対象とした防犯教室などのターゲット強化が、自分たち教師のできることでありと考えている。②多機関連携の要として、地域住民組織への期待が大きい。③地域や警察、行政による環境改善的なアプローチの有効性を考えている。これらの成果から、今後子どもの安全安心のために多機関で連携していくには、地域や警察、行政といった組織が、保護者、教職員とよりお互いを知り合い、包括的に子どもたちを見守る必要があることが明らかになった。これは Eck

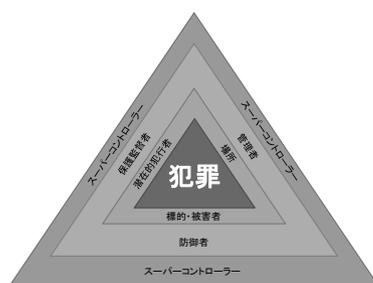


図2 スーパーコントローラー (Sampson ほか 2010 より)

のスーパーコントローラー理論(図2)のように、直接的な影響だけでなく間接的な影響も鑑みて、より広範囲に多機関連携を広げることで、より手厚い見守りが可能になるだけでなく、各機関の負担軽減につながることを示唆するものであると考える。

また、今回の結果から示唆されるのは、地域コミュニティが様々なアクターの核となり、協働へと結びつける役割を期待されていることである。もちろん個々のアクターのスキルや思いも重要であるが、地域コミュニティの吸引力によって様々なアクターたちが、スーパーコントローラーへと進化を遂げるのである(図3)。

文献

- 1) 島田貴仁, 2008, 「子どもの犯罪被害実態と防犯対策を考える」 予防時報, 日本損害保険協会, 232, 8-13.
- 2) 宮田美恵子・山根由子・齊藤知範, 2015, 「防犯の役割分担と負担緩和策(3)ー放課後時間の指導者にとっての境界と空白ー」, 日本安全教育学会第16回東京大会
- 3) 齊藤知範・山根由子, 2015, 「防犯の役割分担と負担緩和策(1)ー調査結果に基づく検討」, 日本安全教育学会第16回東京大会
- 4) 山根由子・齊藤知範, 2015, 「防犯の役割分担と負担緩和策(2)ー学校安全指導者養成講習会からみる教員としてできることとその限界」, 日本安全教育学会第16回東京大会
- 5) Wortley, Richard, and Mazerolle, Lorraine, 2008, Environmental Criminology and Crime Analysis. (= 2010, 島田貴仁・渡辺昭一共訳『環境犯罪学と犯罪分析』財団法人社会安全研究財団.)
- 6) Rana Sampson; John E. Eck; Jessica Dunham, 2010, "Super Controllers and Crime Prevention: A Routine Activity Explanation of Crime Prevention Success and Failure" Security Journal, Vol:23 Issue:1, 37-51.

[付記]本研究は、科学研究費助成事業 基盤研究(C)(研究代表者:齊藤知範、研究番号:26350956、課題名:子育てにおける防犯の役割分担と負担緩和策に関する研究)による成果の一部である。

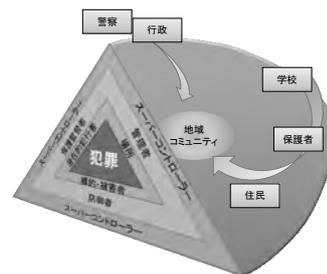


図3 スーパーコントローラーの背後の核

防犯の役割分担と負担緩和策（7） —警備業は子ども・女性の犯罪被害防止に資するの—

田中智仁（仙台大学）

1 目的

警備業はビジネスであり、市場原理に即してサービスが展開されている。そのため、需要がなければサービスは成立せず、宣伝効果を得られないボランティア活動も行わないのが原則である。しかし、2016年現在、「子ども」および「女性」を対象とするサービスが成立しているだけでなく、ボランティア活動も実施されている。そのため、「子ども」および「女性」を対象としたサービスには需要があり、ボランティア活動で宣伝効果が得られていると考えられる。

それでは、「子ども」および「女性」を対象とする警備サービスが登場したのはいつ頃なのか。また、「子ども」および「女性」を対象とする警備サービスが拡大した契機は何か。その上で、「子ども」を対象とする警備サービスは保護者の負担感緩和に寄与しているのか。以上の3点を明らかにすることが本研究の全体的な目的である。

その中でも、「子ども」を対象とするサービスおよびボランティアは活発に行われている。例えば、公立小学校に通学する子どもの登下校情報を保護者に知らせるメールサービス、通学中の子どもに警備員が帯同するエスコートサービス、緊急時に子どもの居場所へ警備員が急行する緊急通報サービス、防犯教室やパトロール（ホットスポット・ポリシング）などのボランティア活動である。本報告では、これらの活動がいつ頃、どのような契機のもとで開発・開始されたのかを明らかにしたい。

2 方法

本研究では、警備業界の業界紙および業界紙関連の刊行物を一次資料として、「子ども」および「女性」に関する記事のトピック・コーディングを行う。具体的に挙げられるのは、『警備保障新聞』（1978年1月25日-2011年9月16日）、『警備業年鑑』（1993年、1995年、1997年、1999年、2003年）、『セキュリティ情報』（2005年、2007年、2009年）、『警備新報』（2011年9月27日-現在）、『警備保障タイムズ』（2012年3月11日-現在）である。これらの資料を用いることにより、1978年以降の警備業界の動向を把握することができる。

ただし、1978年から2016年現在までに「子ども」および「女性」が被害を受けた事件は枚挙にいとまがない。そこで、本報告では宮田（2010：24-26）のまとめによる「主な子ども被害事件」（1988年-2008年、図表1-2）に即し、警備業界の動向を確認する。

図表1-2 東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件から東金市保育園児死傷事件までの主な子ども被害事件

事件発生日	事件名	地域	検挙有無	事件の特徴など
1988.8	連続幼児誘拐事件	東京都・埼玉県など	検挙	4、5、7歳の女児誘拐
1996.6	沖縄県女子中学生強姦事件	沖縄県名護市	検挙	女子中学生3年生に対し、男性2名が車に拉致監禁、強姦殺害した
1997.2	神戸連続児童殺傷事件（酒鬼乱舞事件）	兵庫県神戸市	検挙	中学生の少年が顔見知りの男児を誘い出し殺害、他女児殺害など
1997.5	奈良女子中学生殺人事件	奈良県奈良市月ヶ瀬	検挙	女子中学生2年生が殺害される犯人は独断で自殺
1999.12	京都日野小児童殺害事件	京都府日野市	検挙	小学校2年生男児が被害。21歳犯人は捜査員を振り切つて自殺
2001.6	大阪教育大学附属池田小学校事件	大阪府池田町	検挙	小学校内への乱入
2003.7	長崎男児殺害事件	長崎県長崎市	検挙	4歳男児を中学校1年生が殺害
2004.11	奈良小1女児誘拐殺人事件	奈良県奈良市	検挙	下校時、新聞配達員の男による
2005.11	広島小1女児殺害事件	広島市安芸区	検挙	下校時、ベルー国産の男にみ
2005.12	栃木小1女児殺害事件	栃木県今市市	未検挙	下校時、同級生2人と分かれた後、行方不明となり殺害
2006.2	長浜市中国人児童殺害事件	滋賀県長浜市	検挙	被害幼女推定2名の及だちの母親である中国人女性による犯行
2006.3	川崎マンション投げ落とし事件	神奈川県川崎市	検挙	下校時、小3男児をマンション上から投げ落とした
2006.5	秋田児童連続殺害事件	秋田県山本郡藤里町	検挙	小4の娘と近所の男児を殺害
2007.1	男児投げ落とし事件	大阪府八尾市	検挙	歩道橋から投げ落とされた3歳男児死傷
2007.7	富城小6女児刺殺事件	宮城県仙台市	検挙	登校時、犯人の男は「誰かがおしの悪口を言っている」と口はしる
2007.10	小2女児刺殺事件	兵庫県加古川市	未検挙	放課後、自宅前で刺殺
2008.5	愛知県女子高校生殺害事件	愛知県豊田市	未検挙	下校時、女子高校生が自転車ごと田んぼに突き飛ばされて殺害される
2008.9	保育園児死傷事件	千葉県東金市	検挙	近所に住む男のマンションで殺害される

未検挙は2010年6月現在

宮田は18件の子ども被害事件に着目しているが、その中で1988年の連続幼児誘拐事件（宮崎勤事件）を「子どもの犯罪被害事件が大きな社会的関心事となった一つの契機」と捉えている。既述の通り、1988年当時には、すでに『警備保障新聞』が発刊されている。そのため、連続幼児誘拐事件を契機としてどのような警備サービスやボランティア活動が開発・開始されたのかを明らかにすることは可能であり、関連する記事をトピック・コーディングによって抽出することも可能である。その上で、1988年から2008年までの期間に発生した主な子ども被害事件が、新たな警備サービスおよびボランティア活動を開発・開始する契機となり得ているのかを考察する。

3 結果

1988年に発生した連続幼児誘拐事件について、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。1996年に発生した沖縄県女子中学生強姦事件についてもコラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。1997年に発生した神戸連続児童殺傷事件については社説で言及されていたが、「凶悪犯罪の低

年齢化」の論調で例示されたに過ぎない。また、1997年に発生した奈良女子中学生殺人事件と1999年に発生した京都日野小児童殺害事件については、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。

2001年に発生した大阪教育大学附属池田小学校事件については、記事および社説で警備員の配置、監視カメラの設置を急ぐべきだと主張され、国立学校に警備員が配置されたことなど、学校警備に関する記事および論説が大々的に掲載されている。

2003年に発生した長崎男児殺害事件、2004年に発生した奈良小1女児誘拐殺人事件、2005年に発生した広島小1女児殺害事件については、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。一方で、2005年に東急セキュリティ、NTT、日産自動車など5社協同で「子ども見守りサービス」実験を行い、緊急通報サービス実用化への動きが確認できた。ただし、同年に発生した栃木小1女児殺害事件については、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。

2006年になると総合警備保障が「学童防犯コンサル」を本格化させ、スクールガード養成講習会の実施、スクールガード・リーダーの派遣、「登下校児童安心サービス」(ICタグによる校門通過検知等)が行われた。他に、関東8都県市「子どもの安全対策緊急会議」、全国学習塾協会「学習塾に通う子供の安全確保ガイドライン」、全国警備業協会「学校警備に関する実態調査」に関する記事が掲載された。

さらに、セコム上信越が「子どもが自立的に防犯意識を高めるとともに、保護者にもためになる本を出せないか」と意図して、防犯絵本4000冊を無料配布した。セコムはICタグによる校門通過検知と位置情報検知を開始するとともに、小学生制服メーカーとの共催で「全国安全マップコンテスト」を開催した。また、総合警備保障の「あんしん教室」に高学年向けメニューが導入され、保護者が子どもに身の守り方を教えるための書籍が刊行された。

あわせて、社説では地域と連帯して警備業者もパトロールすべきであると主張されるとともに、学校警備員の配置伸び悩みを鑑みて、地域社会、学校、警備業者の連携を呼びかける主張が続いた。しかし、2006年、長浜市中国人妻園児殺害事件はコラムで言及されたのみであり、川崎マンション投げ落とし事件と秋田県児童連続殺害事件については、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていない。

2007年に発生した男児投げ落とし事件、宮城県小6女児刺傷事件、小2女児刺殺事件については、コラムおよび社説を含めて記事は掲載されていないが、茨城で「子どもの安全など巡回警備」、大阪で「15社が子どもの登校を見守り」が行われた。その半面、学校警備員の配置率が上昇しないことを鑑み、文科省「学校の安全管理の取組状況に関する調査」の特

集記事が組まれた。2008年には東急セキュリティと日能研が連携して「子供見守りメール配信サービス」を開始、舞鶴警備保障がエスコートサービスを開始した。しかし、愛知県女子高生殺害事件に関してコラムおよび社説を含めて記事は掲載されず、保育園児変死事件も社説で言及されるにとどまった。

4 考察

以上の結果から、連続幼児誘拐事件(1988年)では、子どもを対象とする警備サービスは開始されておらず、その後も個々の事件を受けて新サービスを開始する傾向はみられなかった。警備業界が積極的に関与する姿勢をみせたのは大阪教育大学附属池田小学校事件(2001年)であり、学校警備員の配置に注目が集まっていた。そのため、「子どもの犯罪被害事件が警備業界で大きな関心事となった一つの契機」は大阪教育大学附属池田小学校事件だったと言える。しかし、学校警備員の配置は進まなかった。

警備業界に大きな動きがあったのは2006年であり、具体的には緊急通報サービスの拡大と安全マップや安全教室(書籍出版含む)の拡大である。しかし、後者についてはセコムと総合警備保障の両社ともに「保護者が教える」のがコンセプトであり、保護者の負担感が増大した可能性が否定できない。また、警備業界は行政および業界団体の動きを注視しており、「子ども」や「保護者」のニーズを反映したのかは不明である。さらに、エスコートサービスの登場は2008年であるが、保護者の負担感緩和に寄与し得たのか否かも不明である。

今後は上記の不明点を明らかにするとともに、「女性」の犯罪被害防止に関する検討を加えること、「2003年～2004年に子どもの安全への関心が高まった」(田中 2009、2012、2015)と述べた先行研究との差異を追究することが課題である。

文献

- 宮田美恵子, 2010, 『0歳からの子供の安全教育論—家庭・地域・学校で育む“しみん・あんぜん力”』明石書店。
- 田中智仁, 2009, 『警備業の社会学—「安全神話崩壊」不安とリスクに対するコントロール』明石書店。
- 田中智仁, 2012, 『警備業の分析視角—「安全・安心な社会」と社会学』明石書店。
- 田中智仁, 2015, 『気ままに警備保障論』現代図書。

[付記]

本研究は、科学研究費助成事業 基盤研究(C)「子育てにおける防犯の役割分担と負担緩和策に関する研究」(研究代表者: 齊藤知範、研究番号: 26350956)による成果の一部である。

刑罰や刑事司法の信頼等に関する意識調査(インターネット調査)

コーディネーター：津島昌寛（龍谷大学）
司会：浜井浩一（龍谷大学）

1 インターネット調査「刑罰や刑事司法の信頼等に関する意識調査」実施の目的

浜井浩一（龍谷大学）

本セッションで取り上げる、インターネット調査「刑罰や刑事司法の信頼等に関する意識調査」は、科学研究費・新学術領域研究(研究領域提案型)「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」(研究代表:石塚伸一)の助成を受けて行ったものである。その目的は、2011年に実施した同種調査の追試にある。2011年に行った調査の目的の一つは、European Social Surveyに新たに追加された「Trust in Justice (刑事司法の信頼)」に関する調査を日本で実施するとともに、この調査が前提としている Procedural Justice モデルの日本データによる検証にあった。Procedural Justice モデルとは、簡単に言うと、刑事司法が適切に運営されるためには、国民が刑事司法を信頼することが重要であり、刑事司法の能力や公平性が信頼されることで、刑事司法による(国家)権力の行使に正当性(legitimacy)が与えられ、その正当性が高まることによって、刑事司法は国民の支持や協力を得たり、またそれを求めたりすることができ、結果として犯罪行為が減少するというものである。

日本のデータを使って検証した結果、刑事司法に対する信頼から法執行の正当性までは有意なパスが認められたが、正当性から刑事司法への協力や犯罪行為に対しては有意なパスが認められなかった。そこで、今回実施した 2015 年調査では、「Trust in Justice」にある質問項目に、ソーシャルキャピタル、レジリエンス、犯罪をしない(主観的)理由に関する項目を加えるとともに、犯罪行為の経験についても新たな項目を増やして更なる検証を試みることにした。これらの項目を使った新たなモデルの構築や統計的な分析は、今後進めて行く予定であるが、今回のセッションにおける津島報告はそうした試みの一端である。

また、2015年調査では、警察や裁判所に対する信頼だけでなく、検察、刑務所、保護観察所といった刑事司法機関に対する信頼や犯罪者処遇に対する態度についても調査対象としている。その結果、新たに加えた検察、刑務所や保護観察所に対しては、「わからない」という回答が多く、警察と比較すると「よ

くやっている」とする回答が少ない半面、「不十分である」という回答も少ない傾向が認められた。刑務所出所者に対する態度については、昭和 61 年(1986 年)にも政府によって同趣旨の調査が実施されており、その結果と比較すると、昭和 61 年調査では、刑務所出所者が近所に住んでいたら差別なく普通に接したいという人が 50%を超えていたのに対して、2015 年調査では、元受刑者が近所に住むことを受け入れたいと回答した者は 20%に満たなかった。

2 単純集計の結果

崎山右京（大阪国際福祉専門学校）

本報告では、本調査の単純集計の結果について報告した。

犯罪不安に関する質問では、回答者自身が犯罪にあう不安および犯罪情勢についての意識を尋ねた。犯罪情勢については、日本全体と回答者の居住地域の双方についての意識を尋ねており、日本全体では約 65%が増えた(「とても増えた」「やや増えた」と回答しているのに対し、回答者の居住地域では増えたとの回答が約 16%に留まっており、大きな意識の差があった。また、回答者が自身の居住地域を「暗くなった後に歩くこと」について、約 82%が安全(「とても安全」「まあまあ安全」と回答していたことから、近隣の治安に関しては比較的安全であると感じている割合が多いことが見て取れた。

社会一般に関する質問としては、モラルと他者意識に関して尋ねた。近年の日本社会のモラルについては、「高くなった」と考える人の割合は 1 割に満たず、「低くなった」と考える人が 6 割で圧倒的に多い。他者への信頼については、約 60%の人が「用心することに越したことはない」と回答している。

家族や知人との関係・共感性・自己肯定感・計画性について尋ねた、レジリエンスに関連する項目では、いずれも概ね 70~80%が肯定的な回答をしていた。他方、社会参加については約 60%が少ない(「かなり少ない」「少ない」との回答であった。

警察・検察・裁判所の活動に関しても尋ねた。それぞれの活動を評価するかとの質問に対しては、「評価する」が「評価しない」を、警察は約 9 ポイント、裁判所は約 14 ポイント上回っていたのに対し、検察は約 2 ポイント上回るにとどまった。活動

の評価に関して「わからない」と回答した割合は、警察が約2%だったのに対し、検察が約21%、裁判所が18%であり、警察と検察・裁判所との間に大きな開きがあった。

警察の諸活動に対する評価では、暴力犯罪や窃盗に速やかに駆けつけるかを尋ねた質問には肯定的な回答の割合が多かった。その一方で、犯罪予防の効果に関しては否定的な回答がやや多く、特に未成年や高齢者による犯罪の予防に対しては効果をあげていないという回答の割合が多かった。

3 犯罪観と法令遵守

我藤諭（龍谷大学）

本報告では、本調査の人々の犯罪観あるいは法令遵守に関わる単純集計を報告した後、それらに対して、年齢差がどのように影響を及ぼしているか検討した。

本調査では、65歳以上の高齢者と20歳代の若者の2人が、それぞれ実際には犯していないまったく同じ犯罪について逮捕された、あるいは起訴された場合、その結果はどのようになるのか尋ねている。その結果、若者の方が起訴されるあるいは有罪となる可能性が高いと回答する者が多かったものの、約5割の回答者は年齢は関係ないと回答していた。次に、25歳の男性が2度目の侵入窃盗で有罪判決を受けた場合の刑罰の程度、65歳の男性が2度目の万引きで有罪判決を受けた場合の刑罰の程度について尋ねた。その結果、65歳の男性については、40.9%の回答者が実刑と回答していたのに対し、25歳の男性の場合、72.9%の回答者が実刑と回答していた。そこで、回答者の年齢が上記の回答にどのように影響しているのか χ^2 検定を用いて検討した。その結果、いずれの場合も同世代の回答者は実刑ではないという回答を多く選択していた。しかし、実刑と判断した場合は、若者の方がより長い期間を選択することが多く、年齢が高くなるにつれ、短い期間を選択することが多かった。以上から、犯罪行為とそれに対する刑罰については、回答者の年齢が回答に大きく影響を与えていると言える。

次に、犯罪あるいは犯罪となるような行為、迷惑な行為について、どのくらい（道徳的に）悪い行為と考えるのか、それらを行った場合つかまって罰せられる可能性はどの程度あるのかを尋ねている。その結果、「吸引目的で脱法ハーブを購入すること」、「スーパーマーケット等で、商品の代金を支払わずに食料を持ち出してしまふこと」は多くの回答者が悪い行為と回答しており、「電車で、携帯電話で通話すること」、「歩行者信号が赤の時に、横断歩道を渡ることは悪い行為と考える回答者が少なかった。これらの行為に対する評価について年齢の影響を検

討するため、分散分析をおこなったところ、これらの回答の多くに有意差が確認された。特に20歳代と60歳代・70歳代との間に統計的に有意な差がみられた。

以上から、犯罪観あるいは法令遵守に対しては回答者の年齢による影響が確認された。今後は、属性の違いだけでなく、社会的地位や個人特性の影響等についても検討をおこなっていく必要がある。

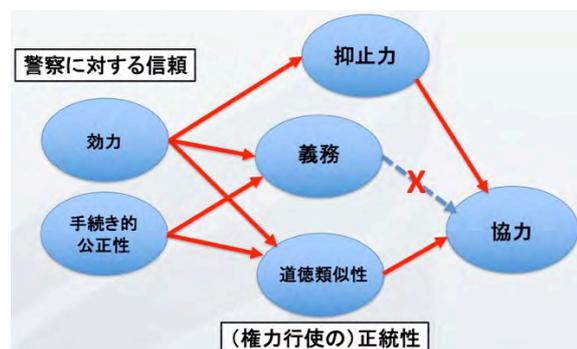
4 警察への関与と心理的レジリエンス

津島 昌寛（龍谷大学）

警察に即して Procedural Justice の効果をまとめると、次のようになる（Tyler 2006）。警察と市民とのやりとりの中での、警察の手続き的に公正な対応は双方の信頼関係を築く。その信頼は市民の警察との一体感・同一化を高め、警察に対する義務感を生む（警察が有する権力行使の正統性）。それはさらに、市民の法令順守とともに警察への協力へとつながる。Procedural Justice の効果については、英米を中心に多くの実証研究がなされ、一般的にその効果は支持されている。しかし、日本版 Trust in Justice 調査（2011）では、Procedural Justice の効果は認められなかった（Tsushima & Hamai 2015）。上記調査の追試を目的とする本調査では、説明変数として新たに個人の「心理的レジリエンス」（ストレスに晒される状況でも「折れない心」）を追加して、実施した。また、前回の調査では訪問面接法を用いたが、予算的な理由から、今回の調査ではインターネット調査を採用した。

パス解析の結果では、警察の効力から抑止力、そして警察への協力につながる経路が確認された（図表1）。さらに、前回の調査では認められなかった、道徳的類似性から警察への協力につながる経路が確認された。これは、日本においても、実質的な手続き的公正の効果の可能性があることを示唆する。このように前回の調査結果と大きく異なってきた理由の一つとして、インターネット調査の回答者と訪問面接調査の回答者の特性のちがい（例：前者は高学歴が多い）が考えられよう。

図表1 警察への協力：正統性モデルの検証



また、警察への協力を目的変数とした多変量解析(最尤法)において、モデルに組み込まれた変数のなかで一番説明力の高い変数はレジリエンスであることが確認された。

図表 2 多変量解析 (最尤法) の結果

変数	MODEL 1	MODEL 2	MODEL 3
効力	.020	.012	-.018
公正性	-.023	-.057	-.055
抑止力	.132***	.131***	.110**
義務	-.003	-.020	-.024
道徳的類似性	.162***	.160**	.127*
性別	-----	-.085***	-.139***
年代	-----	.129***	.124***
パートナー	-----	.102**	.039
学歴	-----	.011	.002
居住年数	-----	.036	-.115
レジリエンス	-----	-----	.301***
R ²	.042	.086	.166

*p<.05; **p<.01; ***p<.001

**変数の数値は標準化係数

なぜレジリエンスが警察への協力に関係するのか？警察には「犯罪」のイメージがつきまとうことにより、できればかわりたくない、というのが一般市民の印象であろう。レジリエンスの高い人は、他者（事故や事件などで困っている、苦しむ人）の気持ちを読む能力に長け、何をすべきかという確信のもとにそれを貫くという強い意志をもつ。このレジリエンスの特質が、（一般市民には）精神的に「高いハードル」を越えることを可能にする、ということが考えられる。

当日の報告に対しては、オーディエンスから、「個人のパーソナリティの概念であるレジリエンスは、どの程度社会学的意義があるのか」、「あえてレジリエンスという多義にわたる概念（合成変数）を使用する意味があるのか」など、多くの的確な指摘をいただいた。今後の課題としたい。

〔参考文献〕

Tsushima, M., and Hamai, K., 2015, “ Public Cooperation with the Police in Japan: Testing the Legitimacy Model,” Journal of Contemporary Criminal Justice, 31: 212-228.

Tyler, T. R., 2006, Why People Obey the Law (2nd edition), Princeton, NJ: Princeton University Press.

自由報告

1 「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」決議

欧州評議会（Council of Europe; CoE, CE）は、人権、民主主義、法の支配の価値に基礎を置く平和なヨーロッパの先駆者となるべく 1949 年にフランスのストラスブールに設立され、以後、人権等の分野で国際社会の基準策定を主導してきた。日本やアメリカ等は欧州評議会のオブザーバー国として参加している。欧州評議会の全構成国が参加する、人権に関するヨーロッパ会議（European Convention on Human Rights）においては、1983 年に平時の死刑廃止が、2002 年に戦時等を含むあらゆる場面での死刑廃止が採択された（第 6、第 13 議定書）。

2001 年 6 月 25 日、欧州評議会議員会議は、「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止（Abolition of the death penalty in Council of Europe Observer states）」（Resolution 1253（2001））を決議した。この決議においては、欧州評議会のオブザーバー国である日本とアメリカに対して、遅滞なく死刑執行の停止を実施し、死刑廃止に必要な段階的措置を採ること等を求めるとともに（同決議 8）、2003 年 1 月 1 日までに同議員会議の要求の実現において著しい進歩が見られなかった場合、欧州評議会のオブザーバー資格の維持について、同議員会議が異議を唱えることを決定すべきであるとしていた（同決議 10）。

なぜ、欧州評議会はオブザーバー資格の剥奪を示唆するという強い姿勢で日本に臨むに至ったのだろうか。本報告では、外務省に対する情報公開請求によって入手した文書を素材に、決議に至る日本政府とのやり取りから同決議後の日本政府の対応までを紹介し、その問題点を指摘するとともに、改善策を提案することとしたい。

2 デマルシュ（外交的働きかけ）

2000 年 2 月 16 日、在東京欧州委員会代表部大使らが外務省の高須国際社会協力部長を来訪し、日本が死刑の廃止又は執行の停止（モラトリアム）を行うようヨーロッパ側として初めて要請を行った。開示された文書からは、ヨーロッパ側が死刑を巡る問題について政策問題ではなく、人権問題として理解していることが読み取れる。一方、日本側は日本国内で死刑廃止論が強くないことを示そうと、日本における議論、研究、運動について活発ではないと伝えた。その結果、ヨーロッパ側には、問題として認識されるはずであるにもかかわらず議論すらなされ

ていない状況が異常であって情報公開が不十分であることがその理由であると考えられたようである。

3 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長訪日前の調整

ヤンソン欧州評議会法務人権委員長が調査のために訪日する意向を示したことに対し、2000 年 12 月 5 日、外務省西欧第一課長がストラスブール総領事館次席に電信を送信した。この中では、「死刑廃止を訴えにくることに終始する可能性が高く……、『客観的な調査』や『対話』という次元からかけ離れた、いわば『確信犯』的な調査であることは疑いがないと思われまます」と「確信犯」という言葉まで使って、ヤンソン委員長の訪日に対する警戒感と嫌悪感を顕わにしている。当時、外務省は、「我が国の死刑制度を批判する内容の何らかの決議等が採択」される程度に留まると考えていたのである。

4 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長の法務大臣表敬訪問

2001 年 2 月 22 日、ヤンソン委員長は高村正彦法務大臣を表敬訪問した。ヤンソン委員長は、死刑確定者の居室の参観や死刑確定者との面会を求めた。これに対し、高村法務大臣が正面から拒絶することはなかった。

5 ヤンソン欧州評議会法務人権委員長の法務事務次官らとの意見交換

同日、引き続いてヤンソン委員長は松尾邦弘法務事務次官らと意見交換を行った。同委員長は死刑確定者の居室の参観や死刑確定者との面会を求めたものの、死刑確定者の心情安定を理由に拒絶された。こうした拒絶は、「秘密主義」と批判されてきた死刑の密行性をまざまざと見せ付けるものであり、同委員長をはじめ、欧州評議会の日本の死刑に対する心証を決定的に悪化させた可能性がある。

6 ストラスブール総領事の意見具申

「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」決議の直後である 2001 年 6 月 28 日、欧州評議会に折衝に当たっていた山口英一ストラスブール総領事は外務省本省に対して電報を送信した。この中では、ヨーロッパにおける死刑を巡る状況が示された上で、決議後の当面の対応として、①対話の継続、②死刑確定者の処遇改善の働きかけ、③死刑執行停止の働きかけの 3 点が提案された。死刑執行停止が日本政

府内で提案されたのは異例のことであろう。この意見具申は長文であり、その内容からはヨーロッパの展開する人権政策の最も強い風当たりを受ける外交官の苦悩が窺われる。とりわけ、日本の死刑に関する懸念や危機感が日本国内でほとんど共有されていないことに対する焦慮が垣間見える。

この意見具申においては、「今般の CE 議員会議による死刑廃止を求める決議が採択された直後に死刑が執行される…ようなことになれば、CE 側に対して真っ向からチャレンジする形になってしまい、計り知れない悪影響が出ることは言をまたない」として、日本政府の無思慮な対応も懸念している。実際に、翌 2002 年 9 月の死刑執行について、同年 10 月 8 日にコアン法務人権委員会事務局書記長から、「9 月の議員会議の直前に死刑が執行されたことは極めて残念なことであり、議員会議側として大変ショックを受けている」等の遺憾の意が示される等、その懸念が現実化している。



ストラズブル総領事の意見具申（1 ページ目）

7 「CE 議員会議決議に関する在ストラズブル総領事の意見具申と今後の対処振り（案）（議論のたたき台メモ）」及び「欧州評議会（CE）議員会議におけるオブザーバー国の死刑廃止に関する決議と我が方の当面の対応について」

山口ストラズブル総領事からの意見具申等を受けて、2001 年 7 月 6 日以降に外務省欧州国際機関室により対処振り案が作成された（作成日は不明）。この中では、①対話の継続については是とされたものの、②死刑確定者の処遇改善や③死刑執行停止については働きかけを行わないこととされた。2001 年 9 月 20 日、同室は、この方針を踏襲して、「欧州評議会（CE）議員会議におけるオブザーバー国の死刑廃止に関する決議と我が方の当面の対応について」を決定するに至った。

「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」決議は、日本で死刑をより深く議論する格好の端緒となるものであった。しかし、同決議が日本で大きな関心と呼ぶことはなく、ストラズブル総領事の

意見具申も日の目を見なかった。

8 総括

死刑の問題に関して言えば、かつて平沼騏一郎が述べたように、「欧州の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じた」というわけではない。「欧州評議会のオブザーバー国における死刑廃止」決議に至る外務省の文書を分析すると、オブザーバー資格剥奪を求める欧州評議会側の強硬姿勢よりも、そうした強硬姿勢を招いた日本側の判断ミスや対応ミスが目につく。

相手方が死刑を人権問題だと主張する以上、民主主義的な要請があると反論しても説得力に乏しい。しかも、調査研究によれば、日本における死刑制度に対する支持は岩盤のように堅固なものではないとされる（佐藤舞，2016，「世論という神話——望むのは『死刑』ですか？』『世界』879：184-191）。言わば、日本では、死刑に対する「ふわっとした支持」しかない。このことは、民主主義的な要請があるとする理由付けを弱めることになる一方、国家が個人の生命を剥奪するせいぜい必要悪としてしか正統化／正当化できない、死刑という刑罰に対する「迷い」が国民にあることを示すものでもある。「日本は迷いながらも、振り返りながらも、政策的に苦渋の決断をして死刑を存置している」と訴えた方が人権問題だと主張する相手方にとっては理解を得られやすかったのではないだろうか。デマルシュやヤンソン欧州評議会法務人権委員長の訪日等の際に、①日本における議論について紹介し、②情報公開をより進めるとともに、③死刑確定者の処遇を向上させる約束をし、実現していくという対応をとれば、日本の死刑に対する印象は相当異なっていたのではないだろうか。

国際社会による指摘の中には、不確かな情報に基づいていると思われるものや、正鵠を射ていないと思われるものも含まれている。死刑に対する日本の国民感情も正確に理解されているとは言い難い。その誤解を解くためには、まずは可能な限り——特定秘密の保護に関する法律等に違反しない限りで——死刑に関する情報公開を進め、伝え、改めるべきは改めていくべきである。その上で、死刑存置の根拠について、理論的に深化させる必要がある。内政干渉だと反発する内向きの態度ではなく、日本の刑罰制度全体を洗練させる好機としてとらえ、取り組むべきである。死刑の正統性／正当性を維持するための方策はこれを除いて他にないのである。

本報告の詳細については、「日本の死刑執行停止を求める欧州評議会 2001 年決議について——死刑に関する外務省情報公開文書を読み解く——」として『関西大学法学論集』に掲載予定である。

1948年の「残虐」観 ——死刑制度合憲判決の社会的背景Ⅱ——

○櫻井悟史（立命館大学）

1 目的

この報告の目的は、第41回日本犯罪社会学会大会の報告でいただいた、死刑制度合憲判決の社会背景を考察するにあたり、なぜ特にアメリカに注目するのかというご指摘をふまえ、1948年の「残虐」観と絞首刑はいかなる関係にあったのかについて、当時の視点に則して、「時代と環境」に注目しつつ検討することを目的とする。

先行研究では、1948年3月12日の死刑制度合憲判決で示された、「残虐」観は「時代と環境」によって変化するとした点について、もっぱら法学的な枠組みから検討が加えられてきた。そのため、当時、同時期に日本国内外で展開された戦争犯罪裁判とそれに伴う死刑執行(特に絞首刑)が展開されてきた、歴史的社会的な「時代と環境」については、ほとんど考察されてこなかった。しかし、それでは、真野毅が「生命は尊貴である、全地球よりも重し」という言葉を、イギリス・アメリカの道徳と関係のある『西国立志編』に寄せた中村正直の序文から引用したこの意味を読み解くことができない。

2 方法

そこで、資料として、1948年の死刑制度合憲をめぐる論考や回想、アメリカ国立公文書館Ⅱ（The National Archives at College Park, Maryland）に収蔵されている、アメリカ第八軍の死刑執行マニュアル、ならびにメリーランド大学ブランゲ文庫に収蔵されている検閲文書や、20世紀メディア研究所が作成したブランゲ文庫のデータベースを用いる。それらの資料を手がかりに、日本の死刑の議論がアメリカの動向に左右されたのか否かを検討する。

3 結果

分析の結果、以下のことが明らかとなった。第一に、GHQ 政治部法制司法課課長で、かつ死刑廃止論者であったアルフレッド・オブラーは、絞首刑が日本とアメリカの双方の憲法がいう「残虐」な刑罰にあたりと解しつつも、日本やアメリカの世論に鑑みて、死刑存置に異論をはさまなかったこと。第二に、木村亀二と団藤重光は、絞首刑の残虐性を論じる際、双方ともにアメリカの解釈を重視していた。木村は、「残虐で異常な」刑罰と「残虐で通常(正常)な」刑罰を分け、アメリカの絞首刑を批判することを避けた。他方で団藤は木村の分類を否定したう

で、「文明国民により通常採用されている」絞首刑を残虐ではないとし、やはりアメリカの絞首刑を否定することはなかったこと。第三に、ブランゲ文庫の資料から、法学関連の論文にも検閲の手が入っており、GHQ およびアメリカを意識して、死刑や行刑について議論せざるをえない状況下にあったこと。たとえば正木亮が1946年6月30日に『九州行刑』に寄せた「文化の一つとしての行刑」という論考では、「今進駐軍当局は日本行刑に惨虐(クルーエルティ)のありしや否やを調査して居るといふことである。そのことはやがてわが國文化の尺度を定めつつあるのである」とする一文が、検閲によって不承認とされたのである。以上の三点から、アメリカの動向が、1948年前後の日本の絞首刑をめぐる議論に、影響を及ぼしていたことが明らかとなった。

それでは、当時のアメリカの絞首刑の実態とはいかなるものであったか。第四に、巢鴨プリズンで用いられた絞首刑の詳細な執行マニュアルを読み解くことで、アメリカの絞首刑は緻密な物理計算をベースに、多様な絞首刑の方法を認めていたことを明らかにした。第五に、1946年4月30日に巢鴨プリズンにおける“Standard Drop Chart”を作成した人物と、1948年12月23日のA級戦犯の死刑執行について全責任を担った人物とが同一人物であったことから、A級戦犯の死刑と、BC級戦犯裁判である横浜軍事裁判の死刑とが、同じアメリカ式の絞首刑であったことを明らかにした。そして、第六に、アメリカ式で執行されたA級戦犯の絞首刑を、マッカーサーは平和の祈り、平和の象徴と喧伝していたことを『朝日新聞』および『毎日新聞』の社説から明らかにした。絞首刑は「残虐」観からは遠い、「平和」の概念と結びついていたのである。

4 考察

本報告では、死刑制度合憲判決の社会的背景について論じる際に、アメリカの絞首刑の影響という「時代と環境」の要因を無視できないことを明らかにした。それは日本国憲法がアメリカからの押しつけであるといったような議論とは全く関係がない。明治期の日本のことを思い出すまでもなく、海外の動向に影響を受けることはよくあることである。そのなかでも、1948年前後は特にアメリカから影響を受けた可能性が大きいと示唆したのが本報告である。

アメリカではすでに絞首刑が廃れて久しい。この

ことに鑑みるなら、死刑制度合憲判決が出された1948年3月12日当時の「時代と環境」は大きく変わったと考えられる。法学的な視点からだけではなく、歴史的社会的な視点からも、死刑制度合憲判決における「時代と環境」を再考する必要があるというのが本報告の結論である。

〈参考文献〉

- 石塚伸一, 2016, 「再論・死刑と憲法——死刑は、すでに終わった問題なのか？」年報・死刑廃止編集委員会『年報・死刑廃止 2016 死刑と憲法』インパクト出版会: 52-85.
- Johnson, David T., 2011, 布施勇如訳「日本が死刑を存置する理由——9つの仮説」福井厚編『死刑と向きあう裁判員のために』現代人文社: 139-63.
- 真野毅・中島健蔵・正木亮, 1958, 「対談 一人の命は全地球より重し——裁判をめぐるうん蓄」『社会改良』3(3): 10-20.
- 永田憲史, 2013, 『GHQ 文書が語る日本の死刑執行——公文書から迫る絞首刑の実態』現代人文社.
- , 2014, 「A 級戦犯の死刑執行手順」『関西大学 法学論集』63(5): 163-85.
- Oppler, Alfred C., 1976, *Legal Reform in Occupied Japan*, Princeton University Press.
(=1990, 内藤頼博監訳, 納谷廣美・高地茂世訳『日本占領と法制改革』日本評論社.)
- Ross, John G., 1995, *In a Prison Called Sugamo*.
(=1995, 日暮吉延監修, 山田寛訳『スガモ尋問調書』読売新聞社.)
- 櫻井悟史, 2013, 「死刑執行の歴史と理論——日本の死刑制度存廃論批判」立命館大学大学院先端総合学術研究科 2012 年度博士論文.
- , 2014, 「死刑制度合憲判決の社会的背景——戦争受刑者世話の会と刑罰と社会改良の会の動向を手がかりに」, 日本犯罪社会学会第 41 回大会, 京都産業大学.

被害者の有責性の概念に関する歴史的考察 ——被害者学の輸入期における精神医学者の活動に注目して——

岡村逸郎(筑波大学大学院/日本学術振興会)

1 はじめに

本報告の目的は、犯罪被害者支援に携わる精神医学者と法学者の交差がいかにして生じたのかを、被害者の有責性の概念に注目して明らかにすることである。

犯罪社会学ないし法社会学の領域においては、1990年代以降における犯罪被害者支援への関心の高まりを対象にした研究がなされてきた。これらの研究は、近年社会問題化している犯罪被害者支援に注目して、それを社会的な研究の対象として提示した点に意義がある。しかしここでは、犯罪被害者支援を学問的な側面において支えてきた研究者の活動が注目されてこなかった。

そこで本稿は、被害者学(victimology)という学問領域に着目する。被害者学を専門とする研究者たちは、犯罪被害者支援に関する運動や立法を、研究活動や当事者団体の結成、ならびに政策提言をとおして支えてきた。

有責性の概念は、かつて精神医学者と法学者が被害者を研究対象として確立するさいに、活用されたものだった。では、被害者の有責性の概念をとおした精神医学者と法学者の交差は、いかにして生じたのか。本報告は、それを明らかにする。

2 先行研究と分析視角

佐藤雅浩(2013)と大谷通高(2008, 2012)は、それぞれ精神医学的な言説と法学者の言説に注目して、犯罪被害者救済ないし犯罪被害者支援に注目した歴史的な分析を展開した。しかしそこで見落されているのは、犯罪被害者支援という概念が、精神科医と法学者いう2つの専門職集団が闘争ないし連携するなかで、歴史的に形成された側面である。

この側面を明らかにするために、報告者は、A. アボット(Abbott 1988)の専門職論に着想をえつつ、複数の専門職集団間のミクロの相互行為を歴史的に分析する視角に依拠する。

3 精神医学者の初期の議論と被害者学の輸入

精神医学者ではじめて被害者を研究の対象としたとされるのが、H. ヘンティヒである。日本の精神医学者でヘンティヒにはじめて言及したのが、吉益脩夫(1899-1974)である。

吉益は、犯罪学を「刑法學が價值概念と規範を設定するに必要な存在基礎の知識を提供するもの」としたうえで、刑法学と犯罪学が「獨立した姉妹科學

だとした。そのため吉益が力点をおいたのは、あくまで犯罪者を犯罪学的な見地にもとづいて分類することであり、そこでの被害者は、あくまで分類のための1指標として位置づけられていただけだった。

B. メンデルゾーンは、被害者を研究対象にする科学の確立を目指し、それを被害者学として提唱した。このメンデルゾーンに日本ではじめて注目したのが、精神医学者の中田修(1922-)だった。

中田は、「精神病者」ないし「精神病質者」の「感情的な側面」に、精神医学の領分を求めた。中田は、犯罪の責任をめぐる議論を「形而上学的問題」にとどめないために、社会的な知見を参照した。しかし、社会的決定論の発想においては、「行為者に責任を帰することはできない」とした。そのため中田は、法学の責任論と社会的決定論の間を縫うかたちで、刑事責任能力を精神医学的な見地にもとづいて考察することを課題にした。そこで中田が注目したのが、メンデルゾーンによって1956年に書かれた論文だった。

ここで注目すべきことは、中田がこの論文の抄訳において、現在は「有責性」と訳されることが通説になっている“culpability”を、「有罪性」と訳したことである。

4 精神医学者による被害者の「有罪性」の概念の展開

1958年11月14日に、「被害者学について」と題するシンポジウムが開催された。ここで中田は、従来の法学において、犯罪者と被害者が明確に確定できるものとされてきたことを批判した。そして、両者を「複雑な」関係として捉えることを主張した。そしてそのさいに、精神医学者の領分を、被害者を「精神的な要因」にもとづいて分類することに求めた。

中田は、被害者を分類するときに限っては、“culpability”を「有罪性」と訳した。従来の法学的な枠組みによっては捉え切れない幅をもった現象を分析するさいに、「有罪性」という、法学と異なる枠組みによって被害者を分類することが求められた。

「有罪性」にもとづく被害者の分類においては、法学の枠組みを越え出る「常識」が想定されており、そこに精神医学者の領分が求められた。

5 法学者による精神医学者の議論の受容——被害者の有責性の概念の形成

宮澤は、被害者学を犯罪学から独立した「科学」として確立するために、犯罪学と異なる原因論をとった。それは、被害者の属性や振る舞いが犯罪を誘発したと捉えるものだった。そして、被害者になりやすい人間をさまざまな指標にもとづいて分類することで、被害者学の固有の研究領域を切り開こうとした。

宮澤による事例検討は、第3節および第4節でみた精神医学者の議論を基盤として展開されたものだった。重要なことは、それが「有罪性」という精神医学者の言葉ではなく、「有責性」という法学元来の言葉にもとづいておこなわれたことである。そして、被害者を分類するさいに、精神医学者と同様に常識的な知識が援用されたことである。

有責性という法学上の概念にもとづいて被害者を分類するさいに活用された語彙は、「挑発」「落ち度」「虫がよい」といった、日常的にも頻繁に使われるものだった。その語彙にもとづいて展開されたのは、被害者に対する道徳的非難ともいえるものだった。

6 おわりに

本報告は、第3節および第4節で、被害者学が精神医学者によって輸入された過程をみた。そこでは、精神医学者の領分が、被害者を「有罪性」という常識的知識を含み込んだ概念のもとで分類することに求められたことをみた。一方で、第5節で、法学者が精神医学者の議論を基盤にしながらも、被害者の有責性の概念という法学独自の概念を、被害者に対する道徳的非難を含み込ませるかたちで形成した過程をみた。

この有責性の概念にもとづく被害者の分類法は、法学者たちによって、犯罪被害者を経済的に救済する課題のもとで活用されていった(岡村 2014)。一方でその分類法は、精神科医が法学者を批判するさいの資源にもされていった。すなわちその分類法は、犯罪被害者を精神的に援助・支援するさいには、被害者に2次被害を与えるものだとされていった(岡村 2015, 2016)。本報告でみた、被害者の有責性の概念をめぐる精神医学者と法学者の交差が生じた過程は、犯罪被害者支援をめぐる精神科医と法学者の間に争いが展開される過程の、歴史的な出発点だと位置づけることができる。

文献

Abbott, Andrew, 1988, *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*, Chicago and London: University of Chicago Press.

岡村逸郎, 2014, 「犯罪被害者救済の言説の地平は

いかにしてきりひらかれたのか——〈社会保険〉がつくりあげた, 大谷実の实践について」『年報社会学論集』27: 25-36.

———, 2015, 「犯罪被害者支援における『対等』な支援者 - 被害者関係の社会的構築——2次被害の概念を用いた被害者学者の活動に関する歴史的考察」『犯罪社会学研究』40: 87-99.

———, 2016, 「犯罪被害者支援に携わる精神科医の2つの『専門性』——精神的被害の管轄権とケアの非対称性に注目して」『福祉社会学研究』13: 132-53.

大谷通高, 2008, 「社会的な救済の対象としての『犯罪被害者』——60・70年代の日本の被害者学と補償論の考察から」『Core Ethics』4: 25-35.

———, 2012, 「犯罪被害者の法的救済についての歴史的考察——明治期の新派刑法学の思想的特徴から」『生存学研究センター報告』17: 150-74.

佐藤雅浩, 2013, 「近代日本における被害者像の転換」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 134-53.

協力雇用主における就労支援の作法 ——「就労＝立ち直り」言説の受容に注目して——

都島 梨紗（東亜大学）

1 報告の目的

本報告の目的は、犯罪・非行加害者の立ち直りを促す仕組みの1つである協力雇用主制度に着目し、協力雇用主に登録している事業主が、どのように「就労＝立ち直り」言説を受容しているのかを明らかにする。本報告では協力雇用主として登録している事業主2名に実施したインタビューデータを用いて上記の課題を明らかにし、制度の現状と課題を考察する。

法務省では平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」に取り組み、少年院や刑務所を出たあとの再犯防止対策に力を入れている。平成26年度には、「犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」といったスローガンのもと、「再犯防止につながる仕事の確保」と「再犯防止につながる社会での居場所づくり」が明確化された(法務省 Web ページ)。こうした背景のもと、犯罪・非行加害者を積極的に雇用する「協力雇用主」に関わる制度は、「身元保証制度」や「奨励金制度」などをはじめ、急速に充実化している。それは、「対象者が社会復帰を果たす上では、安定した職業に就くかどうかが特に重要」(法務省保護局更生保護振興課社会復帰支援室, 2014: 134)だと考えられていることによる。

犯罪者の立ち直りをめぐる先行研究においても、Sampson & Laub(1993)らに代表される機会構造論の立場において「就労」は立ち直りに有効だという知見が蓄積されている。一方で、Harding et al.(2014)が紹介する事例のように、職場でうまくいかず、矯正施設への再収容に至る可能性もある。加えて、若年労働市場の不安定化という現象も近年問題視されている。Furlong, & Cartmel (1997 = 2009)も示唆するように、犯罪歴などの社会的ステイグマを負った層の職業への移行は通常の若年層に増して「不安定」である可能性もある。したがって、犯罪・非行の加害者として社会的にレッテルを被った人々の雇用機会が、社会的にどのように確保され、定着化していくのかといった課題に目を向けることが極めて重要だといえる。

そこで、本報告では犯罪・非行加害者を積極的に雇用する「協力雇用主」に焦点を当てる。そして、犯罪・非行加害者が社会復帰する際の障壁と、協力雇用主によるサポートの実態について明らかにする。

2 方法

調査は、2015年冬から2016年春にかけて、X県において行った。報告者は、X県の保護観察所を通じて、聞き取り調査可能な協力雇用主を選定した。

その結果、Q地域とP地域で協力雇用主会を組織している雇用主2名にインタビューを行うことができた。Q地域のナガタさん、P地域のニシダさんともに建築関連業を営む事業主である。

また、以下には協力雇用主組織の状況について記述する。以下はナガタさんとニシダさんから得られた情報を元にしている。

X県の就労支援事業者機構は、平成21年から活動を始めたという。全国就労支援事業者機構と同様に、1種から4種の会員が存在する。このうち、協力雇用主は3種会員に所属し、就労支援機構からの補助を受けて協力雇用主会の活動をしている。Q地域の協力雇用主会は、平成19年12月から発足し、前会長はX県の就労支援機構の設立に携わったという。X県において、協力雇用主会を組織している地域は全部で17地域あるという。また、X県は自動車産業が繁栄しているという労働市場上の特性を持つ。したがって、県内の民間企業は中小企業でも、比較的活力のある企業が占めている状況だということだった。

Q地域の協力雇用主会にはインタビュー時点で21社の登録があり、うち16社が建築関連業という状況であった。また、P地域は31社の登録があり、うち17社が建築関連業という状況であった。

3 知見

3.1 雇用の作法

ここでは、3つの雇用の作法を取り上げた。1つ目は、協力雇用主が保護観察対象者を積極的に雇用する論理の作法である。インタビューで得られた語りを踏まえると、協力雇用主は、保護観察対象者を刑務所や少年院に収容させるということに伴うコストに問題意識を持っていた。そのため、保護観察対象者を積極的に雇用するのである。

2つ目は、対象者を雇用し、労働させる以前に、住まいの提供や日用品の工面などの準備を支援しているという作法である。こうしたサポートは対象者の「劣悪な家庭環境」という背景要因に支えられ実施されていた。

3つ目は、対象者の前歴は基本的に問わないという作法である。対象者の前歴を問うかどうか、協力雇用主としての資質に関わるとし、協力雇用主としての登録の選定基準とするという語りも見られた。ただし、性犯罪・殺人・薬物の常習使用者については、前歴を問い、雇用を受け入れないという語りもあった。

3.2 「就労＝立ち直り」を支えるライフイベント

協力雇用主は自らが対象者を雇用し、職業訓練等を実施することで対象者が「立ち直る」とは解釈していなかった。協力雇用主は、「就労＝立ち直り」言説については、条件付きで支持していた。

まず、1つ目の条件として「仕事を続ける理由があるかどうか」を挙げていた。協力雇用主によって語られたのは、パートナーの形成、結婚、子供の誕生といったライフイベントが、いわゆる「変わる」きっかけになるという内容である。また、車や飲酒、夜遊びなどといった、金銭を消費する趣味嗜好を持っていることも、就労を継続するには重要だという。

2つ目の条件として、「非行下位文化」や「交友関係」を挙げていた。上下関係のはっきりした非行下位文化に所属していた対象者は、職場にスムーズに移行できるという語りを得られた。一方で、対象者が年齢を重ねるにつれ、周囲の仲間との差異が生まれ、逸脱的な仲間と巻き込まれるケースについても語られている。

以上を踏まえると、協力雇用主は「就労＝立ち直り」言説のみを受容して支援を実践しているのではなく、対象者の個別の社会的条件を重視し、言説とは一定の距離を保ちながら、支援を実践しているといえる。

4 考察

本報告を通して協力雇用主に実施したインタビューをもとに、協力雇用主の雇用の作法、「就労＝立ち直り」言説の受け止め方などを取り上げた。その結果、協力雇用主がどのようなモチベーションで保護観察対象者に携わり、支援を実践しているのかということが明らかになった。

まず、協力雇用主は保護観察対象者を刑務所や少年院に収容させるというコストに問題意識を持ち、彼らを雇用することで社会貢献を行っている、という意識で協力雇用主を実践しているということがわかった。そのうえで、彼らは一部の犯罪を除いて前歴を問わず雇用し、場合によっては住まいや日用品の手配も行っていることがわかった。

次に、協力雇用主として保護観察対象者を受け入れ、就労させるものの、仕事のみでは彼らを「立ち直り」にまで駆り立てることが困難であるということがわかった。協力雇用主は、対象者が仕事に専念し、再犯をしなくなるためには、パートナーの形成や結婚、子どもの誕生などのライフイベントが必要だと語る。あるいは、いい車を買う、いいお酒を飲むなどといった金銭を消費する趣味嗜好が必要だと語る。また、場合によって非行下位文化を利用したり、避けたりしながら対象者を雇用し続けるといった語りも見られた。

そして、協力雇用主として対象者の雇用活動を行っていたとしても、あらゆる対象者を「就労＝立ち直り」言説に結びつけて解釈していたわけではなかった。例えば高齢の対象者や障害を持った対象者、非行の進んだ対象者については、「就労＝立ち直り」

言説を必ずしも支持しないような語りも得られている。

以上を踏まえると、協力雇用主制度は、それ単体で効果を持つものでは決してない。対象者のライフイベントの変化や、過去にどのような仲間集団にコミットしてきたのか、といった個別の条件が複雑に関わり合っているといえる。したがって、協力雇用主を通じた雇用と再犯抑止の効果は、一枚岩で判断できるものではない。ただし、だからといって協力雇用主制度が不要だということを本報告で結論付けたいのではない。

本報告において重視したい点は、協力雇用主が「仕事」に関わることで、つまり職業的訓練の枠を超えて対象者のサポートを実施しているという点である。例えば、本報告では協力雇用主の「仕事」の枠を超えたサポートの事例として、対象者が労働を開始する前に協力雇用主が住まいや日用品を工面したり、対象者が仲間集団から離脱したいと思っているときに相談に乗ったりなどが得られている。こうした支援があるからこそ、「就労＝立ち直り」言説が支持されうるともいえるだろう。今後、さらなる経験的研究を重ねることで、協力雇用主の「仕事」の範疇を超えたサポートを取り出す必要があるといえる。そうすることで、はじめて協力雇用主制度の効果についての議論の場が開かれると考える。

文献

- Furlong, A and Cartmel, F, 1997, *Young People and Social Change*, Second edition, (=2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚真樹・丸井妙子訳『若者と社会変容 リスク社会を生きる』大月書店)
- Harding, D, Jessica W, Cheyney D, and Jeffrey M. 2014. "Making Ends Meet After Prison." *Journal of Policy Analysis and Management* Vol.33(2), pp.440-470.
- 法務省保護局更生保護振興課社会復帰支援室, 2014 「解説 更生保護と協力雇用主・就労支援事業者機構」, 認定 NPO 法人全国就労支援事業者機構, 2014『協力雇用主活動事例集「更生に寄り添う喜び」: 134-139.
- 法務省 Web ページ, 2014「宣言: 犯罪に戻らない・戻さない—立ち直りをみんなで支える明るい社会へ—」
- (http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouse/hisho_04_00026.html, 最終アクセス日, 2016.10.15).
- Sampson, R. J. and Laub, J. H. ,1993, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life.* : Harvard University Press.

非行少年の〈変容の物語〉の継続／改訂における更生保護施設の役割

－ 「語る主体への介入」から「物語環境の調整」へ向けて

○仲野由佳理(日本学術振興会特別研究員)

1 目的

本報告の目的は、更生保護施設に入所している少年院出院者の語り方、〈変容の物語〉の継続／改訂における更生保護施設の役割を検討することである。

少年院における矯正教育の特徴は、「少年の自己否定という自己形象を解体し自己物語を再生すること」であるという(田中 2008)。この観点からいえば、「少年院を出院した少年」とは、「自己物語の再生(再構成)という過程を経た者」と捉えられる。

この再生された自己物語は、出院後の生活でどのような事態に直面するのだろうか。自らの非行からの立ち直りを語った才門(2015)によれば、出院という環境の変化が、「矯正教育上の望ましさを内在した語り」(＝〈変容の物語〉)の維持を困難にする可能性を指摘できるという。つまり、矯正教育を経て再構成された〈変容の物語〉は自動的に維持されるようなものではなく、環境の変化によって変わりゆくものだと位置付けることができる。

本稿では、施設内処遇から社会内処遇への移行において、中間施設としての役割を担う更生保護施設に在在する少年の語りにも注目する。仲野(2015a、2015b)は、少年院のSSTで生じる「葛藤」を例に、更生に向けて身につけるスキルと、将来的に予想される危機場面に適切にリンクさせることの難しさを指摘する。矯正教育で身につけたスキルや知識と、社会復帰後に起こる危機場面で必要なスキルや知識の齟齬は、環境が持つ複雑な文脈によって、対処法の難易度が過度に上がってしまうという背景にも起因する。この時、中間施設として少年の更生／立ち直りを支援する更生保護施設はどのような役割を果たしうるのだろうか。

2. “少年院から更生保護施設への移行”と〈変容の物語〉

更生保護施設は、矯正施設と社会の中間に位置しており、社会へのソフトランディングという観点から、その役割に期待が寄せられている。更生保護法一部改正(平成6年)、更生保護事業法制定(平成7年)によるハード面(施設設備・法整備)の充実強化が行われ、それ以降、様々な政策が打ち出されている。ここからは、百瀬(2015)が指摘するように、帰住先としての保護者との関係調整、早期の自立を試みる際に直面する若年者の就労をめぐる問題など、少年に特有の課題を踏まえた支援が行われる必要性がうかがえる。

さて、すでに述べてきたように、本報告が“少年院から更生保護施設(≒社会)への移行”において注目するのは、矯正教育を経て構成された〈変容の語り〉である。ここでの「変容」は、都島(2013)のような“真の変容／偽装された変容(＝本当は変わっていない)”という本質主義的な変容観ではなく、物語論の立場に立った動的概念としての「変容」である。アイデンティティを他者との対話によって育まれるという「物語的アイデンティティ」として捉えれば、自己とは対話を通して「変形され、更新されていく」(野口 2002: 48)ものと言える。この自己を表出する上での〈変容の物語〉も、日々新たな経験や解釈を取り込みながら変形・更新されていると言える。この時、語られた物語の真偽を検討するのではなく、それらを「連続した変容の過程」と捉えて分析を試みたい。

3. 調査の概要

本調査は「少年の社会復帰に関する研究会」(代表:駒澤大学伊藤茂樹)の一環として実施した。2014年11月からA更生保護施設(以下、A施設)にて職員へのインタビュー調査及び入所少年(2号観察対象者)への継続的なインタビュー調査を行なっている(現在も継続中)。本報告は、在所中にインタビューを行ったAからHまでの8名の女子少年の語りから検討する。インタビューは、インタビュー協力者である少年1名に対して、調査者1～2名で行った。初回に調査の趣旨を説明して同意書を交わしている。インタビューの様子はICレコーダーに録音し、録音した音声を文字起こしして分析に使用した。なお、インタビューを複数回行った協力者もいる。

インタビューの協力を得たのは、少年院を出院して入所した女子少年である。インタビュー協力者は、家族関係に問題を抱え、虐待や家庭内暴力の経験や福祉施設での生活経験のある少年や、出産経験を持ち乳児院に子どもを預けている少年も含まれる。それぞれが社会的養護や支援を必要とする状況の中で、自立可能な職を得て自立資金を貯めて退所することを目指して寮生活を送る。

4. 事例

4. 1 矯正教育を通して高めた意欲・身につけたスキルと社会の不確定性

少年へのインタビューでは、出院後の生活で気づいた、矯正教育が目指す「理想」と帰住した環境で

の「現実」の差が語られた。例えば、「仲間からの誘いを断る」ことに関して学んだ「望ましい行動」をめぐる葛藤である。様々な処遇プログラムや面接を通して望ましい行動選択を学んだが、実際の場面ではうまくできなかったという語りである。F は「仲間からの誘い」が「家族に近い関係のものからの誘い」という、より高度な対処スキルを必要とする場面に直面し、その当時の対処について「ダメだっかわかっていても、やっちゃうとか、断れなかったりとか」と語った。

また、矯正教育によって高められた意欲が、(少年にとって) 予想外の出来事によって減退することもある。例えば、C は入所直後のインタビューで、少年院での教官との信頼関係や、それを通して生活への意欲が高まったこと、希望する職種も明確であると語り、社会生活に向けての意欲を語っていた。しかし、一ヶ月後のインタビューでは「ストレスが溜まりすぎて」など生活の低迷をうかがわせた。その理由として「仕事がない」をあげ、そのことが生活の中での「焦り」につながっている様子がうかがえた。また、G も安定した職が見つからなかった時期は「少年院に戻るんやったら戻ってもいい」と自暴自棄になりかけていたと語る。更生保護施設に入所する少年にとって、自立への第一歩である「就労」は大きな意味を持つ。一方で、「就労」の成否を少年や支援者がコントロールすることは難しい。C や G のように望んだように就労に結びつかないという経験は、ネガティブな経験として＜変容の物語＞に影響すると考えられる。

4. 2 「環境」ではなく「解釈」に介入する職員 の支援

では、こうした「差」について、更生保護施設ではどのような支援を行なっているのだろうか。少年の語り方は、職員が「環境」ではなく「解釈」に対する介入を試みた様子が見て取れる。例えば、A は職場で頻発するトラブルに対し、それが自分のせいではないかと悩んでいたが、その状況をめぐる語りには職員が「巻き込まれ」というテーマを提供したことで、「トラブル」を客観的に捉えるよう見方が変わったという。つまり、「いつもトラブルを起こしてしまう私」という語りから、「いつもトラブルに巻き込まれる私」へと変化したのである。このことは、「巻き込まれ」が自分に及ぼした影響への気づき(「すごいショックだった」)につながり、職場で認められた自身の努力を素直に評価する気持ちを引き出していた。社会生活を自らの努力によって堅実に積み重ねているという経験として、＜変容の物語＞をポジティブなものにしたと考えられる。G も同様に、初めての給与に「G の努力の成果」を読み取る職員の姿

や、保護者へのアクションに対する「期待通りではない結果」に対する職員の解釈を通して、前向きな気持ちを取り戻したなどのエピソードを語った。こうした職員による、日々の解釈をめぐる支援によって、矯正教育を経て構成された＜変容の物語＞がネガティブな方向へ向けて改訂され続けることを防ぐのではないかと考えられる。それは社会内で新たな経験を積む少年の、さらなる変容を物語の要素として取り込みながら、ポジティブな方向へ向けて継続／改訂する作業でもあったと考えられる。

5. 「語る個人への介入」から「物語環境の調整」へ 向けて

更生保護施設に入所した出院少年の社会復帰は、帰住環境をめぐる問題など多くの困難が予想される。まして、それが女子少年であれば、自立可能な経済的基盤を得る／経済的基盤の得られる職に就くことは容易ではない。それゆえ、矯正教育を経て構成される＜変容の物語＞は、それを「望ましい」水準に高めれば高めるほど、社会復帰後の受け入れ状況・環境によっては「望ましさととの差」が増大し、ネガティブな方向へと改訂されていくリスクが逆説的に生じる可能性を有する。これに対して、仲野(2016)が保護観察官の支援の技術にみたように、更生支援の実践としては「目標の再設定」という方法で、出院後に“＜変容の物語＞の改訂”が行われてきたと考えるべきだろう。加えて、更生保護施設では、(生じた問題への直接介入ではなく) こうした＜変容の物語＞の改訂や、特定の＜変容の物語＞の維持に対する支援がリアルタイムで行われており、それらは上記4. 2で示したような「問題をめぐる語り」への介入」という形式で現れているのだと考えられる。

以上を踏まえれば、本報告が設定した「＜変容の物語＞の継続／改訂における更生保護施設の役割を明らかにする」という目的に対しては、少年をめぐる物語環境の調整という点において、更生保護施設での生活や施設職員との相互作用が重要な役割を果たしているといえることができるだろう。

文献

- 仲野由佳理、2016、「教育的行為としての更生支援活動- 非行少年の社会復帰支援と保護観察官(2) -」日本犯罪社会学会第42回大会、当日発表原稿。
- 田中智志、2008、「自律性と更生- 何が自己否定を生み出すのか?」『臨床教育人間学3 生きること』臨床人間教育学会編、東信堂、pp. 43-67。
- 都島梨紗、2013「少年院における非行少年の変容- 少年院教育と非行仲間との連続性着目して」『教育社会学研究』92、pp. 175-195。

問題行動に対する学校教育機関の対応と意識

——意識調査の結果から——

○柴田 守（長崎総合科学大学）

岩井宜子（専修大学名誉教授）

1 はじめに

本報告は、報告者らが学校教育機関に所属する教員等を対象に行った「児童・生徒の問題行動への対応や指導に関する意識調査[予備調査]」の結果から、学校教員等が抱える悩みや必要とする支援の内容などについて分析するものである。

学校教育機関における問題行動については、学校内における暴力行為（校内暴力）やいじめ自体は、ここ10年間、学校教育機関が認知している限りにおいて増えているにも関わらず、事件化があまりなされないという現状がある。たとえば、学校内における暴力行為（校内暴力）の発生件数や暴力行為発生率（1,000人当たりの暴力行為発生件数）は、ここ10年間に限って見ても大幅に上昇しているにも関わらず、校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、（ごく僅かな上昇は見られるものの）その上昇率ははるかに低い。また、いじめについても同様で、いじめの発生件数や認知（発生）率の推移（1,000人当たりの認知件数）は、①一般的な傾向として、その認知（発生）件数が社会問題となった時期に急増して（ピークとなり）、その翌年には大幅に低下するという傾向があること、②いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日法律第71号）により、いじめの定義が変更されたことなどに留意した上でここ10年間に限って見ても、大幅に上昇しているにも関わらず、他方で、いじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員については、その上昇率ははるかに低く、平成27年は従来の水準に戻っている。

もちろん、通告して事件化することがすべてではないが、だが時には、学校教育機関での対応の限界を見定めて通告することも必要である。大切なのは、学校教育機関で担いようことの限界を見定めて、重大な事態に至る前に関係機関が福祉的あるいは司法的に介入（保護）していくことであり、また他方で、このような現状に直面している学校教育機関に対して、関係機関が問題行動に対する生徒指導の方法の提案や助言などの援助をしていくことであろう。

報告者らは、このような在り方を模索する上で、学校教育機関や現場の教員等が実際に抱える悩みや必要とする支援の内容などに関する一定の傾向を知る必要があると考え、上記の意識調査を実施した。本調査の前段階として行った上記の意識調査の結果から、一定の傾向が見えてきたので、今回、当学会において報告する次第である。

2 方法

(1) 対象

上記の意識調査は、長崎県長崎市内の市立中学校3校に所属する教員等（72名）を対象に実施した。

(2) 意識調査票の作成

意識調査票は、報告者らが教育に関する各種の意識調査を参照した上で独自に作成した。調査項目は、属性に関するもの（4問）、問題行動の質に関するもの（2問）、問題行動等への対応や指導に関するもの（3問）、関係機関との連携に関するもの（2問）により構成している。

(3) 分析

データの分析は、IBM SPSS Statistics 24を用いて行った。

3 結果

(1) 問題行動の性質

問題行動については、特にいじめや生徒間暴力に関する対応困難な事案が増加していると回答している。これは、個人的対応はもとより、組織的対応においても、そのような傾向が高まっていることが明らかになった（図1）。

その理由については、3人中2人が「児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなっているから」としており、約2人中1人が「問題行動が複雑化または高度化しているから」（47.2%）、「問題行動の原因が主として家庭にあると思うから」（45.3%）と回答した。「その他」（20.8%）の半数ぐらいから上がってきたのは、携帯やスマートフォンによるSNS等でのトラブルであり、学校教育機関による把握や対応の限界を指摘するものであった。

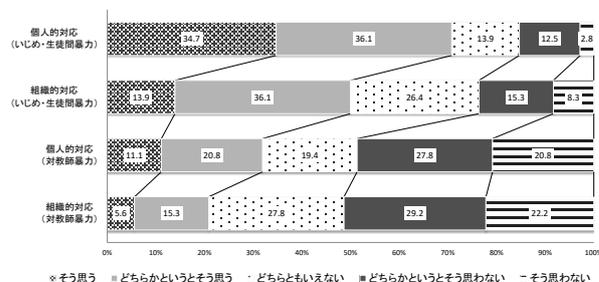


図1 対応困難な事例の増加

(2) 問題行動等への対応や指導

問題行動等への対応や指導については、4人中3人が日常業務の負担増加による困難性を挙げており、また、3人中2人が保護者の対応や連携の困難性を

挙げている（図 2-1）。

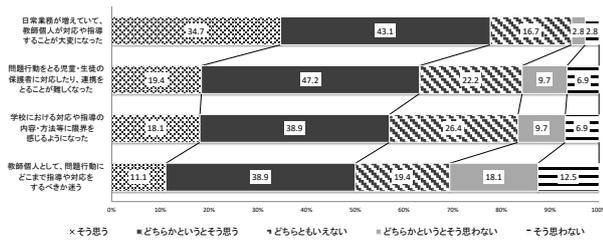


図 2-1 問題行動等への対応や指導(1)

また、問題行動等への対応や指導については、ほとんどの教員等がスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）とできる限り連携して行った方がよいと回答しており（図 2-2）、SC や SSW を含めたチームとしての対応に関する意識が根つきつつあることが伺える。また、4 人中 3 人ができる限り関係機関と連携して行った方がよいと回答しており、関係機関との連携も視野入れた解決（改善）を模索する傾向も伺える。

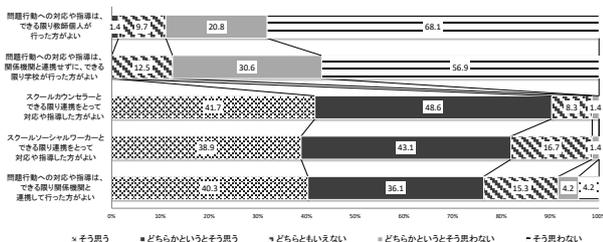


図 2-2 問題行動等への対応や指導(2)

関係機関との連携を模索する理由については、10 人中 9 人が関係機関からの助言や対応の有効性を挙げている。また、5 人中 4 人が学校教育機関だけでの解決（改善）に限界を感じていることが明らかになった（図 3）。これは、生徒指導に対する助言等を期待するとともに、関係機関による介入（保護）の要否に関する助言等も期待したものと推察される。

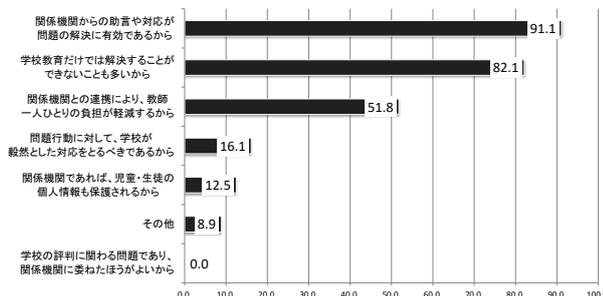


図 3 関係機関との連携の理由

連携する関係機関について「好ましい」「どちらかというと思う」と回答したのは、「児童相談所」（90.1%）が最も高く、次いで、「医療機関」（85.9%）、「スクールサポーター」（85.9%）、「少年センター」（83.1%）、「福祉事務所」（82.9%）、「少年サポートセンター」（82.0%）であった。長崎県では、行動や興味などに特異性が見られる場合には、「保健所」や「医療機関」等につなぐよう県教育委員会がマニユ

アルで指導しているが、今回の調査結果において、「医療機関」に対する期待は高い一方で、「保健所」に対する期待は比較的低い傾向が示された。

法務少年支援センター（少年鑑別所）の地域援助業務については、5 人中 3 人が「知らない」・「あまり知らない」と回答しているが、連携に向けた期待は高まりつつあることが示された。

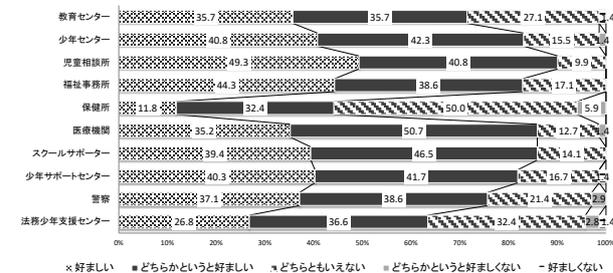


図 4 連携する関係機関

4 おわりに

上記の意識調査においては、予備調査という性質柄、たとえば必要とする支援の具体的な内容や連携をとる上での困難性などについて十分に調査することができなかった。これらについては本調査を実施する上での課題としたい。

本報告は、公益財団法人日工組社会安全研究財団 2016 年度一般研究助成「要保護性のある問題行動の児童生徒を発見・通告するための学校教育機関を基盤にした多機関連携システムに関する研究」(研究代表者：柴田守) の成果の一部である。

〔謝辞〕 上記の意識調査にご協力いただきました長崎市教育委員会及び長崎県長崎市内の市立中学校 3 校には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

文献

柴田守, 2015, 「平成 27 年版犯罪白書のルーティン部分を読んで」『罪と罰』53(1): 17-35.
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2015, 「平成 26 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」: 7.
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2015, 「平成 26 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』における『いじめ』に関する調査結果について」: 4.
 柴田守, 2016, 「少年司法機関と学校教育機関の連携強化に向けてー長崎から新たな多機関連携のあり方を考えるー」『罪と罰』53(3): 34-44.
 柴田守, 2017(予定), 「少年鑑別所の地域援助業務への期待ー児童生徒の問題行動に対応する学校教育機関を援助するための多機関連携へー」『法学新報』123(9・10): 頁数未定.

1 はじめに

本報告では、台湾の少年補導活動において、ソーシャルワーカーがいかに少年の逸脱行動を解釈したうえで援助を展開しているのかを考察する。

台湾では、1997年に「新少年事件処理法」が施行された。新少年事件処理法は、旧法に明文化されていなかった「少年の健全な自己成長を保障すること」を目的としている。またこの法律は、少年の非行事実の裁定よりも、少年の性格の矯正や環境の調整などに重きを置いているため、ソーシャルワーカーの役割が重要だと見なされている。対象となるのは「触法少年」と「虞犯少年」であるが、新少年事件処理法の保護主義の精神からすれば、とくに後者の虞犯少年をどう取り扱うべきかという点は、きわめて重要な問題であると見なされている。

ただし、ここで確認しておく必要があるのは、2009年の「大法官第664条憲法解釈」の公布についてである。大法官第664条憲法解釈によると、少年の健全な自己成長を保障するために、たとえば不登校または家出という虞犯事由を認定すること自体は憲法違反ではないが、それによって少年たちを少年院に送致するとすれば、少年の人権を侵害する恐れがある。つまり大法官第664条憲法解釈とは、新少年事件処理法の保護主義の行き過ぎに対する歯止めであると考えられる。

もちろん台湾の研究者や実務関係者の中には、この大法官憲法解釈に対して異を唱える者も少なくない。たとえば法学者である李茂生によれば、問題は少年個々人の「虞犯性」なのであり、それは実証科学的知識によって行われるべきものである。そのため法の観点のみから虞犯について議論することは、少年事件処理法第一条の目的にも反すると述べる

(李 2009; 34-35)。また実務に携わる少年裁判官の蔡坤湖も、少年非行問題においては、不登校または家出少年と触法少年を本質的に区別しているわけではないと言う。彼らは同じく家庭や学校で問題を抱える少年であり、その問題の現れ方が異なっているだけであるとの立場から、大法官憲法解釈に反論している(蔡 2010)。

このように、今日の台湾の少年補導活動は、新少年事件処理法の施行による〈保護主義の強化〉の方向性と、大法官憲法解釈の公布による〈保護主義の抑制〉の方向性との狭間に置かれている。では、台

湾の少年補導活動をめぐるこの2つの方向性を踏まえたとき、上で見たような虞犯少年全体の右肩がりの推移は、一体何を物語っているのだろうか。本報告では、実務に携わるソーシャルワーカーが作成した少年補導記録表を分析の素材として、以上の問いを明らかにしていく。

2 先行研究

少年補導活動において、ソーシャルワーカーは少年の性格や環境状況などを手がかりとしながら、少年個々人に相応しい援助の方針を立てていく。そのため、ソーシャルワーカーには、少年がいかなる人物であり、どのような問題を抱えているのかについて解釈したうえで、柔軟に対応していくことが求められている。また少年補導委員会のソーシャルワーカーは、少年の問題を解決して健全育成を図ることによって、非行の防止や秩序の維持についても責任が求められている。

この点については、宝月誠による警察官の「裁量」についての研究が参考になるだろう。宝月は、警察官の日々の統制活動に見出される裁量を分析している。裁量とは、「警察官が彼らの職務を遂行するのに際して、彼らを拘束している刑事手続きの規則から相対的に自由な意思決定を行なうこと」を意味する。警察官は自らの裁量を用いて物事を判断する際に、一定の解釈過程を経てから意思決定を行なう。そして、この過程を嚮導するのが「解釈ルール」である。解釈ルールという概念は、「統制者の経験から生まれたもの」を意味する。たとえば少年犯を処遇する際には、保護主義の原則から、少年個々人の性格が重要な対象となる。そのため、非行少年を取り扱う警察官の活動においては、個別的な性格の評価にもとづく裁量が増大する傾向が見られる。このように少年犯に対応する警察官の裁量は、日々の経験から生まれた解釈ルールによって支えられており、それは個々の場面の秩序を維持することにも貢献しているのである(宝月 1979:125-152, 1990:134-177)。

本報告では以上の知見を参考にして、少年との面談において、ソーシャルワーカーはそのつどいかにして少年の抱える問題を解釈し、裁量を発揮しているのかを見ていく。そのうえで、台湾の虞犯少年の推移が、ソーシャルワーカーの裁量にもとづく解釈

実践と、どのような関係にあるのかを考察する。

3 分析資料と事例の概要

(1) 研究資料の紹介

台湾では、少年の非行に対して、政府機関として全国に設置された少年輔導委員会が相談を受けて対応している。本報告が分析に用いる輔導記録表は、まずソーシャルワーカーが少年輔導の実務内容を記載し、その後に監督機関（〇〇市政府少年輔導委員会）へ提出するものである。また、本報告で使用する輔導記録表、5年以上の実務経験を持つソーシャルワーカーが作成したものである（なお輔導記録表は、筑波大学から少年輔導委員会に依頼書を送付し、少年輔導委員会の許可を得て取得した。少年の個人情報ないし事件の詳細については触れないことにする）。

(2) 事例の基本情報と経過について

本報告が対象とするのは、少年Cの事例である。Cが13歳時（2008年）に輔導が開始されてから18歳（2013年）に至るまでのおよそ5年間で、120回の面談が行われた。

4 ソーシャルワーカーの解釈から見るアセスメント過程

本報告では、Cが（1）学習支援学校を利用する前（2）学習支援学校の利用から虞犯送致されるまで（3）虞犯少年としての送致、の三つの段階に分けて、輔導記録表の分析を行った。

輔導記録表において、ソーシャルワーカーはまずCの不登校の問題に注目し、学習支援学校との連携を提案した。その際、支援学校に在籍する他の不良少年との交友がCに悪影響を及ぼすかもしれないという点は、Cの性格傾向に言及されながら、問題ないものと見られていた。しかしその後もCの不登校問題は改善されず、ついにCは虞犯少年として認定され、少年院送致されるに至った。

5 おわりに

本報告では、台湾の少年輔導活動において、ソーシャルワーカーがいかに非行少年の逸脱行動を解釈し、援助を展開しているのかを検討した。

少年輔導活動に携わるソーシャルワーカーたちは、大法官憲法解釈による〈保護主義の抑制〉に直面している。彼らは、あくまでも少年に対する保護主義を貫徹させるために、過去のアセスメントでは問題ないものと見ていたCの行動（不良少年との交友）をあらためて問題行動として再解釈し、虞犯事由の中心に据えることによって、少年院送致決定を実現したのである。ソーシャルワーカーによる1つひとつの解釈実践は、たしかに保護主義という専門職規範に支えられている。しかし同時に、彼らがそのつ

ど不断に行っている実践こそが、保護主義とは何であるのかということを支えているとも言えるのである。

したがって、台湾における虞犯少年の右肩上がりの推移も、この点から考察する必要がある。虞犯少年の増加は、単に犯罪のおそれがある少年たちが実態として増えていることを意味するわけではない。また、新少年事件処理法の保護主義理念によって説明づけるだけでも不十分である。むしろ、少年の問題をどうにか解決して健全育成を実現するために、ソーシャルワーカーたちはそのつど合理的な裁量をはたらかせ、少年に認められる不登校や家出問題「以外」の事由を高く見積もるようになった。その結果、このような傾向が導かれているのではないだろうか。虞犯少年の増加を危惧したり、専門家による権力支配を外在的に批判するだけではなく、逸脱現象を成り立たせている個々の解釈実践を経験的に分析していくことが、重要となるだろう。

謝辞

輔導記録表を提供してくださった少年輔導委員会にあらためて御礼申し上げます。

文献

- 宝月誠，1990「レイベリングと裁量」『逸脱論の研究』株式会社恒星社厚生閣。
- 大村英昭，宝月誠，1979『逸脱の社会学—烙印の構図とアノミー』新曜社。
- 李茂生，2009，「台湾における少年司法と矯正制度に関する試み」『矯正講座』29：91-10。
- 蔡坤湖，2010，「禁錮少年的不是高牆，而是你我的眼睛！--釋字第六六四號評析」『月旦法學』176：160-170。
- 法務部保護司，2014『犯罪狀況及其分析』法務部。

1 目的

本報告の目的は、1921年の共産党結成から1953年の廃娼運動成功にかけて、売買春問題の文脈で用いられた「雛妓^{すうぎ}」（または童妓）というカテゴリーが、いかにして今日の「幼女」というカテゴリーへと収斂していったのかを明らかにすることである。本報告では、以上の問いを、中国共産党による廃娼運動の歴史的展開を読み説くことを通して明らかにする。なお「幼女」とは、強姦や売買春行為などに関する法的文脈においてのみ用いられ、日常的にはほとんど使用されていない表現である。ゆえに本研究も「幼女」を、法的文脈の中で性的侵害の対象とみなされる「14歳未満の女」として捉える。

2 問題の所在

従来、売買春問題に関する議論は、事実上の人もしくは構築物である「人を示すカテゴリー」に焦点を当ててきた。たとえば成人による売買春問題は、自由意志・自己決定、性の商品化、セックスワーク論などの文脈で議論されるが、そこでは〈成人女性〉というカテゴリーが議論の対象となっている。また児童による売買春問題の場合には、「性的虐待・性的搾取」（法的一般論）などの文脈において、〈子ども〉や〈被害者〉などのカテゴリーが使用される。さらに今日では、援助交際問題が社会問題の1つとして広く認知されるようになった。そこでは「〈女子高生〉の自己決定」の問題、法社

会学における「子ども観」の問題、犯罪社会学における「〈被害者〉のレトリック化」問題など、様々な議論が展開されている。それらの議論も、事実上の人もしくは構築物である「人を示すカテゴリー」に注目している。

山本功（2014）は、今日の「〈少女売春〉を議論すること」に対し、「少女売春」論者が用いたカテゴリーの間に存在している差異の最大化／最小化という仮説のもとで、「売春する者／売春しない者」という軸と、赤川学（1996）が「有害コミック」問題を論じる際に提示した「大人／子供」との二つの軸を用いて、「少女売春」に関する4類型を析出した。山本は、現在の「少女売春」をめぐる理論の図式と、それを論じるとき論者の着目点の多元性を明らかにしている。しかしその一方で、「少女」をめぐる語り口が、歴史的背景の中でいかにして用意されてきたのかについては明らかにしていない。

そこで本報告は中国社会を対象に、「幼女」というカテゴリーが、いかにして今日の〈売春する女〉もしくは〈子ども〉を表象するようになったのかを、歴史的分析を通して明らかにしていく。

3 方法

本報告は、歴史的プロセスを使い、中国共産党が結成した当初から行っていた「廃娼運動」の軸にしたがって、「幼女」という表象における内実の変化を把握する。

本報告では、主に、共産主義者の廃娼を提唱した文章、共産党政権が公布した政策文、法律文章を一次資料として使用する。

4 考察

本報告では、1921年の共産党結成から1953年の廃娼運動成功にかけて、売買春問題の文脈で用いられた「雛妓^{すうぎ}」(または童妓)というカテゴリーが、いかにして今日の「幼女」というカテゴリーへと収斂していったのかを検討した。

分析を通して、次のことが明らかになった。まず、1953年に廃娼政策が成功に至るまで、共産党が行った廃娼運動は、「男女平等理念」を土台にしていた。共産党のいう「男女平等理念」は、従来のフェミニズム思想のもとに、女性の解放を全面的に呼びかける男女平等理念に加え、封建遺制の排除や国家の建設・近代化、国民の健康などの意識のもとに、中国社会を整えようとする意味も含まれている。このような「男女平等理念」のもとでは、年齢にかかわらず、成熟した娼婦だけではなく若い雛妓も「優秀な国民」に「改造」された。

また売買春以外の性的侵害の場合、「14歳未満の女」には「幼女」カテゴリーが付与され、「児童」ないし「祖国の次世代」として「雛妓」と別の文脈において保護された。

だが1953年に廃娼運動が成功をおさめ、「雛妓」という言説資源も使われなくなったために、「幼女」カテゴリーの中にこれまで「雛妓」と見なされてきた女たちも包摂された。したがって「幼女」カテゴリーは、女性の自律を支える「男女平等理念」と、パターンリズムを支える「児童保護理念」

とが融合したものであると考えられる。

「幼女」が包摂したこの2つの理念は、時間を経ても、中国共産党が売買春問題に取り組む際の^{いしずえ}礎となっている。今日でもなお、中国社会が直面する幼女買春問題の対象である「幼女」は、「児童保護理念」にもとづいて論じられる一方、「男女平等理念」にもとづいても論じられている。「幼女」をめぐる法言説の揺れ動きは、このような〈子ども〉と〈売春する女〉という説明図式が併存していることに由来するのではないだろうか。

文献

- 山本功, 1998, 「「援助交際」の語り方—逸脱創出言説における「子ども」と「性」, 中央大学文学部『紀要』174 (社会学科第8号):89-110
- , 2014, 『逸脱と社会問題の構築』学陽書房
- 赤川学, 1996, 「差異をめぐる闘争——近代・子ども・ポルノグラフィ—」中河伸俊, 永井良和編『子どもというレトリック』青弓社

「子どもの被害防止ツールキット」を活用した 持続可能な多機関連携のしくみづくりの試み

原田 豊（科学警察研究所）

1 目的

事件や事故の被害から子どもを守るため、関係者の連携した取り組みが必要であるとの指摘がなされて久しい。本報告では、こうした取り組みを効果的で持続可能なものとするため、報告者が開発した「子どもの被害防止ツールキット」を活用することを提案する。

具体的には、平成 27 年度から実施中の文部科学省の「実践的安全教育総合支援事業」のモデル校での取り組み事例を踏まえ、学校現場などでも実行・維持の可能な安全点検の手法を提示し、学校関係者・警察・行政などの諸機関および保護者・地域ボランティアなどの中での共通理解の形成・合意に基づく役割分担などを進める方策と課題について検討する。

2 方法

われわれの取り組みの方法は、2 つに大別される。1 つは「子どもの被害防止ツールキット」の開発であり、もう 1 つは、それを用いて実施した文部科学省のモデル事業の参与観察である。その概要は以下のとおりである。

(1) 「子どもの被害防止ツールキット」の開発

本研究で開発した「子どもの被害防止ツールキット」は、「危険なできごとカルテ」・『聞き書きマップ』・「WebGIS」の 3 つを組み合わせたものである（原田ほか 2015a, 原田ほか 2015b, 原田ほか 2016）。

これらは、報告者が先行研究（原田 2011）でプロトタイプを開発したものであり、現場で試験運用しながら性能評価と改良を重ね、活動現場の実情に即した持続可能性の高いしくみとして実用化することをめざした（図 1）。



図 1 「子どもの被害防止ツールキット」
の完成イメージ

(2) 文部科学省のモデル事業の参与観察

文部科学省による『防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業』の前身は、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法の開発・普及等を目的として平成 24 年度から実施された『実践的防災教育総合支援事業』である。平成 27 年度からは、防災教育を中心として、交通安全・防犯を含める形に改編された。

この枠組みのもとで実施されるモデル事業は、「地域の関係機関・関係団体・住民・保護者との連携」により「専門家等アドバイザーの指導・助言」のもとに進めることとされており、このため、われわれにとっては、モデル校となった学校や関係者・関係機関と「ともに取り組む」形で、現場の実態を間近から観察することが可能であった。

実施に当たって具体的な協働（観察）の機会となったのは、以下のような場面であった。

- ・計画／予算案の作成と執行への助言
- ・事業推進「実践委員会」への参加
- ・学校のパソコンへの『聞き書きマップ』などのアプリケーションソフトのインストール
- ・「危険なできごとカルテ」による調査
- ・『聞き書きマップ』を用いたフィールドワーク

3 結果

首都圏の A 県におけるモデル校および関係者・関係機関とともに実施した 2015 年度・2016 年度の取り組みを通じて、以下の諸点が観察された。

(1) 予算執行・運用ルールの解釈の多様性

本モデル事業では、実践計画の策定と並行して、年間の予算計画の作成・提出が求められる。また、A 県の場合、予算の費目ごとに計上可能額の目安が決められ、それに沿った予算計画が求められる。これが一因となって、学校現場での予算執行に種々の制約が生じ、結果的に計上した予算が執行できず返納されたり、必要な物品を他の財源で調達するなどのことが見られた。こうした予算執行・運用ルールの解釈は、A 県庁の部内でも部局ごとに若干の相違があり、たとえば備品と消耗品との切り分けの基準などについて、部局間で認識が異なる例などもあった。こうした多様な「ローカルルール」の存在が関係者の円滑な連携の障害となる場面も見られた。

(2) 情報機器の管理・活用支援体制の差異

情報機器の管理に関しては、児童の誤操作などの対策として導入されている「環境復元ソフト」がと

くに問題であった。学校のパソコンに『聞き書きマップ』などのアプリをインストールする際、市の情報機器管理担当部門に依頼して、このソフトを一時的に解除してもらう必要が生じた。また、市ごとに情報機器の活用支援体制に差異があり、新規アプリの導入や運用に際して、これが現場の先生方の負担感に影響すると思われた。

(3)モデル校どうしの連携の重要性

2016年度のモデル事業の実施にあたり、2015年度のモデル校から多くの支援が得られた。他方、実施／予算計画の立案段階では、両校の連携がまだ十分確立しておらず、前年度の教訓を生かしきれない面も見られた。各年度の事業の成果を累積的に生かすためにも、早い時期からのモデル校同士の連携構築が重要であると考えられた。

(4)上位官庁レベルの連携の意義

2015年度のモデル事業の推進の過程で、文部科学省の担当者と警察庁の関係部門の担当者、および科警研のメンバーによる合同の検討会を実施した。それを踏まえ、2016年度のモデル事業に際しては、警察庁から地元の警察署に対し、モデル事業の周知と協力依頼の事務連絡文書が発出された。このような上位官庁レベルでの連携の構築は、現場レベルでの連携の実効性向上に有意義だと考えられる。

(5)連携の相乗効果の活用

2015年度のモデル校での取り組みが、2016年度の「初等中等教育におけるGISを活用した授業に係る優良事例表彰」で、国土交通大臣賞を受賞した。さらに、この取り組みがGPSなどの衛星測位技術を活用していることから、内閣府宇宙開発戦略推進事務局のウェブページにその紹介記事が掲載された。これらを通じて、当初は文部科学省による「安全教育」のモデル事業であった同校の取り組みが、国土交通省の「地理／GIS教育」や、内閣府の「宇宙教育」としての意義も認識され始めている。このように、実践の現場での取り組みは、複数の省庁が独自に推進する施策に横串をさす効果を生む場合があり、その相乗作用を意識的に活用することで、現場に大きなインセンティブを与えられると考えられる。

4 考察

科学技術と社会との関係深化の推進方策を検討した文部科学省の報告書は、多様なグループ・機関の協働による活動の促進のために、人・組織・設備・政策・制度等の要素が有機的に結びついた「共創のエコシステム」を充実させる必要があると指摘している(安全・安心科学技術及び社会連携委員会 2015, p.9)。研究開発の成果を持続可能な形で「社会に実装」するためには、このような関係者の連携の社会的しくみづくりが必要不可欠だと考えられる。

一方で、こうした「研究と実践をつなぐ」取り組みは、従来型の学術研究の手法になじみにくく、研究者としての評価にもつながりにくいいため、業績志向の若手研究者に敬遠されがちだったと思われる。

しかし、多様な人・組織・制度などの連携を模索する取り組みは、本質的にきわめて社会的な営為であり、社会学者にとって示唆に富む発見の契機ともなる。本報告で指摘した「ローカルルール」の衝突は、その典型的な一例だと思われる。

学校教育現場でのモデル事業の支援という得難い機会を生かし、実践のための社会的観察を深めていくことが、今後に向けたわれわれの課題である。

謝辞

本研究は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)「子どもの犯罪被害の前兆的事案調査法の開発と妥当性評価」(代表:原田豊 科学警察研究所犯罪予防研究室特任研究官)の一環として実施したものである。記して謝意を表す。

文献

原田 豊, 2011, 「『子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立』研究開発実施終了報告書」『戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)「犯罪からの子どもの安全」研究領域』(<http://www.ristex.jp/examin/criminal/pdf/20120308-3.pdf>)。

原田 豊・齊藤 知範・山根 由子・松下 靖・三宅 康一・大川 裕章, 2015a, 「スキャナによる自動読み取りに対応した子どもの犯罪被害の前兆的事案調査キットの開発」『第60回数理社会学会大会研究報告要旨集』: 41-42。

-----, 2016, 「改良版「危険なできごとカルテ」を用いた子どもの被害の前兆的事案調査」『地理情報システム学会第25回研究発表大会講演論文集 CD-ROM』

原田 豊・齊藤 知範・山根 由子・稲葉 信行・大川 裕章, 2015b, 「『聞き書きマップ』を用いた通学路の安全点検地図の作成」『地理情報システム学会第24回研究発表大会講演論文集 CD-ROM』 24

安全・安心科学技術及び社会連携委員会, 2015, 「社会と科学技術イノベーションとの関係深化に関わる推進方策～共創的科学技術イノベーションに向けて～」

第 15 期 研 究 委 員 会

津富宏※ 赤羽由起夫 鮎川潤 伊藤康一郎 上田光明 大塚英理子
岡邊健 葛野尋之 久保貴 作田誠一郎 土井隆義 橋場典子
福島至 藤原佑貴 堀越直仁 松宮孝明 水藤昌彦 森久智江

※委員長

『日本犯罪社会学会第 43 回大会報告要旨集』

[第 43 回大会]

開 催 日：2016 年 10 月 29 日（土）・30 日（日）
会 場：甲南大学岡本キャンパス（神戸市東灘区）
大会実行委員長：前田忠弘（甲南大学）

発 行 日：2017 年 3 月 27 日
編 集：日本犯罪社会学会研究委員会
発 行 者：日本犯罪社会学会
577-0036 大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35
学術センターU-BOX 2F